令和５年度 林野庁委託事業

「クリーンウッド」実施支援事業のうち
違法伐採関連情報等の提供
（生産国における情報調査）
報告書

令和６年３月

林野庁

令和５年度 林野庁委託事業

「クリーンウッド」実施支援事業のうち
違法伐採関連情報等の提供
（生産国における情報調査）
報告書

目　　次

Ⅰ．事業概要 …… 1

Ⅱ．インドネシア共和国
１．森林の伐採段階における法令等調査 …… 3
（１） 2022 年 12 月の環境林業大臣通達
① 通達の構成 …… 3
② 森林経営のパフォーマンス評価の基準及びガイドライン …… 6
③ 川上の流通段階における合法認証材（VLHH）の基準及びガイドライン …… 20
④ 川下の流通段階における基準及びガイドライン …… 24
⑤ 林産物の自己宣言書の発行とその確認を行うためのガイドライン …… 28
⑥ 林産物輸入ガイドライン …… 29
⑦ V-LEGAL 又は FLEGT ライセンスの書類発行に係るガイドライン …… 30
⑧ 独立評価認証機関（LPVI）のガイドライン …… 36
⑨ SVLK マークの使用に係るガイドライン …… 37
⑩ 持続可能な森林経営（PHL）の実績評価及び合法認証材（VLHH）の審査並びに林産物の自己宣言の実施に係る独立したモニタリング、申立て、苦情及び訴訟の解決に係るガイドライン …… 37
（２） 非木質林産物の取扱いについて …… 37
（３） V-Legal 文書の発行状況 …… 40
２．木材の流通段階における法令等調査 …… 42
３．木材生産・流通状況 …… 43

Ⅲ．中華人民共和国
１．森林の伐採段階における法令等調査 …… 49
（１） 森林法実施条令の改正草案 …… 49
（２） 罰金に係る国務院決定と森林法実施条令の改正 …… 50
（３） 木材の管理方法の変更に係る情報 …… 51
２．木材の流通段階における法令等調査 …… 53
３．木材生産・流通状況 …… 55
４．その他の調査事項
【中国の立方制度の概要】
（１） 中国の立法機関 …… 61
（２） 地方人民代表大会及び地方人民代表大会常務委員会 …… 63
（３） 法令区分別立法権 …… 63
（４） 立法手続き …… 65
（５） 法律の改正手続き …… 70
（６） 行政法規 …… 70
（７） 地方条令 …… 72
（８） 法令文書の収集について …… 73

【仮訳】中華人民共和国森林法実施条例
（改正草案）（コメント用草案） …… 74

Ⅳ．タイ王国
１．森林の伐採段階における法令等調査 …… 86
（１）森林の定義 …… 87
（２）森林の区分 …… 87
（３）規制樹種と伐採許可 …… 88
（４）天然林伐採の禁止 …… 89
（５）人工林 …… 89
（６）伐採主体 …… 90
（７）ゴムノキの伐採 …… 91
（８）登録スタンプの打刻又は販売用シールの表示 …… 91
（９）丸太の売買及び輸送 …… 92
２．木材の流通段階における法令等調査
（１）木材及び木材製品の証明書の発行に関する森林局規則 …… 92
（２）木材の輸出入制限 …… 93
（３）トラッキングシステムの実証実験 …… 94
３．木材生産・流通状況
（１）木材加工産業 …… 103
（２）加工工場で使用が許可されている木材 …… 104
（３）木材製品流通業者 …… 104
（４）輸出入 …… 105
（５）森林認証 …… 107
（６）違法伐採に関する関連情報 …… 107
（７）その他 …… 108
【仮訳】森林局規則
木材、木材製品又は木炭の証明書の発行に関する王立森林局の規制 …… 109

１ 事業概要

１．事業の目的

平成 29 年５月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が施行され、同年 11月からは、同法に基づく木材関連事業者の登録が始まった。このような中、木材関連事業者が同法に基づく合法性の確認等を効率的に行えるよう、国は同法第４条に基づき、同年５月から情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開し、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供を行っている。

本事業は、今後も引続き同法の円滑な運用を推進するため、「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報の更新・拡充を行うとともに、掲載情報に関する事業者等からの問合せに対応することを目的としている。実施した事業としては、①生産国における情報調査、②「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し、③「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問合せへの対応を行った。

なお、本報告書は、①についてとりまとめたものである。

２．事業実施体制

本事業は、一般社団法人全国木材検査・研究協会と一般社団法人全国林業改良普及協会の共同事業体が受託し、前者が生産国における情報調査を実施した。事業従事者は表 1-1 のとおりである。

表 1-1 事業従事者

氏　名	所属・役職
小澤　眞虎人 （事業責任者）	専務理事兼総務部長
佐々木　亮	調査研究部長
大久保　尚哉	検査部課長代理兼調査研究部
武政　有香	総務部課長代理兼調査研究部

３．実施内容

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、「クリーンウッド・ナビ」に掲載するための生産国・地域における情報収集を行った。

（１） 調査対象国・地域

調査対象国候補は、クリーンウッド・ナビに掲載されている国別情報を参考に、木材流通や関連法令に変化があった国・地域や我が国への輸入量が多い国・地域、違法伐採問題に関して重要な国・地域から調査の実行可能性及び過去に行われた調査の実績を考慮して、インドネシア、中国及びタイの３カ国を選定した。

（２） 調査内容

①森林の伐採段階における法令等調査

- 法令等の概要及び運用状況
- 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要
- 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

②木材の流通段階における法令等調査

- 法令等の概要及び運用状況
- 木材の流通・合法性の確保に関する法令
- 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

③木材生産・流通状況

- 調査対象国の木材生産・流通の特徴
- 森林認証システムの導入状況
- 違法伐採に関する関連情報

④その他、調査対象国において個別に調査すべき事項

（３） 調査方法

インドネシア及びタイについては、法令等の概要を文献調査により整理した上で、違法伐採問題への対応や木材産業の実情に精通している有識者等の助言を得ながら、フォーカルポイントを明らかにした上で現地調査を実施した。

現地調査では、調査対象国・地域の行政機関、業界団体、企業等に対してヒアリング調査を実施した。現地調査日程は表 1.2 のとおりである。

表 1-2 現地調査日程

現地調査	実施期間
インドネシア	2023 年 12 月 17 日～12 月 22 日
タイ	2024 年 1 月 15 日～1 月 19 日

中国については、ウェブサイトを利用した文献調査、国内関連企業からの聞き取り調査を行った。

Ⅱ.インドネシア共和国

本章の目的は、『令和３年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業』において 2021 年に実施したインドネシアに係る調査結果も踏まえ、その後の情勢の変化や新たな制度等について明らかにすることである。

１．森林の伐採段階における法令等調査

インドネシアで木材の合法性の確立及び木材製品の合法性の維持に係る最も重要な法令は、2021 年２月に林業に係る規則を包括して制定された「林業施業法（2021 年政府法令第 23 号）」[1]の制定を受けて環境林業大臣が同年４月に制定した「森林の管理及び森林経営計画の作成並びに保全林及び生産林における森林利用に関する規則（2021 年環境林業大臣規則第８号）」[2]である[3]。

2021 年の環境林業大臣規則第８号の第 234 条の規定は、大臣の代理である局長が次の事項に係る基準及びガイドラインを定めると規定している。

A. パフォーマンス評価。
B. 合法性の検証。
C. 林産物の自己宣言の発行。
D. デューデリジェンス。
E. V-Legal 文書の発行。
F. 輸出用の非木質林産物の合法性を証明する文書。
G. 独立評価認証機関（LPVI）に係る事項。
H. SVLK マークの発行並びに独立モニター、苦情の解決及び訴訟に係る事項。

環境林業大臣規則第８号の第 234 条の規定を根拠にして、2022 年 12 月に環境林業大臣が通達したのが「合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン」[4]（以下、「2022 年ガイドライン」という）である。

2022 年ガイドラインの特徴は、従来のガイドラインと比較して、法令遵守のための基準及び指標及び指標別の認証並びにパフォーマンスの評価の根拠及び手法を詳細に具体的に定めていることにある。2022 年ガイドラインにより、2021 年の環境林業大臣規則第８号の遵守義務を負う法人及び個人は、法令遵守のための体制整備及び業務実行方法を明確に理解できるようになっている。

本報告書では主に 2022 年ガイドラインの構成と概要を報告することとし、詳細な内容については別冊の仮訳資料（インドネシア共和国環境林業省環境林業大臣通達、合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン仮訳（以下「別冊資料」という。））により報告する。ただし、仮訳資料は、あくまでも原文資料を解釈するための参考資料として利用願いたい。

---

[1] Peraturan Pemerintah Nomor 23 Tahun 2021 Tentang Penyelenggaraan Kehutanan.　令和３年度報告書では「政府令№23/2021」と記載。

[2] Peraturan Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan Nomor 8 Tahun 2021 Tentang Tata Hutan dan Penyusunan Rencana Pengelolaan Hutan, Serta Pemanfaatan Hutan di Hutan Lindung dan Hutan Produksi　令和３年度報告書では「環境林業大臣令№23/2021」と記載。

[3] 2021 年環境林業大臣規則第８号制定までのインドネシアの合法性証明に係る主要関連法令の経緯及び内容については、平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書及び令和３年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書を参照。

[4] Keputusan Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan Nomor SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/ 12/ 2022 Tentang Standar dan Pedoman Pelaksanaan Sistem Verifikasi Legalitas dan Kelestarian.

（1）2022 年 12 月の環境林業大臣通達

①通達の構成

2022 年 12 月の大臣通達の構成は、次表のとおりである。同通達では、本文に続く附属資料に具体的な基準及びガイドラインを定めている。

表 2-1　2022 年 12 月の環境林業大臣通達の構成

	文 書 名
本文	合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン Standar dan Pedoman Pelaksanaan Sistem Verifikasi Legalitas dan Kelestarian.
附属資料	
	生産林及び保全林における持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンス評価の基準及びガイドライン
1.1	生産林の森林利用事業許可（PBPH）における持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準 Standar Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari (PHL) pada PBPH Hutan Produksi.
1.2	保全林における森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準 Standar Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari (PHL) pada Pbph dan Hhak Pengelolaan di Hutan Lindung.
1.3	持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンス評価の実施に係るガイドライン Pedoman Pelaksanaan Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari.
	川上の流通段階[5]における合法認証材（VLHH）の基準及びガイドライン
2.1	森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る林産物の合法性（合法認証材（VLHH））の認証基準及び指標 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan (VLHH) pada PBPH dan Hak Pengelolaan Kriteria dan Indikator Verifikasi Legalitas Kayu.
2.2	非林業活動木材利用許可（PKKNK）所持者に係る木質林産物合法性認証（VLHHK）基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu (VLHHK) pada Pemegang Persetujuan Pemanfaatan Kayu Kegiatan Non Kehutanan (PKKNK).
2.3	社会林経営契約（地域林業（HKm）、共同体人工林（HTR）及び里山（HD））における合法認証材（VLHH）基準及び指標 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan (VLHH) Kayu pada Persetujuan Pengelolaan Perhutanan Sosial (HKm, HTR dan HD) Kriteria dan Indikator Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu.
2.4	私有林材に係る合法認証材（VLHH）基準 Standar VLHH Kayu pada Hutan Hak.
2.5	森林利用事業許可（PBPH）、経営権、社会林経営の承認及び非林業活動における木材利用承認の所持者に係る合法認証材（VLHH）のガイドライン Pedoman VLHH Kayu pada Pemegang PBPH, Hak Pengelolaan, Persetujuan Nengelolaan Perhutanan Sosial dan Persetujuan Pemanfaatan Kayu Kegiatan Non Kehutanan.
2.6	私有林林産物の合法性審査のためのガイドライン Pedoman Verifikasi Legalitas Hasil Hhutan pada Hutan Hak.

5 「川上の流通段階」とは、インドネシアでは丸太の流通段階をいう。

	文 書 名
	川下の流通段階[6]における基準及びガイドライン
3.1	木材加工事業許可（PBPHH）所持者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Pemegang PBPHH.
3.2	産業事業活動許可所持者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Pemegang Perizinan Berusaha Untuk Kegiatan Usaha Industri.
3.3	登録丸太集積場（TPT-KB）に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada TPT-KB
3.4	輸出業者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Eksportir.
3.5	輸入業者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Importir
3.6	木材加工事業許可（PBPHH）所持者、産業事業活動用事業許可（PB）所持者、登録丸太集積場（TPT-KB）、輸出業者（事業者識別番号（NIB）及び営業許可（SIUP）を有する商社）及び輸入業者に係る木質林産物の合法性認証のためのガイドライン Pedoman Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada PBPHH, PB Untuk Kegiatan Usaha Industri, TPT-KB, Eksportir (Perusahaan Perdagangan Yang Memiliki NIB dan SIUP), dan Importir.
4	林産物自己宣言書の発行及びその確認を実施するためのガイドライン Pedoman Penerbitan dan Pengecekan Deklarasi Hasil Hutan Secara Mandiri.
5	林産物輸入ガイドライン Pedoman Impor Produk Kehutanan.
6	V-Legal 又は FLEGT ライセンスの書類発行に係るガイドライン Pedoman Penerbitan Dokumen V-LEGAL/ Lisensi FLEGT.
	独立評価認証機関（LPVI）のガイドライン
7.1	独立した評価審査機関及び V-Legal 又は FLEGT ライセンス発行機関を決定するためのガイドライン Pedoman Penetapan Lembaga Penilai dan Verifikasi Independen dan Lembaga Penerbit Dokumen V-LEGAL/ Lisensi FLEGT.
7.2	持続可能な森林経営（PHL）及び林産物の合法性を認証するための実績評価の実施における職員及び審査員の基準及び要件に係るガイドライン Pedoman Kriteria dan Persyaratan Personil dan Auditor Dalam Pelaksanaan Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari (PHL) dan Verifikasi Legalitas Hasil Hutan.
7.3	V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの発行機関としての独立評価検証機関（LPVI）及び V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスのユーザーとしての輸出業者の法令遵守違反又は不適合を処理するためのガイドライン Pedoman Penanganan Ketidaktaatan/ Ketidaksesuaian Lembaga Penilai dan Verifikasi Independen (LPVI) Sebagai Lembaga Penerbit Dokumen V-Legal/Lisensi FLEGT dan Eksportir Sebagai Pengguna Dokumen V-Legal/Lisensi FLEGT.
8	SVLK マークの使用に係るガイドライン Pedoman Penggunaan Tanda SVLK.

6 「川下の流通段階」とは、インドネシアでは加工製品の流通段階をいう。

	文 書 名
9	持続可能な森林経営（PHL）の実績評価及び合法認証材（VLHH）の審査並びに林産物の自己宣言の実施に係る独立したモニタリング、申立て、苦情及び訴訟の解決に係るガイドライン Pedoman Pemantauan Independen, Pengajuan dan Penyelesaian Keluhan dan Banding Dalam Pelaksanaan Penilaian Kinerja PHL dan Verifikasi Legalitas Hasil Hhutan (VLHH) Kayu Serta Penerbitan Deklarasi Hasil Hutan Secara Mandiri.

②森林経営のパフォーマンス評価の基準及びガイドライン（附属資料 1.1～1.3）

インドネシアは、森林を保護林、保全林及び生産林に大きく区分して管理している。このうち、保護林は経済的活動の対象としていない。

このため、2022 年 12 月の環境林業大臣通達では、経済的活動の対象となる生産林及び保全林に持続可能な森林経営パフォーマンス評価の基準及びガイドライン（附属資料 1.1 及び 1.2）を設定している。

森林経営のパフォーマンス評価の基準及びガイドラインでは、表 2-2 及び表 2-3 に掲げる指標で構成している。

表2-2　生産林の森林利用事業許可（PBPH）における持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準（附属資料1.1）の指標構成

指標検討結果	評価ツール（検査員）の検討結果
1.1. 森林利用事業許可（PBPH）所持者の確実性	1.1.1. 実現レベルに応じた森林利用事業許可（PBPH）法的文書及び境界管理文書の入手可能性（境界確定計画、技術監査（TBT）作業指示書、技術監査（TBT）報告書、技術監査（TBT）マップ及び境界確定議事録（BATB））。
	1.1.2. 境界確定議事録（BATB）とその保管。
	1.1.3. ライセンススキームを経ない許可区域又は作業区域の使用（使用がない場合は該当なし（NA））。
	1.1.4. 森林利用事業許可（PBPH）による作業領域の管理。
1.2. 森林利用事業許可（PBPH）所持者のコミットメント。	1.2.1. 持続可能な森林経営（PHL）に基づいた文書の存在と会社の見通し、使命及び目的の社会化の実施。
	1.2.2. 会社の見通し、使命及び目標の実施。
1.3. 持続可能な森林経営活動を支援するために、要件を満たす林業専門家その他のスタッフを必要に応じて雇用する森林管理組織。	1.3.1. 持続可能な森林管理の実施を保証する森林管理組織の利用可能性。
	1.3.2. 規定に基づいた森林管理活動の各分野における林業専門家（林学士、中級林業技術者、その他の技術者）の配置。
	1.3.3. 人事能力の向上。
	1.3.4. 林業専門職（林学士、林業中級技術職員等）の採用資料の掲載。
1.4. 定期的なモニタリング、定期的な報告、評価、達成（活動）又は森林利用事業許可（PBPH）所持者の進捗状況に係るフィードバックの提示の実施を計画するための能力とメカニズム。	1.4.1. 管理情報システム機器の存在。
	1.4.2. 内部統制組織（SPI）又は内部監査役の存在とその有効性。
	1.4.3. モニタリングと評価の結果に基づいた是正措置と予防措置の実施。
	1.4.4. 環境林業省その他の機関に所属する運用実施要員の存在及び規則の遵守。

指標検討結果	評価ツール（検査員）の検討結果
1.5. 無料、かつ、事前のインフォームドコンセント（FPIC）	1.5.1. 利用事業計画の理解、関与、プロセスの記録、内容の普及の促進により、利用事業計画が承認される。
	1.5.2. 現在の伐採作業区画（RKT）で保護地域を設立する過程での承認。
2.1.　持続可能な森林経営における長期作業林区の構築	2.1.1. 権限のある職員により承認された長期計画文書の完全性。
	2.1.2. 長期計画に基づく適切な作業エリアの配置。
	2.1.3. 森林利用事業単位のブロック境界の維持（サンプリング原単位５％）。
2.2.　林産物別の持続可能な森林利用、森林面積利用及び環境サービス	2.2.1　資源調査又は資源識別の結果に基づいた森林利用（木質林産物（HHK）、非木質林産物（HHBK）、森林面積又は環境サービス）に係る潜在的なデータがある。
	2.2.2. 規定に基づいた森林利用事業活動の種類別の環境収容力による森林利用の適合性。
2.3.　森林の持続可能性を確保するための森林活用事業活動を段階的に実施。	2.3.1. 森林利用事業の種類別に、活動の全ての段階で標準作業仕様書（SOP）が利用可能。
	2.3.2. 森林利用事業の種類別に活動の全段階に対する標準作業仕様書（SOP）を実施。
	2.3.3. 天然資源の再生産能力、再生又は回復の水準により森林の持続可能性が保証される。
2.4.　森林利用の取組における環境に優しい技術の利用と応用	2.4.1. 森林利用の取組において環境に優しい技術を導入するための手順の利用可能性。
	2.4.2. 環境に優しい技術を森林活用に応用。
	2.4.3.森林資源への影響を最小限にとどめる。
2.5.　承認された計画書に基づく森林活用事業による生産（物品やサービス）の実現	2.5.1. 森林利用年間施業計画（RKTPH）文書は、規定に定める資源調査結果に基づき作成される。
	2.5.2. 作業地図と森林利用年間施業計画（RKTPH）の整合性。
	2.5.3. 全ての森林利用事業活動の現場における林区境界のマーキングと作業地図との整合性。
	2.5.4. 商品、サービス及び生産の短期計画文書への適合。
2.6. 森林利用事業許可（PBPH）所持者の生産林における森林利用事業活動に資金を提供する財務能力	2.6.1. 財務能力の充実状況については、「生産林の活用等に係る財務報告に係るガイドライン」に基づいて作成された財務管理報告書（公認会計士の監査を受けたもの）により判断。
	2.6.2. 資金の比例配分の実現（注：不可抗力又は方針の変更により100％を超える実現があった場合、企業予算執行計画（RKAP）に概要が示されている資金の比例配分は100％とみなされる）。
	2.6.3. 十分な資金配分の実現は、生産林利用財務報告ガイドライン（公認会計士による監査又はコミッショナー、当局若しくは株式総会（RUPS）の結果により承認及び署名された昨年の未監査報告書に基づき行われる。
	2.6.4. 円滑な資金調達の実現。
	2.6.5.再造林への資本投入。
	3.1.2. 保護区域の配置（マークされている割合、境界標識が認識されている）又は保護価値の高い地域（ABKT）の境界線。

指標検討結果	評価ツール（検査員）の検討結果
	3.1.3. 保護エリアの配置（マークされたパーセンテージ、認識された境界マーカー）又は保護価値の高い地域（ABKT）境界線。
	3.1.4. 泥炭生態系の保護と管理 （土壌の種類が泥炭以外の場合、この検証ツールは適用しない）
	3.1.5. 保護地域の当事者の承認。
3.2. 森林の保護と安全	3.2.1. 森林地帯への侵入、無許可伐採、伐採、火災の予防と消火その他の特定された種類の問題に適した保護手順の利用可能性。
	3.2.2. 規定に基づく森林における障害に対応する保護基盤の利用可能性。
	3.2.3. 適切な森林保護人材の確保が、テクノロジーの活用によって支えられている。
	3.2.4. 先制的予防的抑圧的森林保護の実施効果。
3.3. 森林利用による物理的及び化学的成分への影響の管理と監視	3.3.1. 物理的及び化学的コンポーネントへの影響を管理し、監視するための手順の利用可能性。
	3.3.2. 基盤又は機器の利用可能性及び適切な人材によるB3廃棄物管理を含む、物理的化学的コンポーネントへの影響の管理と監視。
	3.3.3. 実施 環境文書に基づいたB3廃棄物管理を含む物理的化学的成分への影響の管理と監視。
3.4. 保護種、絶滅危機種、希少種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の特定。	3.4.1. 森林利用事業許可（PBPH）地域で保護されている動植物並びに希少種、絶滅の危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の識別手順の利用可能性。
	3.4.2. 森林利用事業許可（PBPH）地域で保護されている種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物を特定する活動の実施。
	3.4.3.森林利用地域で保護されている種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種植物の識別結果に係るデータの入手可能性。
3.5. 動植物の管理: 1. 乱されていない生産林及び損傷のない部分（保護された高保全価値地域（ABKT））。 2. 識別活動の結果としての保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の保護。	3.5.1. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の管理のための文書化された手順の利用可能性。
	3.5.2. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の管理の実施。
	3.5.3. 森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有動植物とその生息地の状態。
4.1. 森林利用事業許可（PBPH）所持者の作業区域と、森林利用事業許可（PBPH）生産林エリア内の慣習法上の共同体の領域及び地元共同体による土地所有権の境界線の明確化。	4.1.1. 先住民及び地域社会の存在並びに基本的権利を特定するための手順の利用可能性及び参加型境界マーキングを含む作業領域の描写。
	4.1.2. 先住民及び地域社会の存在及び基本的権利の特定を調査した結果の記録の利用。
	4.1.3. 慣習法共同体及び地域共同体により管理されている森林利用事業許可（PBPH）地域における参加型境界マーキングの描写と実施の結果。
	4.2.1潜在的な紛争解決フローチャートが利用可能。
	4.2.2. 紛争解決メカニズムが整備されている。

指標検討結果	評価ツール（検査員）の検討結果
	4.2.3. 資金提供を受けた紛争解決機関の存在。
	4.2.4. 紛争解決フローチャートの識別結果に基づいた紛争解決計画の作成
4.2. 体系的で測定可能な紛争解決及び紛争解決実施システムの利用可能性	4.2.5. 文書化された紛争処理規程の制定及び実施。
4.3. 当事者間利益の公平な分配メカニズムの利用可能性と実施	4.3.1.森林利用事業許可（PBPH）所持者による森林資源（SDH）管理活動に関与、依存及び影響を受ける慣習共同体又は地域共同体に係るデータ及び情報の利用可能性。
	4.3.3. 先住民及び地域社会の生産的な経済活動を促進するための努力を含む森林利用事業許可（PBPH）所持者の計画文書の存在
4.4. 適用される法律及び規制に従った企業の社会的責任の遂行。	4.4.1. 森林利用事業許可（PBPH）所持者の共同体のニーズと社会的及び環境的責任プログラムを特定する。
	4.4.2.規定に基づいた森林利用事業許可（PBPH）所持者のための社会的環境的責任作業の計画文書の利用可能性。
	4.4.3. 森林利用事業許可（PBPH）所持者による社会的環境的責任を遂行するメカニズムの利用可能性。
	4.4.4. 森林利用事業許可（PBPH）所持者による優先社会的環境的責任を遂行するプログラムの普及活動。
	4.4.5. 森林利用事業許可（PBPH）所持者による社会的環境的責任の遂行の実現。
4.5. 労働福祉の保護、発展及び改善。	4.5.1. 労使関係施設の利用可能性。
	4.5.2. 標準的なキャリアパス方針の導入。
	4.5.3.キャリアパスを支援するコンピテンシー開発。
	4.5.4. 従業員の福利厚生の権利の実現。

表2-3　保全林における森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準（附属資料1.2）の指標構成

検討結果指標	評価ツール（検査員）の検討結果
1.1. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林地域又は経営権の確実性	1.1. 法的文書（森林利用事業許可（PBPH）法令の附属書のフローチャート又は経営権）及び境界管理文書（境界計画、技術監督（TBT）作業指示書、技術監督（TBT）レポートブック、技術監督（TBT）の境界確定議事録（BATB）の利用。
	1.2. 境界確定議事録（BATB）とその保管。
	1.3. 地域及び作業区域の機能の変更に係る許可所持者の行動（機能に変更がない場合は適用外）。
	1.4. 環境林業省（KLHK）の許可手順を経ない許可エリア又は作業エリアの使用（使用がない場合は適外）。
	1.5. 保安林管理許可（PBPH HL）又は経営権による作業領域の制御。
1.2. 森林利用事業許可（PBPH）保全林所持者のコミットメント及び経営権.	2.1. 持続可能な森林経営（PHL）に基づく会社のビジョン、使命及び目標に係る文書の存在及び普及の実施。
	2.2. 会社のビジョン、使命、目標の実施。
1.3. 持続可能な森林経営活動を支援するために、必要に応じて林業専門家やその他の有資格者を雇用する森林管理組織。	3.1. 持続可能な森林経営の実施を保証する森林経営組織の活用。
	3.2. 規定に基づく森林経営活動の各分野における林業専門人材（林学卒業生、林業中級技術者、その他の技術者）の配置。
	3.3. 人事能力の向上。
	3.4. 林業専門家（林業卒業生、林業二次技術者等）の採用書類の利用。
1.4. 定期的なモニタリングの実施を計画するための能力とメカニズム、定期的な報告、評価、及び森林利用事業（PBPH）の保全林活動の進捗状況に係るフィードバックの提示又は森林利用事業（PBPH）保全林の所持者及び経営権。	4.1. 経営情報システム機器の存在。
	4.2. 内部統制組織（SPI）又は内部監査役の存在とその有効性。
	4.3. モニタリングと評価の結果に基づいた是正措置と予防措置の実施。
	4.4. 環境林業省等に所属する運用許可を運用する実施要員の存在及び記入の遵守（情報システムがまだ利用できない場合は適用外）。
1.5. 無料の事前情報提供（PADIATAPA）	1.5.1. 理解、関与、プロセスの記録、内容の普及の強化による森林利用事業活動計画の承認。
生　産 2.1. 持続可能な森林経営における長期作業場の手配。	2.1.1. 権限のある当局職員が承認した長期計画文書の完全性
	2.1.2. 現場における作業区域の配置と長期計画との適合。
	2.1.3. 利用区域と中核区域の境界の標識は、現場において明確に表示され、マッピングされ、メンテナンスされている（５％のサンプリング強度）。
2.2.　森林地域の利用、環境サービス、非木質林産物（HHBK）を収集するための保全林の持続可能な利用	2.2.1 森林資源調査の結果に基づいて開発された森林利用の可能性（森林利用面積、環境サービス及び非木質林産物（HHBK）の収穫）に係るデータがある。
	2.2.2. 計画書は、森林資源の利用可能量分析の結果に基づき準備されている。

検討結果指標	評価ツール（検査員）の検討結果
2.3.　保全林の持続可能性を確保するための森林利用事業活動の段階的実施。	2.3.1. 森林利用事業の種類別活動の全ての段階に於ける標準作業手順書（SOP）の利用可能性。
	2.3.2. 森林利用事業の種類別活動の全ての段階を作業手順書（SOP）に基づき実施している。
	2.3.3. 保全林の機能が天然資源の再生力、復元力、修復力、再生産能力の水準別に、確実に維持されている。
2.4. 保全林の活用における環境に優しい技術の適用と活用.	2.4.1. 森林利用事業における環境に優しい技術を導入するための手順の利用可能性。
	2.4.2. 森林利用事業における環境配慮技術の応用。
	2.4.3. 森林資源保護能力の維持。
2.5. 承認された計画文書に基づく保全林利用の取組みから生じる物品又はサービスの結果の実現。	2.5.1. 年間森林利用施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT）文書は、承認された年間森林利用施業計画（RKTPH）又は持続森林規制計画（RPKH）及び森林目録の結果に基づき作成されている。
	2.5.2. 作業用地図と年間森林利用施業計画（RKTPH）又持続森林規制計画（RPKH）の地図との整合性。
	2.5.3.作業用地図と事業種別に業務活動に使用する場所の整合性。
	2.5.4. 短期計画文書に基づいて製造した製品、商品又はサービスの適合性。
2.6. 森林利用事業許可（PBPH）保全林又は経営権所持者の森林利用事業活動に資金を提供する財務能力。	2.6.1. 財務余力の有無については、「保全林利用財務報告ガイドライン」に基づき作成された財務管理報告書（公認会計士の監査を受けたもの）に基づき判断する。
	2.6.2. 比例的な資金配分の実現 （注：不可抗力の状況又は企業予算執行計画（RKAP）に概説されている資金配分の比例方針の変更により100%を超える実施があった場合、ギャップは100%とみなす）。
	2.6.3. 森林に投資（返還）した資本。
エコロジー 3.1. 保全林の機能と状態の実態及び安定性	3.1.1. 保全林利用事業許可（PBPH）地域における高保全価値地域（ABKT）の種類及び経営権に係る情報が利用できる。
	3.1.2. 森林利用事業許可（PBPH）地域の閉鎖条件及び保全林使用に係る経営権。
	3.1.3. 高保全価値地域（ABKT）の存在を示す標識。
3.2. 森林の保護と保全	3.2.1. 森林地域への侵入、伐採、防火及び消火その他の特定できる種類別の阻害要因に対応できる適切な保護手順の利用。
	3.2.2. 規定に基づく森林への阻害要因防止インフラの利用。
	3.2.3. 森林保護のための適切な人材の確保が、テクノロジーの利用により支えられている。
	3.2.4. 先制的予防的抑圧的森林保護実施の効果
3.3. 森林利用による物理的及び化学的成分への影響の管理及びモニタリング	3.3.1. 物理的化学的要素への影響を管理又はモニタリングするための手順の利用。
	3.3.2. 適切な人材に支えられたB3廃棄物管理を含む物理的化学的要素への影響を管理又はモニタリングするための基盤整備又は訓練施設の利用。

検討結果指標	評価ツール（検査員）の検討結果
	3.3.3. 環境文書に従基づくB3廃棄物管理を含む物理的び化学的要素への影響の管理と監視の実施。
3.4. 保護種、絶滅危機種、希少種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の識別。	3.4.1. 保全林及び経営権の森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧又は固有種の動植物を特定するための手順の利用。
	3.4.2. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林及び経営権がある地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の識別活動の実施。
	3.4.3. 保全林及び経営権がある森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の識別に係るデータの入手。
3.5. 動植物の管理: 1. 荒らされていない保全林の特定の区域及び損傷を受けていない区域（保護区域及び高保全価値地域（ABKT）の識別活動の結果として生じる保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の保護	3.5.1. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の管理のための文書化された手順の利用。
	3.5.2. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の管理の実施。
	3.5.3. 森林利用事業許可（PBPH）保全林区域及び経営権がある区域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物とその生息地の状態。
4.1. 保全林利用事業許可（PBPH）及び経営権の所持者の作業区域並びに慣習法による共同体、保全林利用事業許可（PBPH）区域及び経営権内の地元共同体による土地管理の領域及び境界の明確化。	4.1.1. 慣習法に基づく共同体及び地域共同体の存在並びに基本的権利を確認するための手順の利用及び参加型の境界表示を含む作業区域の境界確定。
	4.1.2. 慣習法に基づく共同体及び地域共同体の存在並びに基本的権利の確認の実施結果の記録の利用
	4.1.3. 森林利用事業許可（PBPH）保全林区域及び手順に基づく慣習法上の共同体及び地域共同体により管理するための経営権における参加型境界の確定及び実施結果。
4.2. 紛争解決システムがあり、体系的、かつ、測定可能な紛争管理が実施されている。	4.2.1. 潜在的な紛争解決報告を使用。
	4.2.2. 紛争解決フローチャートが利用できる。
	4.2.3. 紛争解決フローチャートが利用可能であり、紛争解決機関が資金の支援をしている。
	4.2.4. 紛争解決計画は、紛争解決フローチャートの識別結果に基づいて使用できる。
	4.2.5. 文書化された紛争処理の実施の実現。
4.3. メカニズムの利用と当事者間の利益の公平な分配の実施	4.3.1. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林及び経営権所持者による森林資源（SDH）の管理活動に関与し、依存し、影響を受ける慣習法上の共同体又は地域共同体に係るデータ及び情報の利用可能性。
	4.3.2. 先住民及び地域社会の生産的な経済活動を促進するためのメカニズムの利用可能性。
	4.3.3. 慣習法上の共同体及び地域共同体の生産的な経済活動を増加させる取組みを含む、森林利用事業許可（PBPH）保全林又は経営権の所持者に向けた計画文書の存在。
	4.3.4. 森林資源（SDH）管理や持続可能な生産的な経済の改善を通じて、慣習法上の共同体及び地域共同体の生産的な経済活動を増加させる活動の実施。

検討結果指標	評価ツール（検査員）の検討結果
4.4. 法令に基づく企業の社会的責任の遂行	4.4.1. 森林利用事業許可（PBPH）所持者、保全林、及び経営権に対する共同体のニーズと社会的環境的責任プログラムを特定する。
	4.4.2. 規定に基づく森林利用事業許可（PBPH）林保護及び経営権所持者のための社会的環境的責任に係る作業計画文書の利用可能性。
	4.4.3. 森林利用事業許可（PBPH）保全林及び経営権の所持者による社会的環境的責任を実施するためのメカニズムの利用可能性
	4.4.4. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林及び経営権の所持者による優先的な社会的環境的責任に係る事業を普及するための活動。
	4.4.5. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林及び経営権の所持者による社会的環境的責任の実施。
4.5. 労働福祉の保護、発展及び向上.	4.5.1. 労使関係施設の利用可能性。
	4.5.2. 標準的なキャリアパスポリシーの導入。
	4.5.3. キャリアパスをサポートする人事能力の開発。
	4.5.4. 従業員の福利厚生権利。

附属資料 1.1 及び附属資料 1.2 のパフォーマンス基準は、表 2-4 に例示するマトリックスで示されている。

パフォーマンス評価を行う検査員は、審査を行うときに「補足説明欄」の記載内容により当該指標の審査目的を正確に理解し、さらに「評価指標のツールの検討結果欄」の記載事項により具体的な審査対象を的確に把握できる。その上で検査員は、「評価指標のツールの検討結果」欄が掲げる具体的な審査対象が「検査員による規範」欄中の「１　悪い」、「２　中庸」又は「３　良い」のどの状態に該当するのかを判断し、「評価指標のツールの検討結果欄」の項目ごとに「悪い」は１点、「中庸」は２点、「良い」は３点のスコアを与える。

このマトリックスにより、検査員が下す審査結果の属人別のばらつきを抑えられるだけでなく、森林を管理する事業体も森林経営を行うにあたっての具体的な課題や自らの管理状態の水準を認識できるようになる。

「重要性」の欄の値は、検査員が「評価指標のツールの検討結果欄」の項目別に与えたスコアとともに、附属資料 1.3 で説明しているパフォーマンスを決定するためのスコアの計算に用いるウエイトである。

なお、表２－４はパフォーマンス評価を行うためのマトリックスの説明をするための例示である。全文は、原文又は本報告書の附属資料を参照いただきたい。

表 2-4　附属資料 1.1 及び 1.2 の基準表の例

指標検討結果	補足説明	評価ツール（検査員）の検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 （悪い）	2 （中庸）	3 （良い）
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1.2. 森林利用事業許可（PBPH）所持者のコミットメント。	森林利用事業許可（PBPH）所持企業の見通し、使命、目標、及び森林利用事業許可（PBPH）所持者による持続可能な森林利用を実行するための宣言。	1.2.1. 持続可能な森林経営（PHL）に基づいた文書の存在と会社の見通し、使命及び目的の社会化の実施。	1	見通しと使命のドキュメントが 利用できない。	見通しと使命の文書は入手可能で合法であるが、持続可能な森林経営（PHL）枠組みに基づいていないが、社会化は許可保持者レベルで実行され、実施の証拠（議事録）がある。	見通しと使命の文書が利用可能で合法であり、持続可能な森林経営（PHL）枠組みに従って社会化は許可所持者、許可パートナー、地域社会のレベルから開始し、実施の証拠（議事録）がある。
		1.2.2. 会社の見通し、使命及び目標の実施。	2	持続可能な森林経営（PHL）による実施率70%未満。	持続可能な森林経営（PHL）による実施率が70～90%。	持続可能な森林経営（PHL）による実施率90%超。
1.3. 持続可能な森林経営活動を支援するために、要件を満たす林業専門家その他のスタッフを必要に応じて雇用する森林管理組織。	持続可能な森林経営を確実に実現するためには、現場の専門家を雇用する森林利用事業許可（PBPH）組織が必要。	1.3.1. 持続可能な森林管理の実施を保証する森林管理組織の利用可能性。	2	組織構造と職務内容が持続可能な森林経営（PHL）枠組みに基づいていない。	組織構造と職務内容が公開され、持続可能な森林経営（PHL）の枠組みに準拠しているが、取締役会による承認は一部のみ。	持続可能な森林経営（PHL）枠組みに従った組織構造と職務内容があり、取締役会により承認されている。

持続可能な森林管理のパフォーマンス評価を実施するためのガイドライン(附属資料 1.3)は、附属資料 1.1 の基準及びガイドライン（生産林）又は附属資料 1.2 の基準及びガイドライン（保全林）を用いたパフォーマンス評価を実施するための手順書である。このガイドラインには、申請、手続き、実施体制、計画、実施方法その他のパフォーマンス評価の活動、活動計画及び手順並びにパフォーマンスの決定に係る事項を定めている[7]。

【適用範囲】

附属資料 1.3 のガイドラインでは、持続可能な森林管理のパフォーマンスの評価を行う適用範囲を、次のように定めている。

1．このガイドラインは、生産林の森林利用事業許可（PBPH）、保全林の森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンス評価の実施を対象とする。
2．生産林の森林利用事業許可（PBPH）、保全林の森林利用事業許可（PBPH）、経営権に対する持続可能な森林経営（PHL）性能評価基準及び林産物適法性認証（合法認証材（VLHH））基準の実施。

[7] 原文資料の L1.3-11～L1.3-16 頁及び仮訳資料 88～91 頁。ただし原文資料 L1.3-13 頁及び 89 頁の表中の「指標スコア欄」の２番目の値（「４」）は、原則的には与えない数値（通序は１～３の値を付与）であるが、環境林業省持続可能な森林経営局はこの点について、特別に高いスコアを付与するケースがあると説明している。

３．持続可能な森林経営（PHL）性能評価基準は、生産林及び保全林における持続可能な森林経営（PHL）性能評価基準及び指標で構成する。
４．合法認証材（VLHH）基準は、林産物の合法性の原則と指標で構成する。
５．持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準による評価は、過去６年以内の文書又は被審査者の最新のデータ及び情報の条件により実施するが、合法認証材（VLHH）基準については過去１年間を対象に実施する。

さらに、このパフォーマンス評価を実施するために、次を参考にして、ガイドラインを設定している。

【参考】
１．森林管理及び森林管理計画の作成並びに保全林及び生産林の森林利用に係る 2021 年の環境林業大臣令第８号の規則。
２．SNI ISO / IEC 17065 製品、プロセス及びサービス認証機関の要件の適合性評価。
３．SNI ISO / IEC 19011 マネジメントシステム審査ガイド。

【評価活動】
附属資料 1.3 では、評価の申請、評価計画及びアセスメントからなる評価活動の具体的な手順と内容を示している。評価活動は、独立評価認証機関（LPVI）が実施する。

【評価手順】
前述のマトリックスを使用した検査により得たスコアを用いた評価方法については、次のように定めている。

現場で審査を実施する手順は、SNI ISO 19011 規格及び持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価規格を参照する。

１．検証の重要度
検証の重要度は、検証者のパフォーマンス指標の達成度に基づいて決定する。達成のレベルに基づいて、検証者のステータスには重要度２（プロセス及び出力検証者の場合）及び重要度値１（管理検証者又は入力検証者の場合）が与えられる。

２．達成度又は指標加重の決定
達成度又は指標加重は、指標構成要素の達成を包括的に説明するものである。達成度又は指標加重は、次の３段階により決定する。
a. 良い
パフォーマンス指標の達成に対する成熟度の値又は指標加重は３。
b. 中庸
パフォーマンス指標の達成に対する成熟度値又は指標加重は２。
c. 悪い
パフォーマンス指標の達成に対する成熟度の値又は指標加重は１。

指標の達成度又は加重の範囲は、次のように設定する。
a. 良い
検証により達成された合計値が、達成可能な最大合計値の 80%を超える場合。
b. 中庸
達成された検証者の合計値が、達成可能な最大合計値の 60%から 80%までである場合。
c. 悪い

検証により達成された合計値が、達成可能な最大合計値の 60%未満である場合。

表 2-5　成熟度又は指標加重の計算例

基準	指標	確認事項	加重値	評価[8]		
				実評価	指標スコア	最大評価
前堤条件	1.1	1.1.1	1	3	3	3
		1.1.2	2	2	4	6
		1.1.3	1	3	3	3
		1.1.4	1	3	3	3
		1.1.5	1	3	3	3
合　計					16	18

上の表によると、指標 1.1 について次のことがわかる。

a. 達成できる評価の最大合計スコアは 18 である。これは、各検証の加重と、関連する検証で可能な最大値（最大値３）との乗算の合計である。

b. 得られる実際の指標スコアの合計は 16 で、これは各検証者の重みと該当する検証者の実際の値の乗算の合計である。

c. 指標の達成度は 16÷18×100=89（%）なので、対象指標のパフォーマンスは良好である。

【最終的なパフォーマンスの決定】

１．ライセンス期間が６年を超える保全林及び生産林の 森林利用事業許可（PBPH）の場合、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンスの最終値は、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」又は「良好」の評価を与えられる。

a. 良好

達成したパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計スコアの 80%を超え、合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合。

b. 中庸

達成した性能指標の合計値が達成可能な合計スコアの最大値の 60～80%で、環境認証基準を満たしている場合。

c. 悪い

達成したパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計スコアの 60%未満であり、合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大スコアの合計の 60%を超えているが、合法林産物（LHH）認証基準を満たしていない場合。

表 2-6　最終的なパフォーマンス値の計算例

指標	評価		
	パフォーマンス指標	達成度指標の重み	最大スコア
1.1	良好	3	3
1.2	中庸	2	3
1.3	良好	3	3
1.4	良好	3	3
1.5	良好	3	3
2.1	良好	3	3
2.2	良好	3	3
2.3	良好	3	3

[8] 指標スコア欄のには１～３までの値が入らなければならないが、この欄には「４」の値が記載して計算方法を例示している（原文のママ）。

指標	評価		
	パフォーマンス指標	達成度指標の重み	最大スコア
2.4	悪い	1	3
2.5	良好	3	3
2.6	中庸	2	3
3.1	良好	3	3
3.2	中庸	2	3
3.3	中庸	2	3
3.4	良好	3	3
3.5	良好	3	3
3.6	良好	3	3
4.1	良好	3	3
4.2	中庸	2	3
4.3	良好	3	3
4.4	良好	3	3
4.5	中庸	2	3
合計		58	66

上記の計算により、次の事項が判明する。

a.全ての指標の性能の合計値は 58 で 58÷66×100＝89（%）で合法林産物（LHH）認証基準は「適合」となるため、持続可能な森林経営（PHL）の最終的な性能値は「良好」である。

b. 合法林産物（LHH）認証基準の要求が満たされていない場合、持続的森林管理認証（PHPL）パフォーマンスの最終値は「悪い」と評する。

２．許可期間が６年以下の保全林内の森林利用事業許可（PBPH）の場合、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンスの最終値は、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」又は「良好」の評価を与える。

a. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計値の 70%を超え、合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合は「良好」。

b. 達成した性能指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 50～70%であり、環境認証基準を満たしている場合は「中庸」。

c. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 50%未満であり、合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大スコアの合計の 55%を超えているが、合法林産物（LHH）認証基準を満たしていない場合は「悪い」。

３．許可期間が６年以下の生産林の森林利用事業許可（PBPH）の場合、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンスの最終値は、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」又は「良好」の評価を与える。

a. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 80%を超え、合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合は「良好」。

b. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの55%から80%の間にあり、合法林産物（LHH）認証基準を満たす場合は「中庸」。

c. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 55%未満であり、合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大スコアの合計の 55%を超えているが合法林産物（LHH）認証基準を満たしていない場合は「悪い」。

４．森林利用事業許可（PBPH）が林産物加工事業許可（POKPHH）と統合されている場合、持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンスの最終スコアは、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」又は「良好」の評価を与える。

a. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 80%を超え、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たし、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合は「良好」。

ｂ，達成したパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計値の 55～80%であり、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たし、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合は「中庸」。

c. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大可能合計値の 55%未満であり、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たし、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計スコアの 55%を超えているものの、森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準又は森林利用事業許可（PBPH）の合法林産物（LHH）認証基準を満たしていない場合は「悪い」。

以上の評価により、最終パフォーマンススコアが「中庸」以上の場合は、「合格」と宣言し、独立評価認証機関（LPVI）は、「合格」と宣言された被審査者に対して持続的森林経営証明書（S-PHL）を発行し、同時に被審査者と合法性及び持続可能性認証システムの標章（SVLK マーク）の使用に係るサブライセンス契約を締結する。

【証明書の発行】

附属資料 1.3 では、発行する証明書に係る事項について、次のように定めている。

１．持続的森林経営証明書（S-PHL）は、「中庸」又は「良好」の最終パフォーマンス値を持ち、６年の有効期間が与えられる。

２．独立評価認証機関（LPVI）は、評価結果が「悪い」と宣言されているものの木材が合法性を満たしている場合、被審査者が木材合法証明書（S-Legalitas）を所持していなければ林産物合法性証明書（木材合法証明書（S-Legalitas）を発行する。

３．前項で規定する木材合法証明書（S-Legalitas）の発行は、独立評価認証機関（LPVI）が木材合法性審査機関（LVLK）として認定されている場合に行える。

４．評価結果が「悪い」と想定されている場合、審査員は独立評価認証機関（LPVI）による再評価の申請を提出するまでの間、持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンスを改善する機会を与えられる。

５．一つの森林利用事業許可（PBPH）が二つのスコープを実行する場合、評価は二つのスコープを統合した一つの証明書により与えられる。

６．持続可能な森林経営（PHL）評価後に持続的森林経営証明書（S-PHL）が発行された場合、既に発行している木材合法証明書（S-Legalitas）は無効と宣言される。

７．森林利用事業許可（PBPH）の残存期間が６年未満の場合、持続的森林経営証明書（S-PHL）は森林利用事業許可（PBPH）が満了するまで有効である。

８．森林利用事業許可（PBPH）にあっては有効期限が切れる前に、持続可能な森林経営（PHL）証明書の有効期間にあっては証明書の有効期限が切れる前に、加速評価プロセスを経た後、有効期間を６年に調整する（６年間の有効期間を付与）。

９．森林利用事業許可（PBPH）終了後にライセンス延長を取得した場合は、持続可能な森林経営（PHL）の初期認証を実施する。

10. 独立評価認証機関（LPVI）は国家認定委員会（KAN）の認定を受け、さらに環境林業

省の認定を受けた上で、持続的森林経営証明書（S-PHL）を発行できる。

11. 独立評価認証機関（LPVI）のトップマネジメント又は担当者が署名した持続的森林経営証明書（S-PHL）には、少なくとも審査の名前、場所、許可番号、独立評価認証機関（LPVI）の名前とそのロゴ、国家認定委員会（KAN）ロゴ、独立評価認証機関（LPVI）アドレス、発行日、証明書の有効期間、証明書番号、証明書の述語、認証の範囲及び使用されている持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価規則への参照が含まれる。
12. 森林利用事業許可（PBPH）所持者が複数の持続可能性ユニットの作業領域を持っている場合、各持続可能性単位が少なくとも「中庸」の値の所持を要件とする一件の持続的森林経営証明書（S-PHL）が発行される。
13. 第 11 項に規定する最終評価は、各持続可能性ユニットの最終平均スコアに基づき決定する。
14. 経営権については、各地域部門で持続可能な森林経営（PHL）の業績評価を実施する。
15. 独立評価認証機関（LPVI）管理データ又は審査に係る方針その他の変更により持続的森林経営証明書（S-PHL）の内容が変更された場合は、改訂した証明書を発行し、古い証明書の無効が宣言される。
16. 独立評価認証機関（LPVI）は、持続的森林経営証明書（S-PHL）の発行、修正、凍結及び取消しを、決定が下されてから 7 日（暦日）以内に独立評価認証機関（LPVI）及び省のウェブサイト（silk.menlhk.go.id）で公開する。
17. 持続的森林経営証明書（S-PHL）の発行を公表するときは、報告ガイドラインの規定に基づき、独立評価認証機関（LPVI）の身元、審査された身元及び各指標の正当性の要約である評価結果に係る情報を含む審査結果の履歴書を添付する。

③川上の流通段階における合法認証材（VLHH）の基準及びガイドライン（附属資料 2.1～2.6）

附属資料 2.1～2.4 は、丸太に係る合法認証材の基準及びガイドラインを定め、伐採管理、生産した丸太の管理及びトラッキング、環境的社会的側面の遵守並びに労働契約の遵守に係る認証基準及び認証ガイドラインを設定している。認証基準は原則、基準指標及び指標を検証するための検証対象で構成し、認証ガイドラインは検証対象別に検証方法及び評価基準を具体的に定めている。

附属資料 2.1～2.4 の認証基準を次表以下に掲載する。

表2-7　森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る林産物の合法性（合法認証材（VLHH））の認証基準（附属資料 2.1）

認証基準			
No	原則	基準	指標
1.	P1. 森林利用事業許可（森林利用許可（PBPH））又は経営権の確実性	K1.1森林管理の各区画は保護森林地域と生産森林地域に位置している。	1.1.1. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権所持者は、管理する領域に応じて森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の有効性を提示できる。
2.	P2. 法的なログ記録システムと手順を遵守する	K2.1有効な作業計画	2.1.1 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は、規定に基づいた有効な作業計画を所持している。
			2.1.2森林利用事業実施計画（RKUPH）又は持続森林規制計画（RPKH）及び年次森林利用作業計画（森林利用年間施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT））は、権限のある当局者により承認済。
		K2.2.有効な伐採計画	2.2.1 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は、権限のある職員が承認した伐採計画を所持している。
3.	P3.木質林産物の生産と流通の正当性	K3.1. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権は、生産した全ての木質林産物の有効性を証明し、有効な輸送書類の添付による輸送又は流通を保証する。	3.1.1 伐採する全ての木質林産物は、木材生産報告書（LHP）として記録している。
			3.1.2. 各流通段階において木質林産物の輸送又は流通には、有効な輸送書類を添付している。
			3.1.3　木質林産物の起源をたどる
		K3.2.　森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は税金以外の手数料（PNBP）を完済している。	3.2.1. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は、森林再生基金（DR）又は森林資源引当金（PSDH）の支払いの証拠を提示できる。
		K.3.3 SVLKマークの使用	3.3.1 SVLKマークの表示

認証基準			
No	原則	基準	指標
4.	P4. 伐採に係る環境的社会的側面の遵守	K4.1 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は、すでに環境文書（環境影響分析：環境影響文書（AMDEL））を所持しており、環境文書で要求される義務を履行している。	4.1.1. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権所有者は、作業領域全体、事業所有権及び活動の種類を網羅する適用規制に適合した環境文書を所持している。
			4.1.2. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は、環境への影響に対処し、社会的利益を提供するための活動の実施を示す 木質林産物利用事業５か年計画（RKT）及び実施報告書を作成している。
5.	P5. 労働規則の遵守	K.5.1. 労働安全衛生（K3）規定の履行。	5.1.1.労働安全衛生（K3）の手順と実行
		K.5.2労働者の権利の履行。	5.2.1. 労働者の結社の自由。
			5.2.2. 労働者の権利を規制する労働協約（KKB）又は会社規則（PP）の存在
			5.2.3. 18歳未満の労働者がいない

表2-8　非林業活動木材利用許可（非林業木材利用事業（PKKNK））所持者に係る木質林産物合法性認証基準（合法認証材（VLHH））（附属資料2.2.）

非林業活動木材利用許可（非林業木材利用事業（PKKNK））は次により構成する:

1. 森林区域利用承認
2. 生産林の転用及び林地の開放
3. 開放され耕作権が付与された林地
4. 割当許可がある林地以外の土地（APL）

認証基準			
No.	原則	基準	指標
1.	P1. 木質林産物の利用には、非林業活動のための木材利用の承認（非林業木材利用事業（PKKNK）を伴う。	K1.1　非林業木材利用事業（PKKNK）の承認は、規定に基づき取得される。	1.1.1　有効な 非林業木材利用事業（PKKNK）　承認文書の存在。
2.	P2. 合法的伐採システムと手順	K2.1 有効な伐採計画	2.1.1 立木資源調査結果に基づき準備された伐採計画
3.	P3. 木質林産物の生産と流通の合法性。	K3.1. 非林業木材利用事業（PKKNK）承認所持者は、生産された全ての木質林産物の有効性を証明し、有効な輸送書類を伴う輸送又は流通の実施を保証。	3.1.1伐採された木質林産物は全て国家認定委員会（KAN）の木材生産報告書（LHP）に記載したものである。
			3.1.2 各流通拠点では木質林産物の輸送又は流通に有効な木質林産物輸送文書を備えている。
			3.1.3 木質林産物の起源をたどる
		K3.2. 非林業木材利用事業（PKKNK）の承認を受けた者による税金以外の手数料（PNBP）の完済。	3.2.1. 非林業木材利用事業（PKKNK）の承認を受けた者による税金以外の手数料（PNBP）の完済。非林業木材利用事業（PKKNK）の承認を受けた者は、森林再生基金（DR）又は森林資源引当金（PSDH）の完済の証明書を提示。
		K.3.3 SVLKマークの使用	3.3.1 SVLKマークの表示。
		K.4.2労働者の権利の履行。	4.2.1. 労働者の結社の自由。
			4.2.2. 18歳未満の労働者を雇用しない。

表2-9　社会林経営契約（地域林業（HKm）、共同体人工林（HTR）及び里山（HD））における木質林産物合法性認証（VLHH）基準及び指標（附属資料 2.3.）

合法認証木質林産物

認証基準			
No.	原則	基準	指標
1.	P1. 社会林経営契約（PPPS）に係る地域の確実性と合法性	K1.1社会林経営契約（PPPS）地域は生産林内に所在.	1.1.1. 社会林経営契約（PPPS）所持者は、管理する領域に応じて社会林経営契約（PPPS）の有効性を提示できる。
		K.1.2　社会的林業経営の承認に係る政令（ SK PPPS）文書には、木質林産物の収集と利用のための活動の種類が記載されている。	1.2.1. 社会林業経営契約（PPPS）所持者は、社会的林業経営の承認に係る政令（SK PPPS）の文書により木質林産物の収集と利用活動の種類を提示できる。
		K.1.3グループ又は協同組合の形態の社会林業管理契約（PPPS）機関。	1.3.1グループ形成文書又は協同組合設立証書の完全性
2.	P2. 合法的伐採システムと手順の遵守	K2.1 有効な作業計画	2.1.1社会林業管理契約（PPPS）所持者は、規定に基づく有効な文書を所持。
		K2.2. 有効な伐採計画の存在	2.2.1社会林業管理契約（PPPS）所持者は、規定に基づく有効な伐採作業区画（RKT）を所持。
3.	P3.木質林産物の生産と流通の合法性	K3.1. 社会林経営契約（PPPS）所持者は、生産した全ての木質林産物の有効性を証明し、有効な輸送書類を添付した輸送又は流通を保証。	3.1.1伐採した全ての木質林産物は、国家認定委員会（KAN）の木材生産報告書（LHP）に記録している。
			3.1.2各流通拠点における木質林産物の輸送又は流通においては、有効な輸送書類を添付している。
			3.1.3 木材林産物の起源をたどる。
		K3.2.　社会林経営契約（PPPS）所持者による税金以外の手数料（PNBP）の支払い	3.2.1. 社会林経営契約（PPPS）所持者による森林資源引当金　（PSDH）及び森林再生基金（DR）の全額をの支払いを示す証明書の提示。
		K.3.3. SVLKマークの使用	3.3.1. SVLKマークの表示

表2-10　私有林材に係る合法認証材（VLHH）基準（附属文書 2.4.）

私有林の構成内容は次のとおりである。

1. 植林木に係る森林の権利
2. 土地利用権発効前に自然に成長していた森林の権利

認証基準			
No.	原則	基準	指標
1.	P1. 木材の所有権の有効性が証明できる	K1.1土地の保有権に係る権利の正当性	1.1.1　森林所有者による土地の権利の正当性の証明。
2.	P2. 合法的な伐採システムと手順の遵守	K2.1 有効な伐採計画の整備。	2.1.1 伐採計画は、立木資源調査の結果に基づき策定している。
3.	P3. 木質林産物の生産と流通の合法性	K3.1. 私有林所有者は、生産された全ての木質林産物が法的に証明され、有効な輸送書類が添付されて輸送又は流通され、さらに天然林材の場合は税金以外の手数料（PNBP）支払義務の履行を保証する。	3.1.1 伐採又は収穫された全ての木質林産物を記録している。
			3.1.2. 各流通拠点における木質林産物の輸送又は流通において、木質林産物の有効な輸送書類が添付されている。
			3.1.3 木質林産物の起源を辿る。
			3.2.1 SVLK署名

附属資料 2.5 は、森林利用事業許可（PBPH）、経営権、社会林経営の承認及び非林業活動における木材利用承認の所持者に係る合法認証材（VLHH）のガイドラインであり、附属資料 2.6 は、私有林の林産物の合法性を審査するためのガイドラインである。これらは、合法認証材の審査の申請方法、審査準備、審査の実施方法及び手順、報告並びに意思決定の他、認証の凍結及び取消し、認証を管理する独立評価認証機関（LPVI）の変更その他の合法木材証明書（S-Legalitas）の取扱いに係る事項を定めている。

④川下の流通段階における基準及びガイドライン

附属資料3.1～3.5は、合法性を評価する基準を木材加工事業許可保有者(附属資料3.1)、産業事業活動許可保有者（附属資料3.2)、登録丸太集積場（附属資料3.3)、輸出業者（附属資料3.4)、輸入業者（附属資料3.5）別に定めている。

これらの附属資料は、原則、標準、指標、検証からなる認証基準と認証基準の具体的な検査方法、検査対象を評価する評価基準を示す認証ガイドラインで構成している。

附属資料3.1～3.5の認証基準を、次に掲載する。認証基準の検証対象には、事業体の許認可、納税その他の事業体の合法性の確認、デューデリジェンスの実施を含む入荷材の合法性の確認、加工企業の場合は入出荷在庫及び加工の記録及び取引の際に交わす各種文書の合法性の確認と実際の取扱商品との整合性、入出荷手続きの合法性、労働規則の遵守の確認などが含まれる。

表2-11　木材加工事業許可（PBPHH）所持者に係る木質林産物の合法性認証基準（附属資料3.1）

認証基準		
原則	標準	指標
1	2	3
P1. ライセンス所持者は、合法的な木材加工又は貿易の実行を支援するよう努めている。	K1.1 次の産業部門は、 (a) 業界が有効なライセンスを所持していること、及び (b) 加工製品の輸出者が有効なライセンスを持っていること。	1.1.1 業務組織は、業務主体及び業務の合法性を備えたプロデューサーである。
	K1.2 木質林産物及び木材製品の輸入業者	1.2.1 法的許可を得た輸入業者である
	K1.3 グループ形式の事業単位.	1.3.1 グループにはグループ形成のための文書が存在
P2. 当該事業部門は、木材の原産地からの追跡可能性を保証する木材追跡システムを導入している。	K2.1 原料（輸入木材を含む）及び加工品を追跡するシステムの存在と導入。	2.1.1事業部門は、入荷した原料が合法的供給源からのものであると証明できる。
		2.1.2 輸入業者は、輸入した木材が合法的な供給源からのものであると証明できる
		2.1.4　他者のサービスを通じた製品処理（森林利用事業許可（PBPH））（サービスプロバイダーを経由する場合）
	K.3.3 SVLKマークの使用	3.3.1 SVLK マークの表示
P.4 加工産業における労働規則の遵守。	K.4.1. 労働安全衛生（K3）規則の履行。	4.1.1. 労働安全衛生（K3）ガイドライン又は手順の実施.
	K.4.2. 労働者の権利の実現。	4.2.1 労働者の結社の自由。
		4.2.2 10人以上の従業員を雇用する森林利用事業許可（PBPH）事業体には、従業員の権利と義務を規定する集団労働協約文書（集団労働協約文書（KKB）又は社内規則（PP）が存在
		4.2.3 18歳未満の労働者の雇用禁止
		4.2.4. ジェンダーの調整

表2-12　産業事業活動許可所持者に係る木質林産物の合法性認証基準（附属資料 3.2）

認証基準		
原則	標準	指標
.事業許可（PB）所持者は合法的な木材取引の実施を支援する。	K1.1 単独の事業単位 (a) 合法的事業許可（PB）を所持又は、 (b) 加工品輸出業者は有効な事業許可（PB）を所持	1.1.1 事業単位は、事業主体の合法性と合法的な事業を行うプロデューサー
	K1.2 木材及び木材製品の輸入業者	1.2.1 輸入者は、有効なライセンスを所持。
P2. 事業単位で木材の原産地からのトレーサビリティを保証する木材トレーサビリティシステムを備えている。	K2.1 原料（輸入木材を含む）及び加工品を追跡するシステムの存在と導入。	2.1.1 事業単位で受領した原料が法的供給源からのものであると証明できる。
		2.1.2 輸入業者は、輸入した木材が合法的な供給源からのものであると証明できる。
		2.1.3　当該事業部門における木材追跡システムの導入
		2.1.4　他の関係者（他の業界又は事業許可（PB）産業）のサービスを通じた製品加工プロセス（ サービスプロバイダー経由の場合）
P.3 生産した製品の取引又は譲渡の合法性と正当性	K3.1 国内向け製品の取引又は譲渡	3.1.1 事業単位で国内目的での生産製品の貿易又は移転のために合法的な林産物輸送文書を使用。
	K3.2輸出用加工木材の出荷。	3.2.1 輸出用に加工された木材の出荷は、輸出申告書（PEB）に準拠する必要がある。
	K.3.3 SVLKマークの使用	3.3.1 SVLK マークの表示
P.4　加工産業の労働規制の遵守。	K.4.1. 労働安全衛生 (K3) 規定の遵守	4.1.1. ガイドライン又は手順と労働安全衛生（K3）の実施
	K.4.2. 労働者の権利の実現	4.2.1労働者の結社の自由。
		4.2.2. 産業用事業許可（PB）における労働者の権利と義務を規制する集団労働協約文書（集団労働協約文書（KKB））又は社内規則（PP）の存在.
		4.2.3. 18歳未満の労働者の雇用禁止
		4.2.4. ジェンダー.

表2-13　登録丸太集積場（TPT-KB）に係る木質林産物の合法性認証基準（附属資料 3.3）

認証基準		
原則	標準	指標
P1. 登録丸太集積場（TPT-KB）は合法的な木材取引の実行を支援	K1.1登録丸太集積場	1.1.1 登録丸太集積場（TPT-KB）は、法的な指定を受けている。
		1.1.2. 登録丸太集積場（TPT-KB）には環境文書がある
	K1.2グループ形式の事業体	1.2.1グループにはグループ形成文書が存在
P2. 登録丸太集積場（TPT-KB）は、木材の原産地からの追跡可能性を保証する木材追跡システムを設置している	K2.1丸太追跡システムの存在と実行。	2.1.1 登録丸太集積場（TPT-KB）は受領した丸太が認定された場所からのものであると証明できる。
		2.1.2 輸入された丸太は合法的供給源からのものである。
P.3. 登録丸太集積場（TPT-KB）からの丸太の販売及び輸送の合法性。	K3.1丸太の販売及び輸送に係る文書	3.1.1登録丸太集積場（TPT-KB）には、販売又は輸送に係る文書が存在。
	K.3.2 SVLKマークの表示	3.2.1 SVLKマークの表示。
P.4. 労働規則の遵守。	K.4.1. 労働安全衛生（K3）規則の履行。	4.1.1. 労働安全衛生（K3）のガイドライン及び手順。
	K.4.2. 労働者の権利の実現	4.2.1. 労働者の結社の自由
		4.2.2. 登録丸太集積場（TPT-KB）に対する労働協定（集団労働協約文書（KKB））又は会社規則（PP）の存在。
		4.2.3. 18歳未満の労働者の雇用禁止。
		4.2.4. ジェンダー。

表 2-14　輸出業者に係る木質林産物の合法性認証基準（附属資料 3.4）

原則	標準	指標
1	2	3
P1. 輸出業者による合法的な木材貿易の実施	K1.1 輸出業者の事業体	1.1.1 輸出者は有効な許可を所持
P2. 林産物の取引又は輸送の合法性。	K.2.1. 木材加工品の供給業者から輸出業者への取引又は輸送	2.1.1. 事業部門は、受領した製品が合法的供給源からのものであると証明できる。
	K.2.2. 製品輸出	2.2.1. 林業製品の輸出は物品輸出申告書（PEB）に準拠していなければならない。
		2.2.3. 国内販売
P.3 輸出業者による労働規則の遵守。	K.3.1. 労働安全衛生規則（労働安全衛生（K3））の履行	3.1.1. ガイドライン又は手順及び労働安全衛生（K3）の実施
	3.4.2. 労働者の権利の実現	3.2.1. 労働者の結社の自由

表2-15　輸入業者に係る木質林産物の合法性認証基準（附属資料 3.5）

認証基準		
原則	標準	指標
P1. 輸入業者による合法的な木材貿易の実施	K1.1 輸入業者の事業形態	1.1.1 有効な許可の所持
		2.1.2 輸入業者は、輸入した木材が合法的な供給源からのものであることを証明できる
	K.4.2. 労働者の権利の実現。	4.2.1. 労働者の結社の自由。
		4.2.2. 営業許可（SIUP）持株会社には集団労働協約（集団労働協約文書（KKB））又は社内規定（PP）が存在
		4.2.3. 18歳未満の雇用禁止
		1.2.4 ジェンダー

附属資料 3.6 は、附属資料 3.1～3.5 の合法性認証基準を認証するための手順と審査方法を定めている。具体的な内容としては、適用範囲、申請方法、審査活動計画、認証審査の手順、認証の手順、報告、認証の意思決定、証明書の発行及び有効期間、監査並びに証明書の凍結及び取消しの他、証明書を管理する独立評価認証機関（LPVI）の変更並びに取消し及び失効に係る事項を定めている。

⑤林産物の自己宣言書の発行とその確認を行うためのガイドライン（附属資料４）

附属資料４は、林産物の「合法性の自己宣言」（以下、「自己宣言」という。）を行うための文書（以下、「自己宣言書」という）の発行及び自己宣言書の確認を行うためのガイドラインである。

このガイドラインには、自己宣言書を発行できる者及び自己宣言の実施方法並びにサプライヤーが発行した自己宣言書の確認方法、自己宣言書上の不適合が明らかになった場合の検査方法及び政府による検査の実施方法が定められている。

自己宣言書の様式は、木材加工事業許可（PBPHH）又は産業用事業許可（PBUI）、丸太登録保管場（TPT-KB）、一般事業者輸入識別番号（API-U）保有者別に定められており、環境林業大臣通達の原文では L4-14 頁から L4-16 頁に、別冊資料では 230 頁から 232 頁にこれらの様式を掲載している。

⑥林産物輸入ガイドライン（附属資料５）

林産物輸入ガイドラインは、デューデリジェンスの実施手順、輸入申告書の作成及び修正の手順、実施した輸入の監査、木材合法性認証システム（SILK）ポータルへのアクセス権並びに政府による輸入業者の監督及び管理に係る事項を定めている。

輸入業者に義務づけられている輸入申告をする前に実施するデューデリジェンスの結果は、Excel ファイルで林産物加工販売開発（BPPHH）局長に提出し、デューデリジェンスデータが正確であれば、林産物認証販売（SPHH）局が輸入業者に輸入申告関係文書を提供している。

輸入関係書類の様式及び輸入をするときに必要な申告データについては、次表のように原文及び別冊資料に示されている。

表 2-16　輸入関係書類の様式及び輸入申告データの掲載頁

項目	原文資料	別冊資料
デューデリジェンスのデータと情報（様式）	L5-11 頁	242 頁
デューデリジェンステスト（様式・記載例）	L5-12～L5-13 頁	243～244 頁
デューデリジェンステスト実施のためのガイドライン	L5-14～L5-25 頁	245～250 頁
製造業者輸入識別番号（API-P）所持者用輸入申告書（様式）	L5-26 頁	251 頁
一般業者輸入識別番号（API-U）所持者用輸入申告書（様式）	L5-27 頁	252 頁
輸入申告書付表（様式）	L5-28 頁	253 頁
林産物自己宣言（DHHSM）及び木製品の輸入申告（様式）	L5-29～L5-30 頁	254～255 頁
サンプル物品のデータ及び情報の提出（様式）	L5-31 頁	256 頁
製造業者輸入識別番号（API-P）又は一般業者輸入識別番号（API-U）所持者の林産物自己宣言によるサンプル物品のデータ及び情報の提出に係るガイドライン	L5-33 頁	257 頁
一般業者輸入識別番号（API-U）所持者の輸入申告の記載例（サンプル物品用）	L5-33 頁	258 頁
一般業者輸入識別番号（API-U）を所持している輸入業者のサンプル物品輸入申告書様式	L5-34 頁	259 頁
サンプル物品の輸入申告書付表（様式）	L5-35 頁	260 頁

なお、輸入業者に対しては、独立評価認証機関（LPVI）が監査を実施し、国も監督及び管理を行っている。

⑦V-LEGAL 又は FLEGT ライセンスの書類発行に係るガイドライン（附属資料６）

V-LEGAL 又は FLEGT ライセンスの書類発行に係るガイドラインでは，次の事項を定めている。

A．一般要件。
B．V-Legal 又は FLEGT ライセンスの発行手順。
C．V-Legal 又は FLEGT ライセンスの発行。
D．V-Legal 文書又は FLEGT ライセンス文書の有効期限の延長。
E．紛失又は損傷による V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの交換。
F．V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの取消し。
G．V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの修正。
H．V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの発行手数料。
I．V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの一般的要件。
J．未記入の V-Legal 又は FLEGT ライセンス文書の様式。
K．署名及びスタンプの交付。
L．特別規定及び協力制度。
M．関税番号又は HS コード。
N．V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの発行申請様式。

上記 A～N の内、V-Legal 又は FLEGT ライセンスの発行手順及び V-Legal 又は FLEGT ライセンスの発行についての記載内容は、次のとおりである。

【V-Legal又はFLEGTライセンス書類の発行手順】

1. 一般要件
   a. 輸出申請があった製品は、許可及び証明書の範囲並びに積地に適合している。
   b. 輸出業者は、林産物加工活動事業承認（POKPHH）の範囲にある合法証明書（S-Legalitas）又は持続的森林経営証明書（S-PHL）をすでに取得していること。
   c. サプライヤーは、私有林又は経営権により生産した人工林林産物に係る持続的森林経営証明書（S-PHL）、合法証明書（S-Legalitas）又は林産物の自己宣言をすでに取得していること。
   d. サプライヤーは輸出する製品がCITESリストに含まれる樹種原料から製造されている場合、合法証明書（S-Legalitas）又は持続的森林経営証明書（S-PHL）を取得しなければならない。
   e. 独立評価認証機関（LPVI）は、輸出業者が最大断面積3, 500mm^{2}の木材加工業者又は木材業者から入手したパネル又は紙を使用する場合、原料が認証材由来であること又は木質林産物の権利のために林産物の自己宣言書を発行していることを保証する。
   f. V-Legal又はFLEGTライセンスは、発見された木材、没収された木材又は腐敗した木材に由来する競売材又はその製品には発行できない。

2. 認証申請

a. 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請書を、提出又は署名して責任を負う役員を法人代表者名の決定書又は委任状により明らかにして発行機関に登録する。

b. 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請書に必要事項を記入し、次のものを添えて発行機関に提出する。

１） 請求書及びパッキングリストの写しで、その内の少なくとも一つには輸出する商品の送料に係る情報が含まれていなければならない。

２） 貿易が制限されている製品の貿易を許可するCITES関係文書。

３） 発行される文書に対応するスタッフィング（コンテナ詰め）作業を行う場所の地理的座標の情報を含む製品の写真。

3. 輸出業者向けV-Legal又はFLEGTライセンス書類発行の認証

a. 輸出業者による出荷

１） 木材移動報告書（LMK）文書又は在庫報告書の写し。

２） 製品注文の文書又はリスト。

３） 輸出する木材、木製品及びその派生品に係るサプライヤーからの輸送書類の写し及び持続的森林経営証明書（S-PHL）若しくは合法証明書（S-Legalitas）の写し又は林産物の自己宣言書。

４） 請求書又はパッキングリストの写しで、そのうちの少なくとも一つには輸出する商品の関税品目に係る情報が含まれていなければならない。

５） 貿易が制限されている製品の貿易を許可するCITES関係文書。

６） 発行する文書に対応し、発行機関により確認済のスタッフィング作業を行う場所に係る地理的座標の情報を含む製品の写真。

b. 木材移動報告書（LMK）又は在庫報告書は、毎月発行機関に送付する。送付した木材移動報告書（LMK）又は在庫報告書は、初期在庫をバランスシート上の最初の記録とし、翌月は輸送書類の写しと持続的森林経営証明書（S-PHL）、合法証明書（S-Legalitas）の写し又はサプライヤーからの林産物の自己宣言書と照合した後、在庫の調整に用いる。発行機関は、木材移動報告書（LMK）又は在庫報告書のデータ並びに輸送文書の写し及び持続的森林経営証明書（S-PHL）、合法証明書（S-Legalitas）文書のコピー又は供給業者からの林産物の自己宣言との間に矛盾がある場合、事前に説明を要求し、必要に応じてサンプリングによる実地調査を実施できる。

c. 木材在庫に係る供給データを更新するために、サプライヤーから受領した輸送書類の要約を定期的に発行機関に送信する。この要約には、木製品の種類、樹種及び持続的森林経営証明書（S-PHL）番号、合法証明書（S-Legalitas）番号又はサプライヤーからの林産物の自己宣言に係る情報が含まれていなければならない。

d. 発行機関は、必要に応じてサプライヤーからの情報とは別に、輸送書類の原本及び持続的森林経営証明書（S-PHL）、合法証明書（S-Legalitas）書類又は林産物の自己宣言を要求できる。

e. 林産物加工過程で生じた廃棄物に由来する木材、競売材以外の木くずを含む丸

太、使用済みの丸太、古材由来の製品を受領する輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行のために次のいずれかを要求できる。

１） 丸太の林業担当部門からの木材の使用の記録。

２） 森林局又は村若しくは集落の役人からの丸太以外の製品に係る記録。

f. 発行機関は、V-Legal又はFLEGTライセンス文書の発行を検証するときにサンプリングによる輸出製品の実地検査を実施する場合がある。

g. 発行機関は、生産工程における歩留り及び原料の供給量と使用量との整合性を考慮して木材在庫量データを作成する。木材の在庫データは、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を検証するための基礎データとして使用する。

なお、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの申請をするときは、申請者が自社のレターヘッド付きの用紙を用いて、次の様式で申請書を作成するよう定めている。

【V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請様式】[10]

<レターヘッド> 番号:

件名： V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請

<発行機関名> On Site

私はここに、次のV-Legal 文書又はFLEGTライセンスの発行を申請する。

会社名:.....

合法証明書（S-Legalitas）番号:.....

合法証明書（S-Legalitas）の有効期限: ……

輸入業者名 :.....

輸入業者所在地 :.....

目的国 : <国コード> - <国名>....

積み地 : <港コード> - <港名>

荷揚港.....

<港コード> -<港名>.....

輸送手段.....

<輸送陸 /海/空> .....

総個数.....個

総材積 1)..... m^3

総重量 1).....kg

総金額 2).....USD

インボイス番号 :.....

インボイスの日付 :.....

積込み（スタッフィング）予定日: .....

積込み（スタッフィング）場所:.....

その他の情報5) :.....

申請物品の説明3):

a. HSコード :.....

商品の説明:.....

樹種 4) : <樹種名>.....

伐採国 4).....<国コード> - <国名>

[10] 原文資料の L6-18-19 頁。

個数.....個
材積 1).....m^3
重量 1).....kg
額 2).....USD
備考:.....

b. HSコード :.....
商品の説明:.....
樹種 4) : <樹種名>.....
伐採国 4) .....<国コード> - <国名>
個数.....個
材積 1).....m^3
重量 1).....kg
額 2).....USD
備考:.

c. .....

これは、正しい情報を記載した V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を申請する文書である。
<場所、日付>
<担当者の署名及び社印>

1. V-Legal文書発行ガイドラインの付属書５に基づき記入。
2. FOBの値を入力。
3. 輸出商品の記載数に応じて作成。
4. 複数の記載が可能で、区切りには改行を使用。

【V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行】

1. 木材合法性認証システム（SILK）によるV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行メカニズム
   a. 発行機関は、申請書の受領から遅くとも３日（暦日）以内に、申請要件の完全な充足を確認し、V-Legal文書又はFLEGT ライセンスの発行を決定する。
   b. 発行機関は、V-Legal又はFLEGTライセンス発行申請の検証の結果を「不適合」と判定した場合は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行せずに輸出業者と局長に不適合報告書を提出する。
   c. 前項の不適合報告書で不適合と報告があった事項は、申請書の受領から３営業日以内にV-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行しない理由として適用する。
   d. 発行機関は、局長にライセンス情報ユニット（LIU）を通じて決定の日から24時間以内に不適合報告書を提出する。
   e. V-Legal文書又はFLEGTライセンスは、林産物の輸出規定に係る法律及び規制の対象になっていない合法証明書（S-Legalitas）をすでに取得している輸出業者の林産物に対して発行できる。
   f. 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを使用している場合、輸出申告書（PEB）を発行機関に提出し、輸出が成立しなかった場合はキャンセルを申請してV-Legal文書又はFLEGTライセンスを確保しなければならな

い。

g. 輸出業者は、発行機関にV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行日から30日（暦日）以内に輸出申告書（PEB）の写しを提出する。輸出業者がV-Legal文書又はFLEGTライセンスを使用した証明として輸出申告書（PEB）の写しを提出しない場合は、輸出業者が要求された輸出申告書（PEB）を提出するまで、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行サービスを停止する。

h. 発行日から30日（暦日）以内に使用が確認できないV-Legal文書又はFLEGTライセンスは、３日（暦日）以内に発行機関がキャンセルする。

i. 発行機関は、輸出申告書（PEB）の要約を作成し、毎月10日までに林産物合法性の検証に係る情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）に報告する。

j. 事務局長は関係規則に基づき、輸出実施報告書を商務省輸出入申告システム（INATRADE）（http://inatrade.kemendag.go.id）に提出しない輸出業者に対するV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を一時停止するよう局長を通じて発行機関に要請できる。V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行は、輸出業者が発行機関に輸出実施報告書を提出した後に実施できる。

k. 発行機関及び輸出業者は、印刷されたV-Legal又はFLEGTライセンス文書が完全であること、明確であること及び正確であることを保証する。

l. 所管官庁（CA）が受付けた文書又はソフトファイルから印刷されたFLEGTライセンスのデータは、木材合法性情報システム（SILK）（http://silk.menlhk.go.id）のデータとは異なるため、輸出業者はV-Legal文書又はFLEGTライセンスのデータを変更できない。

m. 有効なFLEGTライセンスに係る情報は、木材合法性認証システム（SILK）に記録されている。FLEGT管轄当局（CA）は、木材合法性認証システム（SILK）にオンラインでアクセスできるため、出荷データに応じて、紙に印刷したFLEGTライセンス若しくは請求書、パッキングリスト付きのソフトファイル又は船荷証券（B/L）の情報の整合性を直接確認し、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの信憑性を確認できる。

n. V-Legal文書又はFLEGTライセンスは、一通につき一件の輸出申告書（PEB）の提出に使用できる。

o. 各貨物の仕向け国の税関からの差し戻しは、輸入業者の責任とする。

2. 不可抗力の条件下におけるV-Legal又はFLEGTライセンス文書の発行

a. 国内の不可抗力には、次を含む。
   １） 洪水、地震、土砂崩れ、その他の自然災害。
   ２） 火災、停電、機器の盗難。

b. 自然災害による不可抗力の発生は、権限のある職員が宣言するが、火災と盗難は、林産物加工流通課の課長が発する文書により発行機関、輸出入申告承認システム（INATRADE）を管轄する商務省、通関ポータルサイト（INSW）を管轄する通関ポータルサイト（INSW）管理庁及び管轄当局又は相手国の管轄当局に伝達する。

c. 不可抗力が国内又は輸出相手国で発生したときは、発行機関は最初に林産物の合法性認証情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）と確認及び調整をし、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの延長、交換又は修正を決定した後、声明書を発行できる。
d. C号の規定に定める声明書は、国内又は相手国での不可抗力の発生の真実を記載する。
e. 発行機関は、検証の結果、不可抗力の理由が許容できると証明された場合、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを延長、交換又は修正できる。不可抗力の理由の真実が証明できない場合、発行機関はV-Legal文書又はFLEGTライセンスを延長、交換又は修正ができない
f. 検証の結果、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの有効期間の満了、輸入業者、相手国、積卸し港の変更につながる可能性のある不可抗力事由が真実であると証明できた場合、発行機関は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを延長し、修正できる。
g. 不可抗力の条件下での手動又は電子的手段による V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行に係るさらなる規定は、関連機関と調整する。

3. 合法証明書（S-Legalitas）を所持する製造業者輸入識別番号（API-P）又は一般業者輸入業者番号（API-U）の所持者による輸入原料又は輸入製品の返品のためのV-Legal文書又はFLEGT ライセンスの発行。
a. 当該輸入製品は、製造業者輸入識別番号（API-P）所持者の産業ニーズを満たすために輸入した原料又は一般業者輸入業者番号（API-U）所持者による貿易活動において輸入した製品である。
b. 当該輸入製品は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を要求した製造業者輸入識別番号（API-P）所持者の業界のニーズに適合しない又は一般業者輸入識別番号（API-U）所持者の注文に適合しない輸入物品である。
c. 製造業者輸入識別番号（API-P）又は一般輸入事業（API-U）許可の所持者は、輸入書類と返品理由を証明して、輸入した原料又は製品の返品を目的とするV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請を提出する。
d. 発行機関は、輸入した原料又は製品を返品する目的の正確性を確保するために、製造業者輸入識別番号（API-P）又は一般業者輸入識別番号（API-U）の所持者が提出した証拠を検証し、V-Legal文書又はFLEGTライセンス文書を発行する。検証結果は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を決定する基礎とする。
e. 発行機関は、輸入した原料又は製品を返品するためのV-Legal文書又はFLEGTライセンス文書の発行を決定する前に、必要に応じて現地調査を実施できる。
f. 発行機関は、輸入原料及び製品の返品理由の正当性に係る検証結果が受け入れられない場合、輸入した原料又は製品を返品するためのV-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行しない。
g. V-Legal文書又はFLEGTライセンスは、輸入した原料又は製品の最大量を輸入書類（輸入申告書（PIB）、パッキングリスト及びインボイス）に基づいて、

返送先に送付する。

h. 検証結果は、発行機関から林産物合法性認証情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）に遅くとも３日（暦日）以内に提出する。

附属資料６には、2021 年環境林業大臣規則第８号第 234 条の規定が定める「V-Legal 文書の発行」に係るガイドライン及び「輸出用の非木質林産物の合法性を証明する文書」が含まれている。さらに附属資料６では、V-Legal 又は FLEGT ライセンスの様式に入力する具体的なデータ内容を示している（原文資料の L6-36～L6-39 頁及び仮訳資料の 293～295 頁）。

なお、V-Legal 文書の様式（英文）は、原文資料の L6-22～L6-35 頁及び仮訳資料の 277～292 頁に掲載している。

⑧独立評価認証機関（LPVI）のガイドライン

独立評価認証機関（LPVI）に係るガイドラインは、次の三つが定められた。

A. 独立した評価審査機関及び V-Legal 又は FLEGT ライセンス発行機関を決定するためのガイドライン（附属資料 7.1）

附属資料7.1のガイドラインは、独立評価認証機関（LPVI）の申請のための手続き及びV-Legal文書又はFLEGTライセンスのユーザーとしての輸出業者による法令遵守違反又は不適合への措置の手順を定めている。

このガイドラインは、独立評価認証機関（LPVI）の決定及び独立評価認証機関（LPVI）の義務及び独立評価認証機関（LPVI）の実績評価、V-Legal又はFLEGTライセンス発行機関（発行機関）としての独立評価認証機関（LPVI）の決定及びV-Legal又はFLEGTライセンス発行機関の義務並びにV-Legal又はFLEGTライセンス書類発行の評価の手順を含んでいる。

B. 持続可能な森林経営（PHL）及び林産物の合法性を認証するための実績評価の実施における職員及び審査員の基準及び要件に係るガイドライン（附属資料 7.2）

附属資料 7.2 のガイドラインは、持続可能な森林経営（PHL）の実績評価及び合法認証材（VLHH）の実施に係る独立評価検証機関（LPVI）の担当者並びに持続可能な森林経営（PHL）又は林産物合法性認証の合法認証材（VLHH）業績評価の実施に係る審査員の基準及び要件を定めている。

さらに附属資料 7.2 は、持続可能な森林経営及び林産物の合法性証明を行う独立評価検証機関（LPVI）の審査対象事業種別審査執行体制及び審査員に対する評価のガイドラインを含んでいる。

C. V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの発行機関としての独立評価検証機関（LPVI）及び V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスのユーザーとしての輸出業者の法令遵守違反又は不適合を処理するためのガイドライン（附属資料 7.3）

附属資料 7.3 は、V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの発行機関である独立評価認証機関（LPVI）の法令遵守違反又は不適合及び V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスのユーザーとしての輸出業者の法令遵守違反又は不適合への措置の手順を定めて

いる。

⑨SVLK マークの使用に係るガイドライン（附属資料８）

附属資料８は、SVLK マークの所有権と使用並びに SVLK マークの一般的な様式、スローガン（キャッチフレーズ）の表示並びに SVLK マークの表示及びサイズと色について定めている。

⑩持続可能な森林経営（PHL）の実績評価及び合法認証材（VLHH）の審査並びに林産物の自己宣言の実施に係る独立したモニタリング、申立て、苦情及び訴訟の解決に係るガイドライン（附属資料９）

このガイドラインでは、次のいずれかの資格要件を満たし、国の承認を得た独立モニターが行う持続可能な森林経営（PHL）の実績評価及び合法認証材（VLHH）の審査並びに林産物の自己宣言の実施に係る監視、申立て及び苦情並びに訴訟の解決に係る手順などを定めている。

A. 審査が行われている地域又はその周辺に住んでいる者。
B. 林業分野に関心を持っているインドネシア国民。
C. インドネシア法人と協力して林業を監視する非政府組織（NGO）。

独立モニター又は国に登録した複数の独立モニターで構成する監視ネットワーク機関が行うモニタリングの範囲は次のとおりである。

A. 独立評価認証機関（LPVI）の認定プロセスと結果。
B. 独立評価認証機関（LPVI）及び林産物の自己宣言の発行により評価又は審査した監査実績。
C. 独立評価認証機関（LPVI）又は国家認定委員会（KAN）による苦情又は訴訟の解決の他、林産製品の自己宣言を審査し、発行する際の持続可能な森林経営（PHL）実績の評価又は林産物の合法性審査のプロセスと結果。
D. SVLKマークの使用。
E. 発行したV-Legal又はFLEGTライセンス。
F. デューデリジェンスの実施。

このガイドラインでは、独立モニターの登録手順、権利と義務及び業務並びにモニタリングの実施手順、報告手順、結果又は苦情に対するフォローアップ、協力、資金提供及びモニターの保護に関する事項を具体的に定めている。

（２）非木質林産物の取扱いについて

この項では、一部が附属資料 7. 3 の V-Legal 文書の対象となる非木質林産物の法令上の定義及び対象物品並びに生産及び加工に係る規制と許認可の要点について報告する。

①非木質林産物の定義

2021 年の環境林業大臣規則第８号第１条（定義）の第 78 項の規定では、「非木質林産物（HHBK 又は NTFP）とは、木材以外の生物学的林産物（植物性及び動物性）及び国有林に由来する副生産物及び栽培製品をいう」と定義している。

②非木質林産物の収穫及び加工活動について

2021 年の環境林業大臣規則第８号では、許認可対象者又は物品の範囲及び手順その他の非木質林産物の収集及び加工活動に係る事項を定めている。

非木質林産物の収集には、森林利用許可（PBPH）が必要であり、森林利用事業実施計画（RKUPH）に基づく年次森林利用作業計画（RKTPH）による国の承認が必要である[11]。さらに、生産林における非木質林産物の取扱いは、地域の共同体に限り認可される[12]。

非木質林産物を含む林産物の加工を行うためには、林産物加工許可が必要である。林産物加工許可は、個人、協同組合、村有企業、私有事業体、地域有事業体及び国有企業に付与できる[13]。

[11] 環境林業大臣規則 2021 年第８号第 115 条及び 151 条。
[12] 環境林業大臣規則 2021 年第８号第 148 条（１）。
[13] 環境林業大臣規則 2021 年第８号 163 条。

表 2-17　森林区分別非木質林産物の収集又は生産に係る規制の概要

	保全林	生産林
実施主体の資格[14]	森林利用事業許可（PBPH）を所持し、承認された森林利用事業実施計画（RKUPH）に基づく年次森林利用作業計画（RKTPH）を作成している者。	森林利用事業許可（PBPH）を所持し、承認された森林利用事業実施計画（RKUPH）に基づく年次森林利用作業計画（RKTPH）を作成している周辺の共同体。
対象品目[15]	ラタン、蜂蜜、樹液、果実、種子、キノコ、葉、花、ツバメの巣、その他。	ラタン、蜂蜜、樹液、果実、種子、葉、アロエ、樹皮、薬用植物、塊茎、その他
主な活動規制[16]	A. 収集対象は、自然に入手可能なもの又は修復の結果入手できるもの。 B. 環境にダメージを与えない。 C. 自然の機能を縮小、変更又は削減しないこと。 D. 許可された量、重量又は体積に基づき収集する。	A. 栽培又は生産を行う地域は、境界を確定し、識別可能な状態にする。 B. 非木質林産物利用のための事業活動は、次のいずれかの利用区分により構成する。 a. ラタン、サゴ、ニッパヤシ、シュガーパーム及び竹。 b. 樹液、樹皮、葉果実又は種子及びアロエ c. バイオマス燃料原料の商品開発。 d. 食用作物の商品開発（植栽、資源維持、収穫、加工及びマーケティング活動を含む） C. 野生の植物及び生物の収集活動は、法令に基づき実施する。

生産林においては、非木質林産物を人為的に栽培、維持及び加工する活動並びにバイオマス燃料及び食用作物の商品開発事業活動が認められており[17]、これらの活動を行うときは活動を行う土地の境界を確定し[18]、確定した土地及び使用する施設に係る事項を年次森林利用作業計画（RKTPH）に記載して国の認可を得なければならない[19]。

さらに、社会林管理地域においては、森林の保全、保護又は生産機能に応じて次の活動が行える[20]。

A. 林間農業（アグロフォレストリー）。
B. 罠による漁業（シルオ漁業）。
C. 罠による家畜用動物の猟。
D. 畜産。

非木質林産物の取扱い実績は、環境林業省に登録した技術者又は社会林経営許可保有者が作成する生産報告書（LHP）により管理し、国有林の非木質林産物の管理には木材管理情報処理システム（SIPUHH）を使用する[21]。

林産物加工は、木材林産物及び非木質林産物の加工により構成し、非木質林産物の加工には、次の活動が含まれている[22]。

A. ラタン、竹などの加工及び保存（副産物を含む）する活動。

[14] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 115 条及び 151 条。
[15] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 131 条（1）及び 148 条（2）。
[16] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 146 条、148 条（3）及び 159 条。
[17] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 146 条。
[18] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 145 条。
[19] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 138 条。
[20] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 206 条（5）・（6）。
[21] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 271 条。
[22] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 179 条（3）。

B. でんぷん、小麦粉、植物性脂肪及び動物性脂肪の加工する活動。
C. 樹液、樹脂をクラムラバー、ラテックス、テレピン油、樹脂加工品、ゴム加工品に加工する活動。
D. コーヒー、ココアその他の穀物加工。
E. 蜂蜜、プロポリス、ハニーワックス、花粉その他の蜂蜜製品を加工する活動。
F. 樹液をバイオエタノール、糖類、蟻糖などに加工する活動。
G. 葉、樹皮、根、茎その他の植物原料からエッセンシャルオイルを加工する活動。
H. A から G までに掲げたもの以外の非木質林産物の半製品又完成品への加工。

③非木質林産物の輸送に用いる合法性を示す文書

非木質林産物の輸送をするときは、次の文書を合法性の確保のために用いている[23]。これらの文書は、一つの目的地への一回の輸送に限り有効である[24]。

A. 非木質林産物合法性証明書（SKSHHBK）
営業許可所持者又は登録収集業者が出荷する全ての非木質林産物の輸送に使用する。非木質林産物合法性証明書（SKSHHBK）は、法令に基づくロイヤリティー（PNBP）の支払いが完了したときに発行され、同書には林産物リストを添付する[25]。
B. 林産物リスト
非木質林産物合法性証明書（SKSHHBK）の添付書類として使用する他、登録集荷業者が社会林経営承認を得た者からの業務委託を受けて集荷した非木質林産物及びオークションで落札した非木質林産物の輸送に使用する。
C. 輸送メモ
非木質林産物合法性証明書（SKSHHBK）及び林産物リストの使用を規定していない非木質林産物の輸送に使用する。

（３）V-Legal 文書の発行状況

インドネシア環境林業省がウェブサイト[26]上で公表している主要品目別の V-legal 文書の発行件数並びに輸出量及び輸出額は、次表のとおりである。

2023 年の V-legal 文書の発行件数は 20 万 121 件であった。発行件数が多いのは、家具に係る HS 9408 の「その他の家具及びその部分品」及び HS 9401 の「腰掛け及びその部分品」であり、これら二品目で発行件数の 55%（10 万 9,734 件）を占めている。

2023 年の V-legal 文書の発行件数は、前年の 22 万 2,476 件に対して約 1 割減少している。V-legal 文書の発行件数の減少は、主に発行件数が多い家具関係物品（HS 9408 及び HS 9401）への発行件数が 1 万 7,340 件減したことに起因している。

[23] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 273 条。
[24] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 274 条。
[25] 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 273 条。
[26] https://silk.menlhk.go.id/。データ収集時点は 2024 年 2 月現在。

表 2-18　物品別 V-legal 文書発行件数並びに輸出量及び輸出額

H.S.	品　　名	2022年			2023年		
		V-Legal 発行件数	輸出量（千t）	輸出額 (FOB) （百万USD）	V-Legal 発行件数	輸出量（千t）	輸出額 (FOB) （百万USD）
4703	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	2, 786	4, 471	2, 763	4, 746	5, 412	2, 733
4802	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48. 01項又は第48. 03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙	30, 468	2, 901	2, 363	34, 876	2, 871	2, 366
4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	4, 155	1, 856	2, 351	※注１ 4, 075	1, 745	1, 732
9403	その他の家具及びその部分品	80, 317	375	1, 408	69, 168	292	1, 044
4702	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）	1, 439	1, 350	955	1, 004	1, 206	1, 017
4803	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）	7, 658	691	797	9, 354	769	834
4409	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	16, 362	471	578	16, 318	471	536
4418	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	14, 818	273	553	13, 790	269	474
9401	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94. 02項のものを除く。）及びその部分品	46, 753	90	571	40, 566	73	448
4810	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）	4, 939	276	299	5, 541	278	236
その他		12, 781	3, 016	1, 568	※注１ 20, 121	3, 816	1, 637
計		222, 476	15, 772	14, 205	219, 559	17, 199	13, 055

注１：2024年２月の時点でSILKのウェブサイトで公表されている2023年のHS 4412のV-Legal発行件数は「40, 075件」である。しかし、2022年と2023年の同品目のV-Legal発行件数並びに輸出量及び輸出額を比較検討すると2023年のV-Legal発行件数の値には整合性がないので、この表は当該値を「4, 075件」と仮定して作成している。さらに、「その他」の蘭の数値は合計値から「その他」以外の品目別の値の合計値を減じて算出しているので、2023年のV-Legal発行件数の「その他」の数値も仮定値であるので注意願いたい。

２：データ収集は、2024年２月現在。

資料：https://silk.menlhk.go.id/

ｔ単位で集計している輸出量は、2022 年の 157 万 7,200 ｔから 2023 年の 171 万 9,900 ｔに増加している一方で、同時期の輸出額は 142 億 500 万 USD から 130 万 5,500USD に減少している。これは、重いものの重量単価が安い化学木材パルプ（HS 4703）、グラフィック用非塗布紙（HS 4802）、家庭用衛生紙等（HS 4803）及び紙・板紙（HS 4810）の V-legal 文書の発行件数が増加した一方で、重量が軽いものの重量単価が高い家具関係物品の V-legal 文書の発行件数が減少したことに起因している。

２．木材の流通段階における法令等調査

インドネシアでは、木材の流通及び加工の段階における合法性の確保を、前項で報告した森林の管理及び森林経営計画の作成並びに保全林及び生産林における森林利用に関する規則（2021 年環境林業大臣規則第８号）」及び 2022 年ガイドラインにより実施している。

３．木材生産・流通状況

インドネシアは、隣国マレーシアとともに東南アジア有数の林産物生産国で、良質の合板を生産し、日本の主要合板輸入相手国である。しかし、合板用原木については、天然林資源の減少による天然林資源の減少により、約 20 年前から人工林材をコア用の原木として用いるようになり、その使用量が増加してきている。さらに、合板のフェイスバックに使用している天然林原木の品質については、高品質なものの調達が資源の減少及び丸太の生産調整等により入手できなくなっているため低下している。

このような合板の品質の低下は、合板の輸出先の変化につながっている。低品質な合板の生産量が多くなったため、高品質な合板を求める日本への輸出量が減少し、安い合板を建築物の内装下地に多く使う中国、インド及び中近東諸国、内装や家具の下地に用いる米国などへの輸出量に増加がみられ、結果的に輸出相手国が多様化して現在に至っている。

（１）丸太及び主要木材製品の生産量

インドネシア環境林業省が発表している主要林産物の生産量は､次表のとおりである。

主要製品の生産は、全体的に 2023 年に入ってやや増加している品目が多い。2023 年の丸太の生産量は 5,973 万 7,000 ㎥であり、この数値は前年よりも約 300 万㎥多く、さらに 2019 年の 4,824 万 4,200 ㎥から約 1,150 万㎥増加している。製品としては、2022 年からややまとまった量のパーティクルボードの生産が記録されている。

インドネシアの代表的な輸出用林産物である合板及び単板積層材の生産量は概ね横ばい、製材品については増減しながら若干減少する傾向で推移している。

表 2-19　丸太及び主要林産物生産量

（千㎥）

区　　分	2019	2020	2021	2022	2023
チップ	31, 351	38, 043	39, 755	42, 205	39, 752
木質ペレット	109	107	140	220	172
丸太	48, 242	52, 679	54, 947	56, 674	59, 737
製材品	2, 710	2, 730	2, 661	2, 075	2, 302
モールディング	－	0	1	4	4
単板	1, 547	1, 553	1, 807	1, 427	1, 738
合板及び単板積層材	4, 214	3, 907	4, 641	3, 385	4, 211
ブロックボード	152	203	228	282	304
パーティクルボード	4	3	11	200	142
パレット	－	13	14	26	14
パルプ	7, 807	8, 592	8, 598	9, 789	8, 871

資料:インドネシア環境林業省ウェブサイト（https://silk.menlhk.go.id/）

（２）主要林産物輸出額

インドネシア環境林業省は、次表のように製品別主要林産物輸出額を発表している。

主要林産物の輸出額は、2021 年に増加に転じたが、2023 年の輸出額は 131 億 7,000 万ドルであり、前年の 142 億 600 万 USD から 7 %減少している。

2023 年の輸出額のうち、額が大きいのは紙（シェア 33%）、パルプ（同 29%）、木質パネル（同 17%）及び木製家具（同 12%）である。

表 2-20　製品別主要林産物輸出量

（百万USD）

	2019	2020	2021	2022	2023
合計	11, 621	11, 050	13, 563	14, 205	13, 170
チップ	57	50	99	98	165
単板	92	81	115	115	133
木質パネル	2, 146	2, 163	3, 066	2, 904	2, 221
建具・木工品	1, 144	1, 075	1, 185	964	94
木製家具	1, 429	1, 534	2, 046	1, 979	1, 516
プレハブ建築物	6	2	2	3	3
紙	3, 869	3, 528	3, 698	4, 313	4, 380
パルプ	2, 779	2, 530	3, 243	3, 718	3, 754

資料:インドネシア環境林業省ウェブサイト（https://silk.menlhk.go.id/）

さらに同省は、次表のように主要輸出相手国別林産物輸出額を発表している。国別林産物輸出額は中国、米国及び日本に向けたものが大きく、2023 年の総輸出額に占める国別シェアは、中国 27%（36 億 8,700 万ドル）、米国 13%（16 億 5,800 万ドル）、日本は 10%（13 億 9,000 万ドル）で、三か国合計のシェアは 50%に達している。これらの他の輸出相手国は、インドネシア周辺のアジア諸国及びオーストラリアが上位に位置しており、さらに 11 位以下の英国及びオランダその他の EU 諸国への輸出量も一定量記録されている。

表 2-21　主要輸出相手国別林産物輸出額

（百万USD）

	2019		2020		2021	
	計	11, 621	計	11, 050	計	13, 563
1	中国	2, 880	中国	3, 186	中国	3, 956
2	日本	1, 366	米国	1, 615	米国	2, 420
3	米国	1, 358	日本	1, 148	日本	1, 390
4	大韓民国	711	大韓民国	689	大韓民国	762
5	インド	495	オーストラリア	348	オーストラリア	400
6	マレーシア	376	インド	325	インド	387
7	オーストラリア	316	台湾	324	マレーシア	386
8	台湾	305	マレーシア	291	ベトナム	360
9	ベトナム	288	ベトナム	252	台湾	314
10	英国	277	オランダ	222	オランダ	279
	その他	3, 247	その他	2, 650	その他	2, 908

	2022		2023	
	計	14, 205	計	13, 170
1	中国	3, 475	中国	3, 687
2	米国	2, 242	米国	1, 658
3	日本	1, 529	日本	1, 264
4	大韓民国	807	インド	736
5	インド	543	大韓民国	669
6	マレーシア	425	ベトナム	401
7	オーストラリア	384	マレーシア	394
8	ベトナム	355	オーストラリア	344
9	台湾	321	台湾	309
10	英国	269	英国	261
	その他	3, 854	その他	3, 447

資料：インドネシア環境林業省ウェブサイト（https://silk.menlhk.go.id/）

（３）主要相手国別輸入額

インドネシアの木材及び木製品（HS 44 類）の主要相手国別輸入額は、次表のとおりである。2022 年の木材及び木材製品の輸入額は５億 5,230 万 9,000 ドルであり、輸入額は 2020 年に減少をみせるものの概ね増加傾向で推移している。

国別輸入額は、かつては隣国マレーシアからのものが大きかったが、中国からの輸入額が 2018 年の 9,341 万 3,000 ドルから 79%も増加し、2022 年には１億 5,878 万 8,000 ドルと総輸入額の 29%のシェアを占めるまでになった。さらに、タイ及びベトナムからの輸入額も増加している。

表 2-22　輸出相手国別木材及び木材製品（HS 44 類）輸入額

（千USD）

	2018		2019		2020	
	計	447, 967	計	541, 342	計	350, 176
1	マレーシア	93, 413	中国	108, 727	中国	104, 879
2	中国	88, 904	ベトナム	102, 958	マレーシア	44, 312
3	米国	62, 478	マレーシア	85, 214	米国	38, 782
4	NZ	44, 294	米国	49, 565	NZ	29, 488
5	ベトナム	24, 733	NZ	35, 950	タイ	20, 250
6	タイ	16, 732	タイ	32, 704	チリ	12, 871
7	ドイツ	16, 069	ドイツ	14, 140	カナダ	10, 797
8	カナダ	10, 807	カナダ	12, 071	ベトナム	9, 957
9	フランス	9, 207	南アフリカ	8, 972	日本	9, 852
10	韓国	6, 756	ウルグアイ	7, 717	ドイツ	8, 049
	その他	74, 574	その他	83, 324	その他	60, 939

	2021		2022	
	計	455, 114	計	552, 309
1	中国	160, 592	中国	158, 783
2	米国	52, 596	米国	62, 124
3	NZ	38, 776	タイ	53, 213
4	タイ	36, 682	ベトナム	45, 819
5	マレーシア	19, 042	NZ	40, 762
6	ベトナム	16, 879	マレーシア	29, 321
7	カナダ	16, 757	南アフリカ	20, 166
8	フランス	12, 489	カナダ	19, 714
9	ドイツ	11, 455	フランス	16, 633

（4）森林認証システムの実施状況

インドネシアにおける森林認証は、FSC 及び PEFC の他、インドネシアの環境保護団体である LEI（インドネシアエコラベル協会：Lembaga Ekolabel Indonesia）によりなされている。

PEFC の認証は、インドネシアの認証機関である IFCC によるものであり、IFCC は PEFC と 2014 年に相互承認を行って現在に至っている。

LEI は、インドネシアで FSC だけが森林認証を行っていた IFCC が PEFC と相互承認をする前の時期から、資金力に乏しい小規模森林所有の経営改善支援と独自の認証スキームによる森林認証を行ってきた。LEI による森林認証面積は、2022 年 1 月現在で 233 万 5,027ha との報告があるが、本調査においてはその後の認証面積等のデータを入手できなかった。

インドネシアの森林認証面積は、FSC によるものが 324 万 1,191ha、PEFC によるものは 461 万 1,814ha である[28]。

CoC の認証件数は、FSC が 483 件、PEFC は 52 件であった。

表 2-23　森林認証面積と CoC 認証件数

	森林認証面積	CoC 認証件数
	（ha）	（件）
FSC	3,241,191	483
PEFC	4,611,814	52

資料：FSC（https://connect.fsc.org/impact/facts-figures）
PEFC,”PEFC Global Statistics Data: December 2023”

[28]認証林面積及び CoC 件数の数値は、FSC は 2024 年 3 月 7 日現在で FSC のウェブサイト（https://connect.fsc.org/impact/facts-figures）で、PEFC は”PEFC Global Statistics Data: December 2023” で公表していた数値。

（５）行政による違法伐採等への法執行状況

インドネシア環境林業省は、ウェブサイト等で 2021 年までの違法伐採、無許可事業及び環境破壊に対する法執行件数を次表のように公表している[29]。操業に係る法執行事案は 2021 年に 70 件発生し、これは 2018 年の 172 件から大幅に減少しているが、刑事事件に該当している事案は 2018 年の 94 件から 2021 年には 110 件に増加している。

無許可事業への法執行件数は、2018 年の 217 件から 2021 年には 84 件にまで減少している。無許可事業への法執行事案が刑事事件に発展した件数は、2021 年には 28 件と、2019 年に 11 件に減少したものの、2018 年以降ほぼ横ばいである。

環境破壊への法執行件数は比較的少なく、2020 年までは事案が発生しているが、2021 年には法執行事案は０件と発表している。

表 2-24　違法伐採等への法執行状況

（件）

区　分		2017	2018	2019	2020	2021
違法伐採	操業	88	172	163	124	70
	刑事事件	88	94	104	124	110
	警察・検察取扱事案	0	0	0	0	0
無許可事業	操業	137	217	101	88	84
	刑事事件	8	26	11	26	28
	警察・検察取扱事案	1	1	0	5	0
	行政処分事案	－	－	－	－	6
環境破壊	民事訴訟事案	6	9	13	6	0

出典；Ministry of Environment and Forestry,"Indonesia's Forests 2022", p 83

[29] 2021 年に木材合法性情報システム（SILK）に報告された法令違反の具体的な事例については、林野庁『令和３年度クリーンウッド利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書』56 頁に報告がある。

III.中華人民共和国

本章は、『令和２年度「クリーンウッド」普及促進事業　違法伐採関連情報の提供』事業において 2020 年に実施した中国に係る調査結果も踏まえ、その後の情勢の変化や制度等を明らかにし、木材の合法性の確認のための情報を提供することを目的としている。

１．森林の伐採段階における法令等調査

森林法及び森林法実施条令は、森林管理、木材生産及び木材流通の各段階に係る基本的な事項を定めている。

令和３年３月に公表された報告書では、主に伐採時における合法性の確保及び流通段階における合法性の維持に焦点をあてて、2020 年７月に施行された森林法（以下、「改正森林法」という。）の改正内容の報告がなされている。ただし、この報告書のための調査が行われた時点では、同法の細則として具体的な実施内容又は手順を定める森林法実施条令が改正森林法に対応するように改正されていなかったため、「木材の流通・合法性に関する法令」及び「木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例」については、「今後発布される新森林法実施条令によって変更あるいは訂正される」可能性があるとの報告がなされた[2]。

森林法の改正に応じた森林法実施条令の改正状況の確認は、中国から木材及び木材製品を輸入する国内の事業者がその合法性を確認する際にも重要な情報となる。

このため、本章では、現在までの森林法実施条令の改正に係る情報とともに、的確な法令に係る情報収集を行うための基礎資料として中国の立法制度の概要について文献調査により報告する。

（１）森林法実施条令の改正草案

森林法実施条令は、中華人民共和国森林法に基づいて 2000 年 1 月 29 日に公布し、同日施行した国務院令（行政法規）である[5]。森林法実施条令は「特定の行政規程の廃止と変更に関する国務院の決定」[6]に基づき、国家林業部（現在の国家林業草原局）が 1986 年に制定し運用していた森林管理規則を廃止し、それに代わる行政法規として制定された。森林法実施条令は、2011 年、2016 年及び 2018 年に改正して現在に至っている。

国家林業草原局は、2020 年７月に施行した森林法が（以下、「改正森林法」という。）施行された後、党中央と国務院の「生態文明システム」強化に係る決定と取決めを履行するために森林法実施条令を見直して、同条令の改正草案を作成した[7]。

国家林業草原局及び国立公園管理局は、2022 年の７月 20 日から８月 19 日までの期間に、森林法実施条令の改正草案（章末資料）に対するパブリックコメントを募集している。パブリックコメントの募集を終了した後の森林法実施条令の改正草案の審議状況については不明であるが、2024 年２月現在、改正した同条令の公布は行われていない。

森林法実施条令は、森林法の下位法令として森林法を執行するための細則を定めてい

---

[2] 林野庁、『令和２年度「クリーンウッド」普及推進次号のうち違法伐採関連情報の提供（３）掲載済み情報更新のための生産国における現地譲歩調査報告書』、2020 年３月、119 頁。

[5] この国務院令が公布される前は、1986 年に林業部が制定した実施規則を部門規則として執行していた。

[6] 国務院令第 588 号。

[7] パブリックコメントを募る公告における改訂草案作成背景についての説明文。（http://www.forestry.gov.cn/c/www/jyxc/17093.jhtml）。

る。このため、森林法と森林法実施条令は同じ章建てであり、2022 年公表された森林法実施条令の改正草案も改正森林法と同じ９章建てで各章の題名も改正森林法と同じである。

参考のために、国家林業草原局が 2022 年７月にパブリックコメントを募集したときに公表した森林法実施条令の改正草案の仮訳を本章の末尾に掲載する。

（２）罰金に係る国務院決定と森林法実施条令の改正

改正森林法に基づく森林法実施条令の公布は遅れているが、2023 年 10 月に同条令の改正に係る新たな動きがあった。

2023 年 10 月 23 日、国務院は業務環境をさらに改善するための行政法規及び部門規則における罰金の整理を目的とした「罰金の取消しと調整に係る国務院決定」[8]により、33 件の行政法規又は部門規則の罰金規定の改廃を全ての省、自治区及び中央管轄市の人民政府並びに国務院の全ての官庁、委員会及び直属機関に通達した。

この決定の対象となる 33 件の行政法規又は部門規則の中には、森林法実施条令第 44 条第１項、第３項及び第４項の規定が含まれている。

現行の森林法実施条令第 44 条の規定は、木材輸送証明制度を定めている。国務院の決定では、罰金規定でもある同条の第１項、第３項及び第４項を取消し[9]、残された第２項については、加工企業が作成する台帳により管理し、(行政機関の) 監督を受けるよう改めるとしている[10]。さらに、罰金規定の適用は、2023 年 10 月 23 日から一時的に停止するほか、森林法実施条令を含むこの国務院決定の対象となる行政法規については、「国務院の関係部門は、(中略) 関連する行政法規との整合性をはかり、公布日（2023 年 10 月 23 日）から 60 日以内に、改廃作業を完了しなければならない」[11]と通知している。

2023 年 10 月の国務院決定により明らかになったのは、国務院が所管する行政法規の一つである森林法実施条令が近い将来改正され、公布されるということである

表 3-1　森林法実施条令第 44 条

第 44 条　県級以上の人民政府の主務林業主管部門は、木材輸送証明書を持たずに木材を輸送した場合、違法に輸送された木材を没収し、荷送人には違法に輸送された木材価格の 30%以下の罰金を科すことができる。

2　県級以上の人民政府の林業主管部門は、輸送する木材の量が木材輸送証明書で許可された輸送量を超える場合、超過した木材を没収しなければならない。

3　県級以上の人民政府の林業主管部門は、偽造又は変造された木材輸送証明書が木材の輸送に使用された場合、違法に輸送された木材を没収し、没収した木材価格の 10%から 50%の罰金を科す。

4　県級以上の人民政府の主務林業主管部門は、木材輸送証明書を持たずに木材を輸送した場合、貨物を没収し、貨物の 1～3 倍の罰金を科す。

注：中国の規程文の書式は、番号を用いずに段落で項を設定しているが、この表では、理解の便宜のために日本式の書式を用いている。

---

8 「国务院关于取消和调整一批罚款事项的决定」国发〔2023〕20 号。

9 「取消し」は原文による表記。該当部分を「削る」という意味。

10 「国务院关于取消和调整一批罚款事项的决定」国发〔2023〕20 号付録。

11 前掲文書本文。改廃作業の期日とは、国務院担当部署による改正草案作成作業完了期日をいう。改正草案は、担当部署が国務院に提出した後、法定の審議手順を経てから行政法規として公布する。行政法規の改正の具体的な審議手順については、次項の「２．中国の立法制度の概要」を参照のこと。

なお、この国務院決定では、改廃作業の期日を決定の公布日から 60 日以内としているが、特別な理由がある場合は期日をさらに 30 日延長できると定めている。

（３）木材の管理方法の変更に係る情報

前掲の 2022 年７月に公表された森林法実施条令の改正草案には、合法性の確認に資すると考えられる文書の一つであった木材輸送証明書の運用に係る規定は記されていない。

2020 年７月の森林法施行に先立ち、国家林業草原局管理室は 2020 年１月に『森林伐採システムを改善し、「地方分権、規制、サービス」の改革をさらに推進』[12]と題した森林法の改正内容を解説する文書を発表している。この文書によれば、森林法が定めた伐採の割当及び許可並びに木材輸送証明書制度に基づく森林伐採管理制度は、森林資源の保護及び開発に重要な役割を果たしたと評価した上で、森林法の改正について森林伐採管理制度に係る次の提案がなされたと紹介している。

ⅰ 集体林や商業人工林における伐採割当を廃止し、伐採許可及び木材輸送を自由化する。

ⅱ 伐採割当と伐採許可は、森林資源を保護するための重要なマクロ的制御手段であるが、木材輸送を制御すると制御不能な伐採が行われ、森林資源に損傷を与える可能性がある[13]。

その上で、国家林業草原局は森林法の改正案においては、各方面からの広範な意見聴取と実証的研究を踏まえて森林伐採割当及び伐採許可の制度を維持した一方で、木材輸送許可制度は廃止したと説明している。

さらに、国家林業草原局は 2020 年２月に『新しく改正された森林法の実施に関する国家森林草原局の通知』を発出[14]し、その一部として改正森林法施行以降の木材輸送証明制度の取扱いについて説明している。

この通知における木材輸送証明制度に係る内容を抜粋すると、次のようである。

ⅰ 新たに改正された森林法に残されていない行政の許可事項の審査・承認は停止する。

ⅱ 2020 年７月１日に木材輸送証明の受付は終了する。

ⅲ 所管の森林・草地当局は、木材輸送許可を廃止した後、監督方法を刷新し、違法伐採及び違法伐採により生産された木材の輸送を調査し、対処し、違反者に行政罰を課さなければならない。

改正森林法では森林法上の木材輸送証明制度に係る規定[15]は削除されており、中国材を取り扱っている日本の商社によれば、森林法改正以降、木材輸送証明書は発行されていないとのことである[16]。木材輸送証明制度については、改正森林法では該当する規定が削られ、運用を停止する通知が国家林業草原局から発出されていたが、森林法の下位規程である森林法実施条令の改正作業が遅延したために、森林実施条令の規定に同制度

---

12 国家林业和草原局办公室「完善林木采伐制度　深入推进“放管服”改革」、2020年１月15日（http://www.forestry.gov.cn/c/www/gkzcjd/108146.jhtml)

13 マクロ的に伐採割当量を設定しているが、木材の輸送については企業別に年間輸送許可量を割り当てているため、企業別の年間輸送許可量を満たそうとする意志が過伐を誘発する可能性があるとの意味であると考えられる。

14 国家林业和草原局『关于贯彻实施新修订森林法的通知』林办发〔2020〕19 号。

15 2020 年の改正前の森林法第 65 条。

16 中国材を取り扱っている日本の商社への聴き取り結果。

に係るものが残存するという矛盾が生じていた。しかし、この矛盾は、2023 年 10 月の国務院決定により解消される運びとなった。

2023 年 10 月の国務院決定により、改正前の森林法でも定められていた加工企業による木材の入出荷在庫台帳の運用[17]規定がどのようになるのかについては、法定の手順に基づいてこれから国務院が公表する森林法実施条令の草案により全体像が明らかにされる見込みであるが、最終的には改正した森林法実施条令の公布を待たなければならない。

[17] 2020 年の改正前の森林法第 65 条。

２．木材の流通段階における法令等調査

中国国内における木材流通に係る重要な法令は、森林法及び森林法実施条令である。中国国内の木材流通については、前述のように 2023 年 10 月に国務院が森林法実施条令の木材輸送証明制度に係る規定を削除し、加工工場の入出荷在庫台帳により木材の管理を行う決定を下すとともに、森林法実施条令を含む同決定の対象となった行政規範の改正を命じているが、改正した条令はまだ公布されていない。このため、入出荷在庫台帳による木材管理の具体的方法の内容は、森林法実施条令の改正が完了して明らかになる。

輸出入に係る中国の法令は多岐にわたる。中国への輸出に係る法令や手続きを含む全般的な情報は、日本貿易振興機構（JETRO）が詳細にウェブサイトで公表している[57]。

木材の輸出入に係る法令については、中国責任林産物貿易投資連盟がウェブサイト[58]で紹介している。同連盟のウェブサイトによれば、木材の輸出入に係る中国の主な法令は次のとおりである。

表 3-2　林産物の輸出入に係る主な法令

法令名	主な規定事項
外国貿易法 （对外贸易法）	自由貿易の拡大、貿易の発展、貿易秩序の維持、外国貿易業者の正当な権利及び利益の保護、貿易の健全な発展を促進するために制定。 外国貿易業者の登録、商品及び技術の輸出入、サービスの貿易、外国貿易に係る知的財産の保護、外国貿易令、貿易活動における禁止事項などについて定めている。
関税法 （海关法）	国の主権と利益を保護し、税関の監督と管理を強化し、対外経済貿易および科学技術文化交流を促進し、社会主義近代化を保護するために制定 関税総局の設立及び位置付け、貨物又は人員の出入国輸送手段、輸出入貨物の取扱い、関税、関税事務などについて定めている。
輸出入商品検査法 （进出口商品检验法）	輸出入貨物の検査を強化し、輸出入商品の検査を標準化し、社会公共の利益と輸出入貿易に関わる全ての当事者の正当な権利と利益を保護し、貿易の促進する目的で制定。 輸出入品の検査に係る事項を定めている。
輸出入貨物管理規則 （货物进出口管理条例）	外国貿易法の下に位置する行政規則で、貨物の輸出入管理を規範化し、貨物の輸出入秩序を維持し、対外貿易の健全な発展を促進する目的で制定。 物品の輸出入管理、国が指定する物品の輸出入管理並びに輸出入の監視及び臨時措置を定めている。
野生植物保護規則 （野生植物保护条例）	野生植物資源の保護、開発及び合理的利用、生物多様性の保護並びに生態系のバランスの維持を目的として制定。 第 20 条の規定において、国家の特別保護に基づく野生植物の輸出又は中国が締約している国際条約により制限されている野生植物の輸出入は、行政当局に基づき国務院林業行政主管部門の承認を受けるか、または政府の許可を受けなければならないと定めている。
輸出許可管理法 （货物出口许可证管理办法）	資源を合理的に配分し、輸出業務の順序を標準化し、公正で透明な貿易環境を構築し、中国が加盟する国際条約を履行し、国家の経済的利益と安全を守るために、外国貿易法に基づく行政規定として制定。 輸出入許可申請に要する書類、輸出許可の発行、例外措置、輸出許可の有効期間並びに検査及び罰則について定めている。

出展：中国責任林産物貿易投資連盟ウェブサイト（http://chinarfa.lknet.ac.cn/）

57 https://www.jetro.go.jp/

58 http://chinarfa.lknet.ac.cn/

さらに中国責任林産物貿易投資連盟は、木材を中国に輸入するときは次の書類を要すると説明している。

表 3-3　輸入木材の税関申告に要する書類

書類名	
売買契約書	売買当事者が署名し、外国の貿易会社が提供。
インボイス	販売者が発行し、外国の貿易会社が提供。
船荷証券（B/L）	船会社が発行し、外国の貿易会社が提供。
パッキングリスト	荷主が発行し、外国の貿易会社が提供。
原産地証明書	原産国当局又は関連機関が発行し、外国の貿易会社が提供。
絶滅危惧主証明書	出荷国の絶滅危惧種を管理している機関が発行し、外国の貿易会社が提供。
通関書類	検疫機関が発行し、税関申告を行う者が提供。

出展：中国責任林産物貿易投資連盟ウェブサイト（http://chinarfa.lknet.ac.cn/）

木材を輸入するときは、出入国検査検疫部門で検査申請をし、検査検疫部門が発行した証明書を税関に届出る。

輸入木材がワシントン条約で保護されている種であるときは、国家絶滅危惧種輸出入管理局に届出を行い、さらに国家林業草原局に輸入許可証明書を申請し、この輸入許可証明書を添付して輸入物品を保税ヤードから出荷する。

３．木材生産・流通状況

米国農務省が 2023 年８月に公表した報告書では、中国で内装、家具、建具、木質パネル、紙の製造により消費される木材の年間消費量は５億～６億㎥と推定され、国内の木材製品の消費は、経済成長の鈍化、住宅部門の弱体化、消費者の嗜好の変化、輸出市場における需要の減少により大幅に減少していると分析している[59]。中国は米国に次ぐ世界第２位の木材消費国であるため、経済の停滞が表面化している状況の中での中国の木材消費動向が注目されている。

中国では、欧州材の取扱量が多くなり、現在では主要な輸入材になっている。中国木材・木材製品流通協会は、2024 年２月 23 日付『週刊木材工業新聞』で 2023 年の欧州材の輸入状況を総括している。これによれば、2023 年の欧州材の丸太と製材品を合計した輸入量は、中国の丸太と製材品の輸入量全体の 40%近くを占め、輸入量は 2,596 万㎥に達する見込みである。ただし、欧州材の丸太の輸入については、欧州木材協会が 2022 年末に丸太の輸出を減らし、付加価値を高めて欧州加工産業の収入を増加させる提案をしていたこと、中国国内に欧州材の豊富な在庫が存在すること、中国国内の需要の伸びが鈍化していることから、2023 年の輸入量は減少していると報じている[60]。

（１）丸太生産量

国家統計局が発表した中国の 2022 年の丸太生産量は１億 2,210 万㎥である。丸太生産量は 2018 年の 8,810 万 9,000 ㎥から一貫して増加しており、2022 年の丸太生産量は、2018 年に対して 39%増加している。

表 3-4　年次別丸太生産量

（千㎥）

年　次	2018	2019	2020	2021	2022
生産量	88,109	100,459	102,570	115,891	122,100

資料；国家統計局（https://www.stats.gov.cn/）

（２）丸太輸入量

中国の 2022 年の丸太輸入量は、4,357 万 8,000 ㎥である。このうち、針葉樹丸太は 3,116 万 2,000 ㎥（丸太輸入量の 72%）、広葉樹丸太は 1,241 万 6,000 ㎥（同 28%）であった。

2022 年に針葉樹丸太はニュージーランドからの輸入量が 1,767 万 9,000 ㎥と多く、針葉樹丸太輸入量の 57%を占めている。次いで針葉樹丸太の輸入量が多いのはドイツ（562 万 7,000 ㎥）であり、日本からも 111 万 4,000 ㎥の輸入が記録されている。

同じく広葉樹丸太については、パプアニューギニア（234 万 4,000 ㎥、シェア 17%）及びロシア（211 万 2,000 ㎥、同 17%）からの輸入量が多い。

中国の 2023 年の輸出入データは、今回の調査では入手できていないが、中国木材・木材製品協会は、2023 年の欧州材丸太の輸入状況について次のようにまとめている[61]。

---

59 FAS, USDA, "Solid Wood Products Annual 2023", Gain Report　# CH2023-0110, August 15, 2023.

60 中国木材与木制品流通协会『木业新闻周刊　第 65 期』、2024 年２月 23 日付。

61 中国木材与木制品流通协会『木业新闻周刊　第 65 期』、2024 年２月 23 日付。

表 3-5　相手国別丸太輸入量（2022 年）

（千㎥）

区　分		輸入量
	合　計	43,578
針葉樹	計	31,162
	ニュージーランド	17,679
	ドイツ	5,627
	米国	1,211
	日本	1,114
	カナダ	909
	チェコ	879
	その他	3,743
広葉樹	計	12,416
	パプアニューギニア	2,344
	ロシア	2,112
	ソロモン	1,435
	ブラジル	885
	米国	836
	フランス	710
	その他	4,094

出典：FAS, USDA, "Solid Wood Products Annual 2023", Gain Report # CH2023-0110, August 15, 2023.
源データは、国家税関総局。

欧州の９か国が中国への丸太の輸出を増やしている。その中でも、ノルウェーからの丸太輸入量は、2022 年にわずか 4,000 ㎥であったものが、2023 年には４万 6,400 ㎥と、前年比で最も顕著に増加する国になる見込みである（前年比 1045.2%増）。その他、2023 年の輸入量で前年比 50%以上が見込まれる国には、ポーランド（111 万 3,600 ㎥、同 101.48%増）、オランダ（７万 6,800 ㎥、同 92.5%増）、スウェーデン（７万 4,900 ㎥、同 64.0%増）、イタリア（１万 1,900 ㎥、108.2%増）が含まれる。

欧州諸国の中で中国に最も多くの丸太を輸出している国はドイツである。2023 年の中国のドイツからの丸太輸入量は 358 万㎥と、中国の欧州材丸太輸入量の 40.9%を占める見込みである。しかし、この輸入量を 2022 年と比較すると、ドイツからの丸太輸入額は 39.9%減少し、貿易量も 40.91%減少している。ドイツからの丸太輸入量減少の主な原因は、モミとトウヒの丸太が前年に対し 241 万本（前年比 45%減）減少したことにある。

さらに、2023 年の欧州からの国別丸太輸入量は、エストニア（３万 1,900 ㎥、前年比 47.9%減）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（２万 6,800 ㎥、同 74.1%減）、フランス（72 万 7,800 ㎥、同 41.7%減）、チェコ共和国（30 万 5,500 ㎥、同 67.7%減）と程度の差はあるものの減少している。

（３）製材品輸入量

中国の 2022 年の製材品輸入量は 2,643 万㎥で、2021 年の 2,884 万 2,000 ㎥から８％減少している。輸入量は 2022 年の針葉樹製材品が 1,732 万 9,000 ㎥（製材品輸入量の 66%）、広葉樹製材品は 910 万 1,000 ㎥（同 34%）であった。

2022 年の針葉樹製材品輸入量のうち、輸入量が多い相手国はロシアであり 1,189 万 4,000 ㎥（針葉樹製材品輸入量の 69%）の輸入がなされ、相手国別輸入量第２位のカナダ（129 万 7,000 ㎥）を大きく引き離している。

2022 年の広葉樹製材品の内、輸入量が多い相手国はタイであり 384 万 6,000 ㎥（広葉樹製材品輸入量の 42%）が輸入された。その他、ロシア（119 万 3,000 ㎥）及び米国（102 万 6,000 ㎥）からまとまった量の輸入がなされている。

表 3-6　相手国別製材品輸入量

（千㎥）

	2021		2022	
	合　計	28,842	合　計	26,430
針葉樹	計	19,599	計	17,329
	ロシア	12,932	ロシア	11,894
	カナダ	1,612	カナダ	1,297
	ウクライナ	905	フィンランド	882
	フィンランド	661	スウェーデン	657
	ブラジル	492	ベラルーシ	625
	その他	2,997	その他	1,974
広葉樹	計	9,243	計	9,101
	タイ	3,773	タイ	3,846
	ロシア	1,139	ロシア	1,193
	米国	1,132	米国	1,026
	フィリピン	644	フィリピン	654
	ガボン	545	ガボン	603
	その他	2,010	その他	1,779

出典１：FAS, USDA, "Wood Products Annual", GAIN Report, # CH2022-0090, August 22, 2022

２：FAS, USDA, "Solid Wood Products Annual 2023", GAIN Report, # CH2023-0110, August 15, 2023

源データは、国家税関総局。

中国木材・木材製品流通協会による前掲の報道では、2023 年の欧州材製材品の輸入状況を次のようにまとめている。

中国は、2023 年に世界中の 70 以上の国や地域から製材材品を輸入している。このうち、欧州材製材品は中国の製材品輸入量の 60%近くにあたる 1,719 万㎥に達し、前年比 1.37%増加した一方で、輸入額は前年比 7.69%減の 255 億元となった。

トネリコ、ブナ、ポプラなど中国で人気の高い欧州材製材品の樹種は、さまざまな程度の輸入減少を経験している。2022 年と 2023 年の樹種別輸入量を比較すると、トネリコ製材品は 20.6%減少して 10 万 900 ㎥、ブナ製材品は 17.9%減少して 48 万 9,600 ㎥、ポプラ製材品は 12.7%減少して８万 400 ㎥であった。朝鮮松やスコッチパインな

どのその他の針葉樹製材品は約７万㎥減少し（597 万 3,400 ㎥、前年比 1.3%減）、モミ・トウヒ製材品は 8.4%増加して 780 万㎥、その他の針葉樹材は減少した。厚さが６㎜を超える製材品の 2023 年の輸入量は、前年比 6.9%減の 147 万 3,300 ㎥となった 2023 年もロシアは中国の製材品輸入相手国として首位（1,304 万㎥）を維持している。

さらに、ベラルーシの業者が納品や支払い条件で譲歩することに前向きであるため、ベラルーシ製材品市場における中国向けの出荷シェアは 37%から 52%に増加しており、EU 諸国に代わって中国はベラルーシ製材品の主要消費市場となっている。2023 年に、中国はベラルーシから約 90 万㎥（前年比 43.67%増）の製材品を輸入し、貿易額は 11 億 4,000 万元（22.04%増）となった。

（４）合板輸出量

中国の 2022 年の合板輸出量は、1,065 万 2,000 ㎥であった。

2022 年の相手国別輸出量は、フィリピンが最も多く、輸出量は 99 万 4,000 ㎥（合板輸出量の９％）であった。中国は合板をフィリピンの他、イギリス、日本、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、米国など多様な国に輸出している。

表 3-7　相手国別合板輸出量

（千㎥）

輸出相手国	輸出量
計	10,652
フィリピン	994
イギリス	695
日本	679
アラブ首長国連邦	503
サウジアラビア	435
米国	425
オーストラリア	404
メキシコ	401
その他	6,116

出典：USDA, FAS, "Solid Wood Products Annual 2023", Gain Report # CH2023-0110, August 15, 2023
源データは、国家税関総局。

2023 年の合板輸出についての前掲の中国木材・木材製品協会の報道は次のようである。

2023 年の中国の合板の輸出量は 1,073 万 9,700 ㎥で前年比 0.8%増加したが、輸出額は 48 億 1,400 万ドルと前年比 14.4%減少した。

中国の合板輸出相手国の上位５カ国はフィリピン、イギリス、アラブ首長国連邦、日本及びナイジェリアであり、輸出相手国の需要は安定している。

なお、合板の輸入量は 29 万 5,300 ㎥で前年比 50.8%増加し、輸入額も２億 700 万ドルと前年比 10.1%増加している。

（５）繊維板及び切削板の輸出入状況

前掲の中国木材・木材製品協会の報道は、2023 年の繊維板及び切削板の輸出入状況も次のように完結にとりまとめている。

中国は 2023 年に繊維板を約 293 万 8,800 ㎥（㎥換算値）（前年比 9.5%増）輸出した。輸出額は 11 億 9100 万ドル（同 1.2%減）であった。

2023 年の繊維板の輸入量は約６万 8,400 ㎥（㎥換算値）で前年比 45.4%減、輸入額は 4,890 万ドルで前年比 50.1%減となった。繊維板の輸出相手国の上位５か国は、メキシコ、ナイジェリア、サウジアラビア、ベトナム及び米国である。

中国で 2023 年においても輸入量が輸出量を唯一上回っている木質パネルは切削板であり、同年の輸入量は 120 万 1,600 ㎥（㎥換算値）（前年比 2.34%減）、輸入額は３億 3,600 万ドル（同 18%減）であった。中国の切削板輸出量は 63 万 3,800 ㎥（㎥換算値）で前年比 6.8%増加したが、輸出額は２億 7,100 万ドルと前年比 30.0%減少した。輸出相手国上位５か国は。台湾、モンゴル、ナイジェリア、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦である。

（６）森林認証

中国の森林認証面積は、FSC による認証が 171 万 6,642ha、PEFC による認証が 310 万 5,110ha である[62]。

FSC と PEFC の森林認証面積の合計は 482 万 1,752ha となるが、FSC と PEFC の両方の認証を取得している森林が存在するので、実際の認証林面積はこれよりも少なくなる。FSC と PEFC は、2016 年から 2020 年の期間において調査を行い、両方の認証を取得している森林の面積を公表していたが、現在はこの調査と森林面積の公表をしていないようである。2020 年中頃の時点において、中国には両方の認証を取得した認証林が９万 7,604ha 存在していた[63]。

CoC の認証件数は、FSC が 112 件、PEFC は 477 件であった。

表 3-8　中国の森林認証面積と CoC 認証件数

	森林認証面積（ha）	CoC 認証件数（件）
FSC	1,716,642	112
PEFC	3,105,110	477

資料：FSC（https://connect.fsc.org/impact/facts-figures）
PEFC,”PEFC Global Statistics Data: December 2023”

[62]認証林面積及び CoC 件数の数値は、FSC は 2024 年３月７日現在で FSC のウェブサイト（https://connect.fsc.org/impact/facts-figures）で、PEFC は”PEFC Global Statistics Data: December 2023” で公表していた数値。

[63] FSC and PEFC, “Estimated Common Forest Area with both FSC Certification and PEFC/PEFC-endorsed Certification”、January 2021.

中国では、2010 年に中国森林認証システム（CFCC）が創設され、中国森林認証システムは 2015 年２月に PEFC と相互承認を行っている。

４．その他の調査事項

【中国の立法制度の概要】

合法性の確認を行うための法令に係る情報収集を行うときは、法的根拠に基づく正確な情報を入手する必要がある。法的根拠に基づく正確な情報を入手するためには、当該国の立法機関、立法手順、法令の公示方法その他の立法に係る手順の把握が重要である。中国には、中央政府及び地方政府並びにこれらに属する機関が制定する各種法令があり、インターネット上にはこれらに係る多くの情報が多様な機関により発信されている。

このため本項では、中国における立法制度を整理して合法性確認に用いる正確な法令情報を入手するための基礎的な情報について報告する。

（１）中国の立法機関

中国の政体は、人民民主専制国家[64]である。中華人民共和国憲法（以下、「憲法」という。）第１条の規定は、「中華人民共和国は、労働者階級が指導し、労農同盟に基づく人民民主専制下の社会主義国である」と国の政体を定めている。

国家の最高権力機関[65]は全国人民代表大会であり、同大会は毎年第１四半期[66]（多くの場合３月）に開催している。ただし、全国人民代表大会は年に一回、半月程度の会期で開催するため、同大会は国家権力行使の連続性を保証するために全国人民代表者会議の常設委員会として全国人民代表大会常務委員会を設置し、同委員会の会議を毎年６回開催している[67]。全国人民代表大会常務委員会の委員は、全国人民代表大会が同大会の議員の中から選出している[68]。

中国の立法機関は、中央政府の法令にあっては全国人民代表者会議及び全国人民代表者会議常務委員会並びに国務院、地方政府の法令にあっては地方人民代表大会及び地方人民代表大会常務委員会である。

①全国人民代表者会議及び全国人民代表者会議常務委員会による立法

全国人民代表者大会は、憲法改正、憲法履行の監督及び刑法、民法、国家機関に係る法律その他の「基本法」の制定及び改正の権限を有している[69]。

さらに、次の事項は、全国人民代表者会議及び全国人民代表者会議常務委員会が制定及び改正の権限を持つ法律に限り制定できる[70]。

i. 国家の主権。
ii. 行政レベル別の人民代表大会、人民政府、人民裁判所及び人民検察院の設立、組織及び権限。
iii. 犯罪及び刑罰。
iv. 国民の政治的権利の剥奪、個人の自由を制限する強制措置及び刑罰。
v. 税目及び税率の決定、徴収管理等の課税上の基本的な仕組み。
vi. 非国有財産の徴収及び徴用。
vii. 基本的な民事制度。

---

64 外務省ウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/data.html#02）。
65 全国人民代表大会基本法第２条。
66 憲法第 61 条。
67 全国人民代表大会基本法第２条。
68 全国人民代表大会基本法第 23 条。
69 憲法第 62 条及び立法法第７条。
70 立法法第８条。

viii. 基本的な経済システム及び財政、税関、金融及び外国貿易の基本的制度。
ix. 訴訟及び仲裁制度。
x. 上記以外の全国人民代表者会議及び全国人民代表者会議常務委員会が制定しなければならない事項。

全国人民代表者大会常務委員会は、全国人民代表大会閉会の期間において、立法に係る次の行為ができる[71]。

- 法律の基本原則に抵触する事項以外の部分の補足又は修正。
- 全国人民代表者大会に提出する法案の受付及び事前審査。
- 憲法及び法律に矛盾する国務院が制定した行政規定、決定および命令の取消し。
- 憲法、法律又は行政法規に違反する省、自治区、中央直轄市の国家権力機関が制定した地方条令や決議の廃止。

さらに、憲法は、全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員会の権限と機能を定めている[72]。この権限と機能の内、法令の制定及び改正に係る部分を抜粋すると次表のようである。

表 3-9　法律制定・改正の機関別権限

機関名	権限の範囲	法的根拠
全国人民代表大会	刑事、民事、国家機構及びその他の「基本法」の制定及び改正。	憲法第 62 条第５項
全国人民代表大会常務委員会	▪ 全国人民代表大会が制定する法律以外の法律の制定及び改正。 ▪ 全国人民代表大会閉会中に於ける全国人民代表大会が制定した法律の部分的な補足及び修正。ただし法律の基本原則についてはこの限りではない。	憲法第 67 条第２項・第３項

②国務院

国務院は、中国の最高行政機関である。

立法法第９条の規定は、「立法法第８条で規定する事項（項目①のｉからｘまでの箇条書きの事項）に係る法律が制定されていない場合、全国人民代表大会及びその常務委員会は、その中の一部の事項について国務院が行政法規を制定することを決定し、認可する権限を有する」と定めている。

行政法規は、日本の法令の政省令に該当する規程で、法律に次ぐ高位の位置にある。国務院は、法律の規定を執行するために行政法規の制定が必要となる場合又は次表に示す憲法第 89 条が規定する国務院の職責と権利を執行するのに必要がある場合は、行政法規を憲法及び法律に基づいて制定できる[73]。

71 注 14 に同じ。
72 憲法第 62 条及び第 67 条。
73 立法法第 65 条。

表3-10　国務院が行使する職責と権限（憲法第89条）
（1）憲法及び法律に従って行政措置を制定し、行政規則を制定し、決定及び命令を発する。
（2）全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会に提案をする。
（3）各省庁及び各委員会の任務と責任を定め、各省庁及び各委員会の業務を統一的に指揮し、各省庁及び各委員会に属さない国家行政事務を指揮する。
（4）全国各レベルの国家行政機関の業務を統一して指導し、中央政府と省、自治区、直轄市の国家行政機関との具体的な機能・権限分担を定める。
（5）国家経済社会開発計画と国家予算を策定し、実施する。
（6）経済事業、都市農村建設、生態文明建設を指導管理する。
（7）教育、科学、文化、健康、スポーツ、家族計画を指導し管理する。
（8）民事、公安、司法行政などを指揮、管理する。
（9）外交を管理し、外国との条約及び協定を締結する。
（10）国防建設を指導、管理する。
（11）民族事務を指導・管理し、少数民族の平等な権利と民族自治区の自治権を保障する。
（12）華僑及び帰国した華僑と華僑の家族の合法的権利と利益を保護する。
（13）各省庁及び委員会が発行した不適切な命令、指示及び規制を変更又は取消す。
（14）各レベルの地方国家行政機関の不適切な決定及び命令を変更又は取消す。
（15）省、自治区、直轄市の地域区分を承認し、自治州、県、自治県、市の設置と地域区分を承認する。
（16）法律に基づき、省、自治区、中央直轄市の範囲内の一部地域で非常事態の発動を決定する。
（17）法律の規定に基づき、行政機関設置の審査、承認、行政職員の任免、研修、評価、賞罰を行う。
（18）全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会によって与えられるその他の権限の行使。

（2）地方人民代表大会及び地方人民代表大会常務委員会

地方行政機関の地方人民代表大会及び地方人民代表大会常務委員会は、地方行政機関の規程である地方条令を制定できる。

地方条令は、次の事項について地方人民代表大会及び地方人民代表大会常務委員会が制定する[74]。

i 法律及び行政法規の規定を執行するために、行政区域の実際の状況に基づいて具体的規定を制定する必要がある事項。

ii 地方の機関の事務に属し、地方条令を制定する必要がある事項。

iii 全国人民代表大会及びその常務委員会の専属的立法権の範囲外にある中央政府が立法していない事項[75]。

（3）法令区分別立法権

次表は、中国の法令区分別立法権をとりまとめている。

①中央政府の法令

中央政府の法令は、憲法を最高位として、順に法律及び法律解釈、行政法規及び附属規程並びに部門規章（部門規則）により構成する。

なお、中央政府の法令の中の「法律解釈」とは、法律に次のいずれかの状況が認

[74] 立法法第 73 条。

[75] 中央政府が制定した法律又は行政法規に効力が生じたときは、当該地方条令を改廃する。

められるときに、全国人民代表大会常務委員会が定めるもの[76]であり、この解釈は法律と同等の効力を有している[77]。

- 法律の規定の具体的意味をさらに明確にする必要があるとき。
- 法律制定後に新たな状況が生じ、法律の適用根拠を明確にする必要があるとき。

②地方政府の法規

地方政府の法規は、地方条令、附属規程及び地方政府規章（地方政府規則）により構成する。

表 3-11　法令区分別立法権

法令区分		立法権を有する機関	法令根拠
中央政府の法令	憲法	全国人民代表大会	憲法第 62 条
	法律 法律解釈	全国人民代表大会及び同常務委員会 全国人民代表大会常務委員会	憲法第 58 条
	行政法規 附属規定	国務院、国務院及び中央軍事委員会（共同）、国務院所属関連部門	憲法第 86 条
	部門規章 （部門規則）	次の国家機関 ■ 国務院の各部 ■ 委員会 ■ 中国人民銀行 ■ 審計署（会計検査院） ■ 行政管理機能を有する直属機関	立法法第 80 条
地方政府の法規	地方条令	次の人民政府の人民代表大会及びその常務委員会 ■ 省 ■ 自治州 ■ 自治区 ■ 中央直轄市 ■ 区を設置している市（設区市） ■ 省又は自治区の人民政府所在市 ■ 国務院が認定した「比較的大きな市」 ■ 経済特区	立法法第 73 条
	附属規定	同　上	同　上
	地方政府規則	次の人民政府 ■ 省 ■ 自治州 ■ 自治区 ■ 中央直轄市 ■ 区を設置した市（設区市）	立法法第 82 条

76　立法法第 45 条。
77　立法法第 50 条。

（4）立法手続き

①法案を提出できる機関

全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会に法案を提出できる機関及びグループは、次のとおりである[78]。次に掲げた機関及びグループ以外は、法令の改廃及び現行法令に係る提案の提出を含む立法権を有さない。

i. 全国人民代表大会首席団
ii. 全国人民代表大会の各種専門委員会
iii. 委員長会議
iv. 国務院
v. 最高人民法院
vi. 最高人民検察院
vii. 全国人民代表大会代表団
viii. 30 人以上で連名する全国人民代表大会代議員

②全国人民代表会議常務委員会による法案の審議[79]

立法法第 16 条第 1 項の規定は、全国人民代表者会議に提出するために常務委員会に提出する法案は、全国人民代表者会議が閉会中のときは常務委員会に提出して審議できると定めている[80]。さらに、「基本法」以外の法律の制定及び基本原則の部分を除く改正並びに法律の部分的な補足及び修正は、全国人民代表者会議常務委員会に権限があるため常務委員会において審議がなされる。

常務委員会における法案の審議の手順は、次図のとおりである。

法案の審議は、全国人民代表者会議常務委員会の常務委員会会議及び法律委員会並びに法制工作機構又は法案に関連する専門委員会が行う。

法案の審議は、常務委員会会議が本項①に掲げた「法案を全国人民代表大会に提出できる機関」から受理した法案を常務委員会構成員に配布して全国人民大会代表に会議への出席を要請し、提案者の意見聴取、グループ別会議での初歩的審査及び全国人民大会代表からの意見聴取を目的とした第 1 次審査を実施する。

第 1 次審査の後、法律委員会及び法制工作機構又は関連する専門委員会が各方面からの意見聴取を、次の箇条書きに掲げる方法の全て又は特定のものにより行っている[81]。

i 全国人民代表大会代表からの意見聴取

全国人民代表大会常務委員会会議が法案の審議をするときは、全国人民大会代表から意見を募集しなければならない。

各省の人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会常務委員会から法案文書の送付があったときは、代表を集めて法案の「勉強会」を開催して代表の意見をとりまとめ、全国人民代表大会常務委員会法制工作機構に報告する。

---

78 立法法第 14 条・第 15 条及び第 26 条第 1 項。

79 立法法第 26 条－第 41 条。

80 立法法第 16 条第 1 項。

81 立法法第 36 条。意見聴取の具体的な方法については白井博之「中国立法法改正について（2）」、法務省法務総合研究所国際協力部『ICD News』№.75、2018 年 6 月号、51～53 頁。

図 3-1　常務委員会における主な法案審議手順の概要（立法法第 26 条－第 41 条）

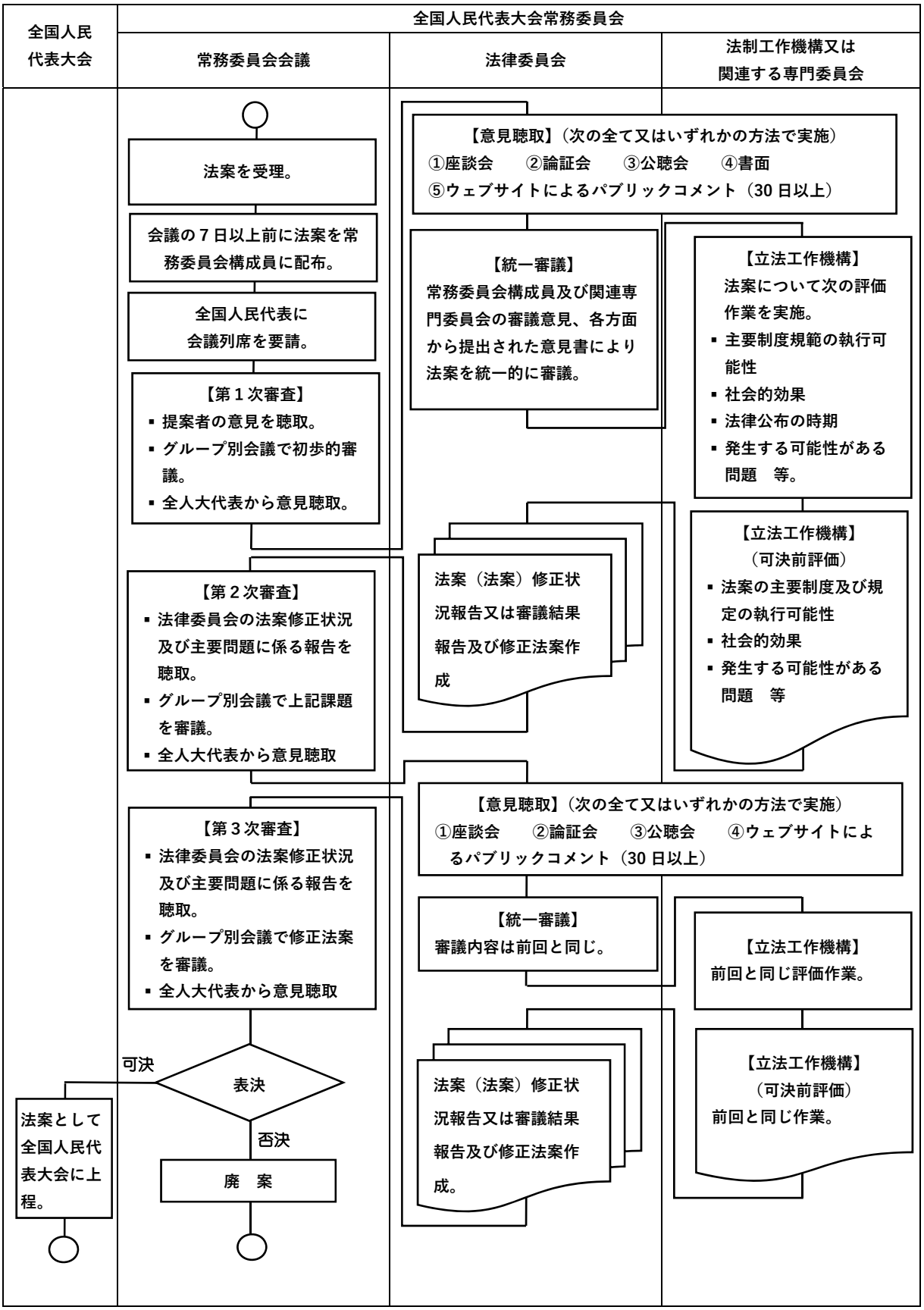

ii 座談会による意見聴取

座談会とは、法案に関係がある機関、団体、企業及び事業単位並びに関係分野の専門家を招き、意見交換、討論及び意見発表をする場をいう。座談会は、立法の民主制に関する問題を解決する目的で開催し、簡便で実施しやすく、踏み込んだ討論ができる。座談会は、常務委員会会議による第１回審議及び第２回審議の後に開催する。全国人民代表大会代表からの意見聴取

全国人民代表大会常務委員会会議が法案の審議をするときは、全国人民大会代表から意見を募集しなければならない。

各省の人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会常務委員会から法案文書の送付があったときは、代表を集めて法案の「勉強会」を開催して代表の意見をとりまとめ、全国人民代表大会常務委員会法制工作機構に報告する。

iii 公聴会による意見聴取

公聴会は、法案について重大な見解の対立があるとき又は利害関係に必要な調整が存在するときに開催する。公聴会は座談会に比べて優位性があり、透明性がさらに高く、課題に対するより深い調査を行う。

公聴会では利害関係者及び専門家が直接陳述、弁論及び立証を行う。公聴会の結果は、公聴報告書を常務委員会に提出する。

iv 論紹会による意見聴取

論紹会は、主として法案の中の技術性が比較的高い問題について、専門家を招いて合理性と執行可能性に係る検討及び立証を行い、権威ある意見を得て常務委員会会議審議時の参考とすることを目的に必要に応じて開催する。

v 書面による意見聴取

法案に関連する地方及び部門は、第１回常務委員会会議の直後に法案に対する意見を文書により募集する。

vi パブリックコメントの募集[82]

常務委員会会議に上程された法案は、常務委員会会議の後に法案及び改正の内容などを社会に公表し、少なくとも 30 日間の期間を設定して意見募集を行なう[83]。

法律委員会は、各方面からの「意見聴取」を終えた後、常務委員会構成員及び関係専門委員会の審議意見及び各方面から提出された意見を踏まえて法案を審議するための「統一審議」を実施する。

立法工作機構は、「統一審議」の結果を踏まえて、主要制度規範の執行可能性、社会的効果、法律公布の時期、発生する可能性がある問題などを評価した後、さらに法案における主要な制度及び規定の執行可能性、社会的効果並びに発生する可能性がある問題などを評価する「可決前評価」を行う。

法律委員会は、立法工作機構の「可決前評価」を受けて法案修正状況報告又は審議結果報告及び修正法案を作成して常務委員会会議に提出する。

---

82 立法法第 37 条。

83 ただし、常務委員会会議で非公開とする決定をしたものについてはこの限りではない。

常務委員会会議は、法律委員会からの法案修正状況報告又は審議結果報告及び修正法案の聴取及びグループ別会議での審議並びに全国人民代表会議の代表からの意見聴取を行うための第２次審査を実施する。

第２次審査を経た修正法案については、各方面からの「意見の聴取」を行い、その後は第１回目と同様の手順により法律委員会の「統一審議」、立法工作機構の「可決前評価」及び法律委員会による法案修正状況報告書又は審議結果報告書及び修正法案の作成を行う。法律委員会は、これらの報告書及び修正法案を常務委員会会議に提出する。

常務委員会は、第２次審査と同様の内容で第３次審査を実施して表決を行う。法案は、表決により可決されれば全国人民代表大会に法案として上程され、否決されれば廃案となる。

法案の審議は、原則として上記のように三回の審議（「三審制」）を行った上で全国人民代表大会への法案としての上程を表決するが、各方面の意見が比較的一致しているときは二審で、調整事項が単純で軽微な改正のときは一審で表決を行える[84]。

なお、常務委員会で審議中の法案については、法律制定の必要性や実現可能性などの重要な問題について意見の相違が大きいために審議が２年間棚上げされた場合若しくは２年間表決に至らなかった場合又は法案が常務委員会の議題に再審議対象として含まれない場合、審議が打ち切られる[85]。

③全国人民代表大会に上程された法案の審議[86]

全国人民代表大会に上程された法案の審議の主な手順は、次図のようである。

全国人民代表会議に法案を上程するときは、全国人民代表者会議常務委員会会議が全国人民代表会議を開催する１か月以上前に同会議の代表に法案を配布する。

配布された法案については、法案提出者が大会全体会議で説明をし、代表団及び専門委員会が個別に法案の審議を開始する。

代表団は、法案審議において提案者と質疑応答をし、関連する機関又は組織からの状況説明を受けてから審査意見書を作成して常務委員会の法律委員会に提出する。代表団から審査意見書を受領した法律委員会は、審査意見書に基づく審議を行い、審査結果報告書及び法案修正稿を首席団に提出する。

専門委員会は、法案を審議して審査意見書を首席団及び大会全体会議に提出する。

首席団は、常務委員会が提出した審査結果報告書及び法案修正稿並びに専門委員会が提出した審査意見書により法案（修正稿）を審議する。重大な問題が存在するときは、首席団常務首席が意見聴取及び関係者との討論を行い、その法案の審議を次回の全国人民代表大会に持ち越す必要があるか判断し決定する。

首席団は、法案（修正稿）を大会全体会議に上程し、同会議では法案を審議して表決し、全ての代表の半数以上の承認により可決したときは国家主席が署名して「首席令」として公布する。

---

84 立法法第 30 条。

85 立法法第 42 条。

86 立法法第 17 条－第 25 条。

図 3-2　全国人民代表大会に上程された主な法案の審議手順（立法法第 17 条－第 25 条）

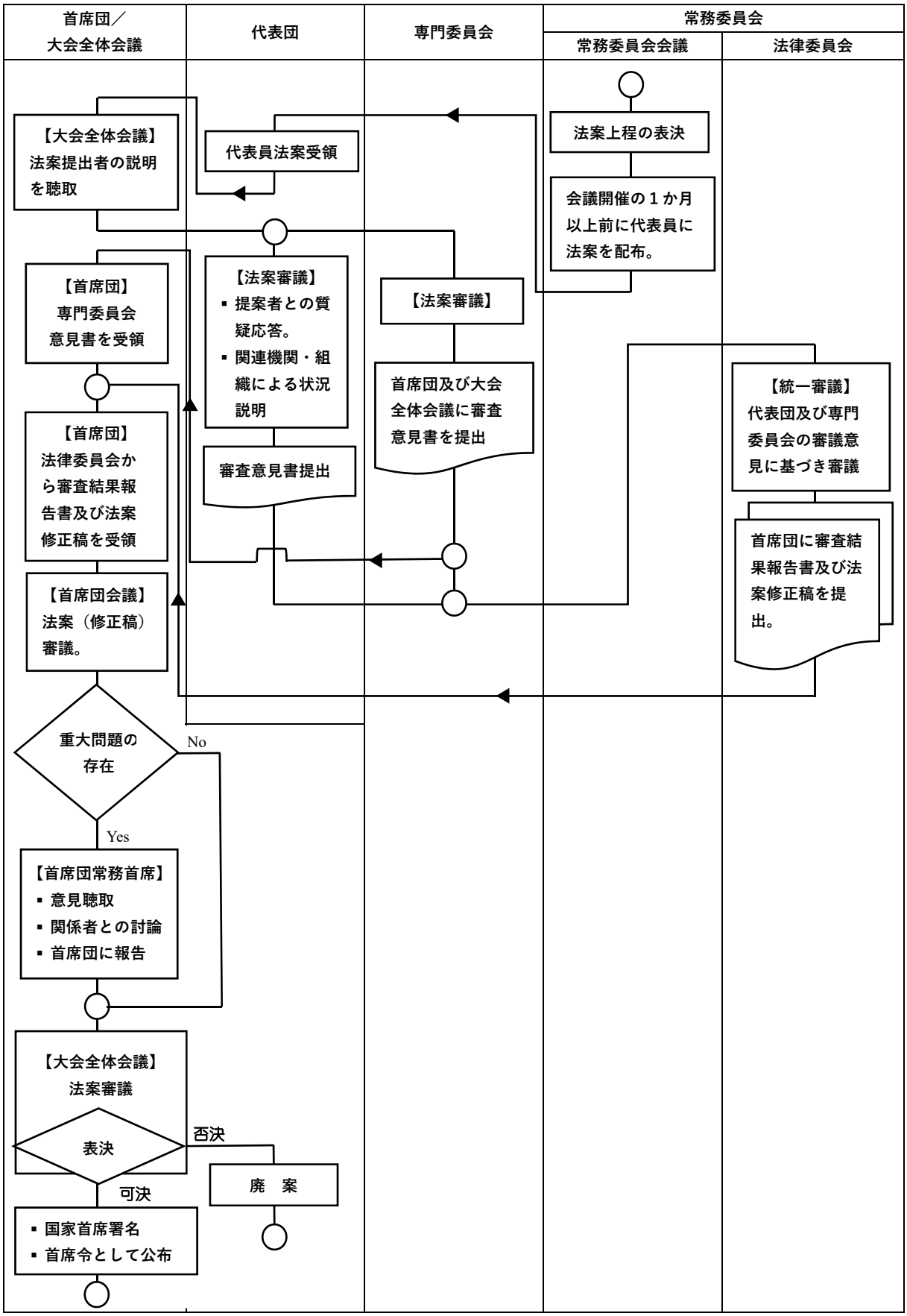

④法律の公示媒体

公布した法律は、公布後直ちに全国人民代表大会常務委員会報（標準文書とする）、全国人民代表大会のウェブサイト[87]及び全国に配布される新聞に掲載して公示する[88]。

（５）法律の改正手続き

法律の改正するときは、次に掲げる立法法の規定を適用する。

i. 第２章第２節（全国人民代表大会の立法手続）（図２参照）。
ii. 第２章第３節（全国人民代表大会常務委員会の立法手続）（図１参照）。
iii. 第２章第５節（その他の規定）（法律の公布及び改廃、書式、付属規定、立法評価並びに法律上の質問と回答に係る規定）[89]。

（６）行政法規

前述のように、日本の法令の政省令に該当する行政法規の制定権限は国務院にある。国務院は、次の事項について行政法規を制定できる[90]。

ⅰ 法律の規定を執行するために行政法規の制定が必要となる事項。
ⅱ 憲法第 89 条の規定が定める国務院行政管理職権事項（表３参照）。

行政法規の主な審議手順を次図に示した。

行政法規の起草は、年度立法計画に基づき国務院法制機構又は国務院の法案関連部門が行うが、重要な行政規定の起草は国務院法制機構が担当する。

行政法規の場合は、国務院が非公開を決定した場合を除き、起草の段階で関係機関、人民代表大会代表及び社会一般を対象とした行政法規案の公表及び意見聴取を行う。起草者は、意見聴取を終えた後に国務院又は国務院常務会議に行政法規案及びその説明、同案に対する意見その他の関連資料を提出する。

行政法規案起草者から行政法起案及び関連資料を受領した国務院又は国務院常務会議は、行政法規案の審議及び承認を行い、国務院審議意見書を国務院法制機構に送付する。

国務院審議意見書を受領した国務院法制機構は、国務院審議意見書に基づいて行政法規案の修正を行い、修正した行政法起案を国務院総理が承認したときは、国務院令として国務院総理が署名して行政法規を公布する。

公布した行政法規は、国務院公報を標準文書とし、中国政府法制情報ネット（中国政府法制信息网）[91]及び全国に発行している新聞を媒体として公示する[92]。

---

87 http://www.npc.gov.cn/npc/index.html
88 立法法第 58 条。
89 立法法第 51 条－第 64 条。
90 立法法第 65 条。
91 中華人民共和国司法部ウェブサイト（https://www.moj.gov.cn/）
92 立法法第 71 条。

図 3-3　行政法規の主な審議手順（立法法第 67 条－第 70 条）

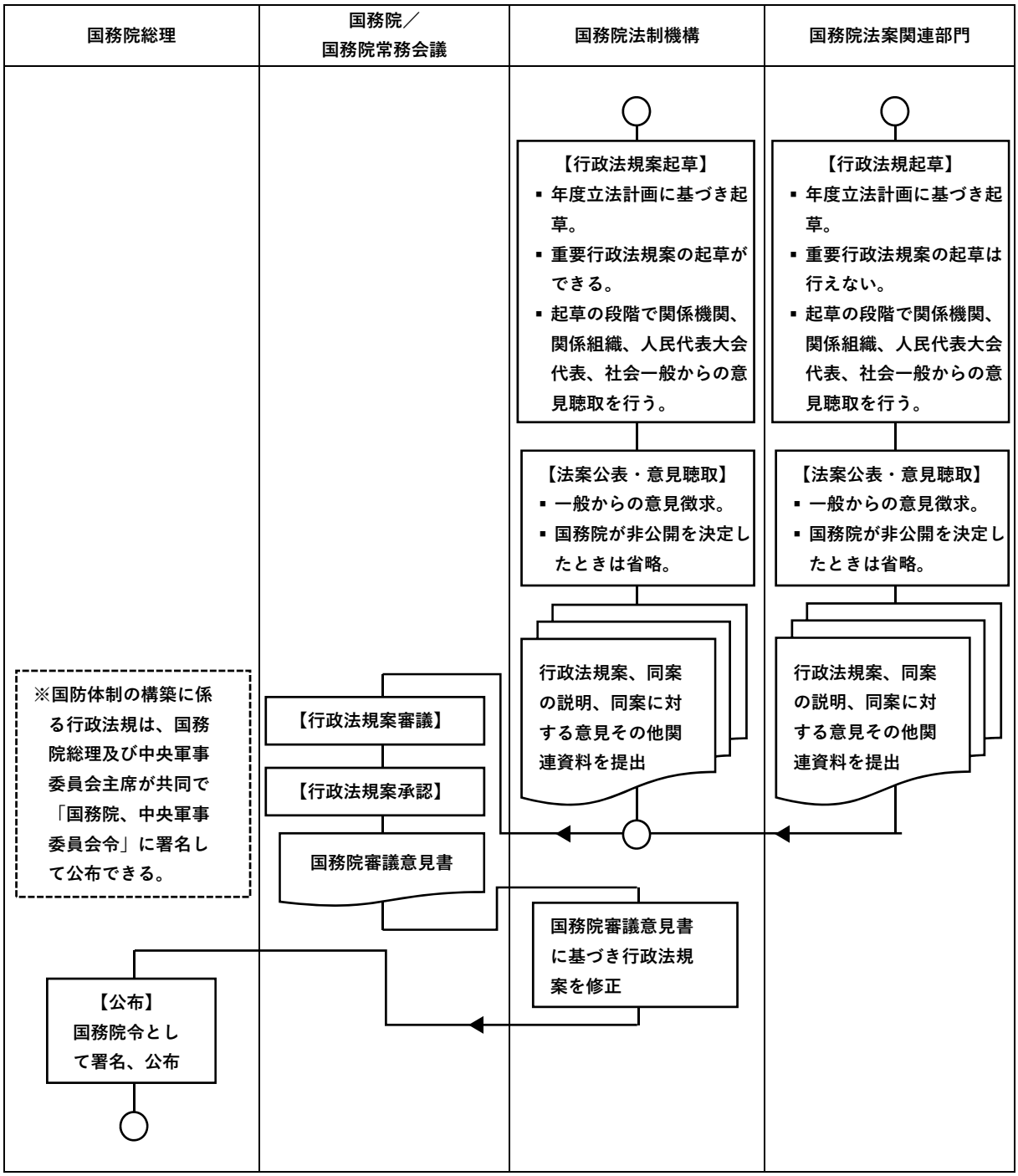

（７）地方条令

①地方条令の制定主体

中国の行政単位は、図４のように憲法により定められている[93](図４における行政単位の順位は、左端の列の「国」を最高位とし、列を右に進むに従って下位となる)。

立法法は、地方条令の制定権限を、次の行政単位の人民代表大会及びその常務委員会に付与している[94]。

- 省
- 自治州[95]
- 自治区
- 中央直轄市
- 区を設置している市（設区市）
- 省又は自治区の人民政府所在市
- 国務院が指定する「比較的大きな市」[96]
- 経済特区[97]

図 3-4　中国の行政単位（憲法第 30 条）

国	省	自治州	
		県	郷
			民族郷
			鎮
		自治県	郷
			民族郷
			鎮
		市	
	自治区	県	郷
			民族郷
			鎮
		自治県	郷
			民族郷
			鎮
		市	
	中央直轄市	地区	
		郡	
	大都市	地区	
		郡	

※自治区、自治州、自治県は全て民族自治区。

②地方条令の制定原則

地方条令は、本項（２）に列挙したように、地方の行政区域の実際の状況に応じた具体的な規定が必要であるとき、地方の事務執行に係る規定が必要であるとき又は中央政府の立法権の範囲外にあり中央政府が立法していない規定が必要なときに制定できる。

地方条令を制定するときには、次の原則を遵守しなければならない[98]。

i 地方条令は、憲法、法律、行政法規、当該省又は自治区の地方条令に抵触しないこと[99]を前提とする。

ii 地方条令の制定は、国の法制度の統一に寄与するもので、特定の地域問題を解決するものでなければならない。

iii 地方条令を制定するときは、地方立法の自主性と積極性を受分に発揮しなければならない。

iv 地方条令が定める規定は、制定主体の管轄行政区域内に限り適用可能。

v 制定した地方条令の全国人民代表大会常務委員会への届出。

---

93 憲法第 30 条。

94 立法法第 72 条。

95 民族区域自治法第４条第２項で立法権を規定。

96 「国務院が指定する比較的大きな市」とは、唐山市、大同市、包頭市、大連市、鞍山市、撫順市、吉林市、チチハル市、無錫市、准南氏、青島市、洛陽市、重慶市、寧波市、淄博市、邯鄲市、本渓市、徐州市及び蘇州市をいう。

97 「経済特区」とは、深セン市、厦門市、珠海市、汕頭市をいう。

98 立法法第 72 条。

99 憲法第 100 条。

③地方条令の制定手順

地方条令の制定手順は、原則として中央政府のものを準用している。地方条令は、前掲の地方条令を制定できる地方人民政府が設置している人民代表大会及びその常務委員会が、地方各級人民政府組織法に基づいて立法法の次の規定を参照しながら制定する[100]。

i. 第２章第２節（全国人民代表大会の立法手続）（図２参照）。
ii. 第２章第３節（全国人民代表大会常務委員会の立法手続）（図１参照）。
iii. 第２章第５節（その他の規定）（法律の公布及び改廃、書式、付属規定、立法評価並びに法律上の質問と回答に係る規定）。

④地方条令の公示媒体

地方政府が公布した法律は、公布後直ちに当該地方政府の人民代表大会常務委員会会報（標準文書とする）、地方人民代表大会のウェブサイト[101]及び当該行政区域で発行されている新聞に掲載して公示する[102]。

（８）法令文書の収集について

前述した立法法が定める公布した法令を公示する機関別媒体別の情報を次表のようにとりまとめた。

表 3-12　法令が定める機関別公示媒体

	中央政府		地方政府
	全国人民代表大会	国務院	
公布する法令又は法規	▪ 憲法 ▪ 法律及び法律解釈	▪ 行政法規及び附属規程	▪ 地方条令及び附属規程 ▪ 地方政府規章
公示の標準文書	全国人民代表大会常務委員会会報	国務院公報	地方政府の人民代表大会常務委員会会報
法令が定める公示媒体ウェブサイト	全国人民代表大会ウェブサイト http://www.npc.gov.cn/npc/index.html	中国政府法制情報ネット（中国政府法制信息网＝中華人民共和国司法部ウェブサイト） https://www.moj.gov.cn/	地方人民代表大会ウェブサイト（省、自治州、自治区、中央直轄市その他の地方条令の制定権を有する地方政府のもの）
法令が定める公示を行う新聞	全国紙	全国紙	当該地方行政区域で発行しているもの

なお、表中のウェブサイトには、公布した法令の他に、法案、法案の説明文書、法案に対する意見聴取のための資料その他の現在審議中の法案（草案）に係る多くの情報が類似した書式により掲載されているので、題名、本文その他の記載内容に注意して取扱う必要がある。

100 立法法第 51 条－第 64 条。
101 http://www.npc.gov.cn/npc/index.html
102 立法法第 79 条。

章末資料

【仮訳】
中華人民共和国森林法実施条令
（改正草案）（コメント用草案）

第１章　一般規定

第１条　この規則は、「中華人民共和国森林法」（以下、森林法という）に基づいて制定する。

第２条　国家は、国家森林資源の保護と開発目標を決定する。 国務院林業部門は国家森林面積、森林体積、森林土地保全、その他の保護開発目標を提案し、必要に応じて国家経済社会発展計画に組み込む。

　県級以上の地方人民政府は、国家森林資源保護開発目標に従い、それぞれの行政区の森林資源保護開発目標を策定し、地方の国家経済社会発展計画に組み込む。

第３条　森林主任制度を完全に実施し、党と政府は森林資源の保護と開発に等しく責任を負う。省、自治区、直轄市は、森林長と副森林長を配し、市、県、鎮などの級には実情に応じて森林長を配する。

　全ての級の森林長は、自らの責任範囲内で森林資源の保護と開発を組織し、指導し、森林資源の保護及び開発の目標並びに森林火災の予防及び主要な森林に有害な生物による被害の予防と管理を実施し、これらの責任を負う。

第４条　国は森林主任制度の監督評価制度を実施する。

　国務院は、中央政府直轄の全ての省、自治区、直轄省の主任森林主任を検査、監督、評価し、上級級の森林主任は、森林資源の保護と開発目標の達成、森林火災防止、主要な林業害虫の予防と管理を検査及び監督する。

　評価結果は、地方党委員会、政府指導グループ及び関連指導幹部の業績評価内容に含まれ、幹部の総合評価・評価及び天然資源資産の出国監査の重要な基礎となる。

第５条　郷鎮人民政府は郷鎮林業労働機関の能力開発を強化し、草の根の林業労働力を保障し、森林資源の保護と開発の任務を実行する。

第２章　森林の所有権

第６条　国務院が定めた国家重点森林区（以下、「重点森林区」という）の範囲及び構成単位は、国務院に報告して承認を得た後、国務院林業主管部門が公表する。

第７条　重点森林区の森林土地の所有権と使用権に関する紛争は、重点森林区の林地が所在する省人民政府が処理するものとする。処理の結果、重点森林区における森林の権利

登録の業務範囲の変更が伴う場合には、国務院林業主管部門及び天然資源主管部門の事前承認を得なければならない。

第３章　開発計画

第８条　森林開発計画の策定は、次の原則に従わなければならない。

（１）既存の森林資源に基づき、

（２）森林資源の保護と開発目標に基づき、

（３）国土空間計画に沿って、森林資源の保護と利用の構造と配置を合理的に計画する。

（４）森林生態系の安全性を確保し、森林資源の持続可能な利用を実現する。その他の特別森林計画の策定は、森林整備計画に基づくものとする。

第９条　国家森林開発計画及びその他の特別森林計画は、国務院林業主管部門が編纂する。

地方森林開発計画及びその他の特別森林計画は、県級以上の地方人民政府の主管林業部門により編集する。

森林開発計画及びその他の特別森林計画は、人民政府又はその権限のある部門の承認を受けるものとする。

承認された計画は厳格に実施されなければならない。計画の修正は、計画作成手順に従って元の承認機関により承認されなければならない。

第 10 条　国務院天然資源主管部門と国務院林業主管部門は、森林資源の調査、監視、評価を統一的に展開し、統一分類基準を策定する。

国務院の主管林業部門は、国家森林資源の調査、監視、評価業務を組織し、実施する責任を負っている。県級以上の地方人民政府の主管林業部門は、それぞれの行政区内の森林資源の調査、監視、評価を組織し、実施する責任を負っている。重点森林区の森林資源の調査、監視、評価は国務院林業主管部門が実施する。

全国及び各省、自治区、中央直轄市の森林被覆率と森林在庫量の調査監視結果は、国務院林業主管部門により公表される。市・県の森林被覆率と森林在庫量の調査・監視結果は、一級級の人民政府主管林業部門により公表される。州は動的なデータ更新と情報共有を実現するために国家森林資源管理データベースを確立した。

第４章　森林保護

第 11 条　国務院林業主管部門は、国家天然林の編纂を組織する。

中長期保護回復計画は、自然林保護の範囲、段階的な目標、課題、保護政策と措置を定め、国務院に提出して承認を得た上で実施される。

省、自治区、直轄市の人民政府は、林業及びその他の主務部門を組織し、地域の実情に基づいて天然林の保護及び回復計画を策定する。市及び県級の人民政府は林業及びその他の主務部門を組織し、天然林保護及び回復の実施計画を策定し、保護範囲、目標及び措置を決定し、自然林保護及び回復システムを実施する。

第 12 条　県級以上の人民政府は、次の事項を定めなければならない。

森林害虫災害の予防と管理における主要な問題を調整し、解決するための予防と管理の調整メカニズム。隣接地域の県級以上の地方人民政府は、林業の主要害虫の予防と処理を共同で実施するものとする。爆発性、危険性などの重大な林業有害生物災害が発生した場合、地方人民政府は速やかに排除・処理を組織し、検疫・封鎖のための検疫検査所を設置するなどの緊急措置を講じることができる。

第 13 条　県級以上の人民政府の林業担当官庁は、定期的に林業害虫の一般調査を実施し、長期、中期、短期の林業害虫の発生予測を公表し、予防・防除計画を適時に提案する。

国務院傘下の所管林業部門は、林業の検疫対象害虫の国家リスト並びに検疫対象植物及び植物製品リストを決定する責任がある。省、自治区、中央政府直轄市人民政府の林業担当官庁は、地方の実情に照らして、それぞれの省、自治区、直轄市に関する補足リストを作成し、国務院傘下の林業所轄官庁に報告することができる。

第 14 条　国務院の所轄林業部門は、国家森林管理隊の設置と管理を指導する責任を負う。

地方各級人民政府は、森林管理隊の設置と管理を強化し、森林管理隊施設を合理的に設置し、パトロール装備を装備し、森林管理隊の監督と管理システムを確立し、森林資源のグリッド管理に森林管理隊を参加させ、森林資源の管理と保護における森林管理隊の役割を十分に発揮しなければならない。

第 15 条　各級地方人民政府は森林火災予防インフラを強化しなければならない

建設及び資機材、森林消防団の設立。森林消防隊は、前線への駐屯、装備による巡回、火による消火及び火によらない火災の防止の要件に従って、森林火災の予防及び消火に関する業務を遂行するものとする。

第 16 条　県級以上の人民政府の林業担当官は、領土空間計画に従って、森林の保護と利用に関する計画を作成し、森林の範囲と所有する森林面積を明確にし、森林の保護レベルを規定し、森林の土地利用の管理を実施しなければならない。

国有林保護利用計画は、実施前に国務院又は国務院が認可した部門に提出して承認を受け、地方の森林地保護利用計画は、上級レベルの人民政府の所轄林業部門の意見を求め、実施前に同級の人民政府に報告して承認を受けなければならない。

第 17 条　国は、森林占有の総量を規制するために、森林占有割当制度を実施する。

省、自治区、中央直轄市人民政府の林業担当部門は、５年ごとに各行政区域内の建設事業で占める森林地の割当量を作成し、各級の人民政府が審査・承認し、国務院傘下の林業部門が総括し、均衡をとってから国務院に提出し、承認を受けなければならない。林地の占有割当は、国の経済及び社会開発の必要性、森林の保護と利用の計画、国の土地供給政策、新規建設地の規模、森林資源の現状などの要素と組み合わせて決定する。

第 18 条　省級以上の人民政府の林業部門は、主要森林地帯の鉱物探査、鉱業、その他の土木工事によって占有されている森林地を検査し、承認し、人民政府の市又は県級の林業部門は、土地と空間の計画により決定された市、村、市、町の建設用地内の森林を検査して承認し、省、自治区又は中央政府直轄の直轄市人民政府の林業部門は、上記の範囲

外で占有されている森林地を検査し、承認しなければならない。

所轄の林業局の承認を受けないで林地が占有された場合、関係人民政府は建設用地を承認してはならない。

森林の土地の占有が主管林業部門の審査を受けて承認されていない場合、関係人民政府はその土地の建設を承認してはならない。

申請者は、県級以上の人民政府の管轄林業部門が森林の土地を占有することを承認した日から 30 日以内に、国家が定めた基準に従って、県級以上の人民政府の財政部門に森林植生回復料を支払わなければならない。

第 19 条　森林土地の一時使用及び森林生産及び林業経営に直接役立つ土木施設の建設は、県級以上の地方人民政府が主管する林業主管部門の審査及び承認を必要とする。特定の承認権限は省、自治区又は中央政府直轄市の人民政府林業主管部門が定め、重点森林区の森林に関わる場合は、省、自治区、又は中央政府直轄市の人民政府の部門が林業主管部門の審査を受けて承認する。

森林土地の一時使用期間は、通常２年を超えてはならない。

法律や行政法規で別段の定めがある場合を除き、水利保全、エネルギー、その他のインフラ建設のための森林土地の一時的使用は４年を超えてはならない。

森林生産と森林施業に直接貢献する土木施設の建設基準は、国務院林業主管部門が制定する。

第 20 条　林地を占有する鉱物探査、採掘、その他の土木工事のために、一時的に林地を使用する必要がある場合、申請者は林地が所在する県級人民政府林業部門に土地使用申請書を提出し、森林地使用申請書、建設事業の関連承認文書、建設事業のための林地利用に関する実現可能性報告書又は林地の現況調査書を提出しなければならない。

林業の生産と運営に直接貢献する土木施設が林地に建設される場合、申請者は、その林地が所在する県レベルの人民政府の管轄林業部門に土地使用申請書を提出し、森林地の使用申請書、関連する承認文書又は土木施設の建設の必要性の説明及び建設する土木施設が国家所定の基準を満たしていることの説明文書その他の申請資料を提出しなければならない。

審査と承認のために人民政府の上位の所管林業部門に報告する必要がある場合、県級の人民政府の所管林業部門は、予備審査の意見と全ての申請資料を、審査と承認の権利を持つ上位の人民政府の管轄林業部門に直接報告しなければならない。

第 21 条　鉱物探査、鉱業、その他の種類の林地の土木建設による林地の一時的な使用については、森林の保護と利用計画を遵守し、各級の森林管理の要件に厳密に従い、生態環境への大きな影響を避けるために、公益林及び天然林の占有と使用を厳密に管理しなければならない。重要な生態学的立地が生態環境に関与しているか、又は生態環境に大きな影響を与えている場合、審査と承認の権利を有する県級以上の人民政府の林業に権限のある当局は、必要に応じて専門家による審査を組織できる。

第 18 条及び第 19 条に規定する審査承認機関が、各級人民政府の林業の権限を有する場合は、最高級の審査承認権限を有する人民政府の林業権限のある当局が審査し、承認しなければならない。

林業行政部門は、行政区が承認した年間森林面積割当量を超える森林の占有を承認し

てはならない。

第 22 条　鉱物探査、鉱業、その他の土木建設のための森林地の占有の審査と承認及び林地の一時的な使用と林業の生産と運営に直接貢献する林地への土木施設の建設の審査と承認のための具体的措置は、国務院傘下の主管林業部門が策定する。

第 23 条　古木・名木とは、樹齢が 100 年を超える樹木又は重要な歴史的、文化的、景観的、科学的価値及び重要な記念的価値を有し、県級以上の人民政府又はその関連部門の機関により認定及び登録された樹木をいう。

県級以上の人民政府林業主管部門及びその他の関連主管部門は、責任分担に従い、古木・名木の保存記録を作成し、管理と保護の責任を明確にし、古木・名木をリストアップする。保護範囲を明確にし、保護施設を設置し、救助・再生措置などを講じて古木・名木の保護を強化する。

古木・名木の保護施設や保護標識の損傷は禁止する。

第５章　植林及び緑化

第 24 条　省級以上の人民政府林業主管部門は、森林都市建設の指導管理を強化し、森林都市の建設を促進しなければならない。

各級の人民政府は、農村の緑化を強化し、美しく住みやすい村を建設すべきである。

第 25 条　国民は、植林の法的義務を自覚的に履行しなければならない。

県級以上の人民政府は自主的植林と植林・緑化事業を組み合わせ、自主的植林の形態を充実させ、組織管理方法を革新し、各級で自主植樹拠点を設立し、自主的植林への国民の参加を促進すべきである。

国民は、植林、手入れ、管理、建築、自然保護、施設建設、金銭や資材の寄付、ボランティア活動を通じて植林の義務を果たすことができる。

第 26 条　県級以上の人民政府は、森林資源保護発展の目標に基づき、自然条件と経済社会発展水準を総合的に勘案して、国土空間計画において植林の目標を科学的に決定し、植林の対象となる土地を指定しなければならない。

第 27 条　植林と緑化は、水資源の収容力を十分に考慮し、水量を決定する原則を遵守し、樹木、低木、草の植生を科学的に割り当てる必要があります。

県級以上の人民政府は、生活、生態、生産のための水の使用に係る全体的な計画を立て、水資源の収容能力の範囲内で灌漑のために補う必要がある公益林の灌漑用水を合理的に手配しなければならない。

第 28 条　造林及び植林にあたっては、その土地に適した樹木を選定し、在来樹種及び改良樹種を積極的に利用しなければならない。

省、自治区、直轄市人民政府の林業主管部門は、その行政区の在来樹種リストを作成し、森林遺伝資源の収集、保護、利用を強化し、希少な在来樹種の苗木の栽培を奨励す

る。

第 29 条　造林及び緑化は、造林技術規定を遵守し、混交林を積極的に造成し、林分の転換、手入れ等の措置を講じ、樹種構造を最適化し、森林生態系の質及び安定性を向上させなければならない。

国が出資する又は主に国が出資する造林・緑化事業については、造林施業計画を策定する。造林事業の計画は、県級以上の地方人民政府主管林業主管部門が他の関係部門と連携して合理的な評価を行った上で実施する。

第 30 条　県級以上の地方人民政府は、新たな造林地など緑化のために山の閉鎖が必要な閉鎖区域と植林区域を明確にして公に公表しなければならない。

県級以上の地方人民政府の林業担当官庁は、植林と緑化の管理と保護を強化し、植林と緑化の質と効果を向上させる。

第 31 条　国は、社会資本の造林・造林への参加を奨励・支援し、社会資本の造林・造林の指導・管理を強化する。

第６章　経営管理

第 32 条　国務院傘下の所管林業部門は、国務院財政部と共同で国家公益林の画定基準を策定し、国家公益林の画定を共同で組織する。国家公益林は、第一種国家公益林と第二種国公益林に分けられる。

省、自治区、中央直轄市人民政府の林業担当官庁は、財政部門とともに、それぞれの行政区域内の国家公益林の線引きと宣言を組織し、中央直轄の省、自治区、直轄省の人民政府の審査と承認を経て、国務院の所轄林業部門と国務院の財政部門に提出して承認を得た後、国務院の承認と公布を受ける。

重点林区の国家公益林は、国務院の所管林業部門と国務院の財政部門が画定し、国務院によって承認され公表される。

第 33 条　国家公益林を商業林に調整したり、保護レベルを下げたりしてはならない。

次のいずれかの場合には、境界決定手続きに従って国家公益林の調整ができる。

（１）この規定の施行前に線引きされた国家公益林が境界確定の基準を満たしていない。

（２）国土空間計画及び森林の保護利用計画による森林の範囲の調整。

（３）自然保護区の範囲又は機能区分の調整。

（４）集団又は個人が所有する第二種国家公益林で、森林の権利者が民生上の問題により譲渡を要求している場合。

（５）農地を森林に戻す、山を閉鎖して造林するなどの生態の保護・回復のための措置により新たに生じた森林及び林地上の森林で、国の公共福祉森林画定基準を満たしているものの補充する必要があるもの。

（６）その他の調整が必要な状況。

単一調整区域が 10,000 畝以下の場合、調整は省、自治区又は中央直轄市の人民政府の承認を受けるものとする。省、自治区、中央直轄市の人民政府は、調整結果を国務院林業主管部門と国務院財政部門に報告し、提出しなければならない。

第 34 条　林業経営者は、国家公益林の生態的位置保護要件及び生態的機能指示に厳格に従って森林管理活動を実施し、関連技術規定に違反して公益林の管理措置及び育成目標を変更してはならない。

第 35 条　国家公益林で行われる施業は、公共福祉林が所在する地方の森林管理計画の要件に適合しなければならない。

国が所有する第一種国家公益林では、科学研究や実験、森林害虫の予防・防除、森林火災の防止、自然災害などの特別な場合を除き、いかなる形態の事業活動も行うことができない。集団及び個人が所有する第一種国家公益林は、森林法第 49 条第２項に規定する事業活動を行うことができ、森林景観資源を利用して森林観光事業を適切に行うことができる。

第二種国家公益林は、森林法第 49 条第２項及び第 49 条第３項に規定する管理行為を行える。

本条の第２項及び第３項に規定する事業活動に従事する者は、森林の保護及び管理に関する国の関連規定を厳格に遵守し、森林の生態学的機能を確保しなければならない。

第 36 条　県級人民政府又は郷級人民政府の林業主管部門は、非国有の林業経営企業と管理と保護の責任に係る公益林管理保護責任書又は管理保護協定を締結し、権利と義務を明確にし、同意するものとする。

第 37 条　国は、果物、油脂植物、飲料、調味料、工業原料、医薬品原料などの林産物の生産を主な目的とする森林の開発を奨励する。

国は、森林植生を破壊せず、樹木の成長に影響を与えないことを前提に、森林での植林、森林での繁殖、森林での採集、森林での経済や観光のための森林景観の利用などの活動を奨励する。森林が持つ多面的な機能を最大限に発揮するために、地域の状況に応じた森林整備を行う。

第 38 条　県級以上の人民政府林業主管部門は、森林経営計画を策定する際、地域の森林資源の状況と機能的位置付けに基づいて、森林経営の目的、配置及び実施方法を科学的に決定しなければならない。

森林経営計画の期間は一般的に 20 年とする。

第 39 条　林業経営者は、森林資源調査の結果に基づいて森林経営計画を策定し、森林経営計画及び森林経営計画作成のための技術基準を遵守しなければならない。

森林管理計画の内容には、主に森林管理のガイドラインと目標、森林の機能別区域設定、森林管理タイプの分類、森林管理措置、生物多様性保護、投資見積りと利益分析などが含まれます。

森林経営計画の期間は、通常 10 年間とする。

県級以上の人民政府主管林業部門が承認した森林管理計画は、年間伐採割当量を策定

する主な基礎とする。

国有林業経営者は、承認された森林経営計画に基づいて生産・経営活動を実施し、森林経営の有効性を評価しなければならない。

第 40 条　国有林は国有林業企業、機関、農場、工場、鉱山などを基準とし、集団所有の森林及び個人所有の森林は県を基準として年間伐採割当を消費が成長と森林分類管理よりも低いという原則に従って作成し、中央政府直轄の省、自治区、直轄省の人民政府の林業担当部門は、国務院傘下の林業の主管部門が策定した準備計画をまとめ、バランスを取り、国務院傘下の林業の主管部門の意見を求めた後、中央直轄の省、自治区、直轄の人民政府に提出し、審査と承認を受ける。承認された年間伐採割当は、中央政府直轄の省、自治区、直轄市の人民政府が公布・実施し、国務院に報告する。主要森林地域の年間伐採割当は、国務院の所轄林業部門が作成し、国務院の承認後に公布・実施する。

省、自治区、直轄市人民政府の林業主管部門が定める規模に達したその他の組織又は個人は、単独で設立単位として活動し、年間伐採割当を準備することができる。

森林伐採の割当ては、５年ごとに承認する。

第 42 条　省級以上の人民政府の林業担当官庁は、年間伐採割当枠の範囲内で予期せぬ伐採割当量を決定でき、この伐採割当量は自然災害、害虫駆除、自然保護区の主要な保護対象物の生活環境の維持及び公共の安全の維持に限り設定する。

特別な事情により樹木の伐採が必要で、伐採割当量内で解決できない場合は、認可手続を作成し、元の認可機関の認可後に承認された年間伐採割当量を追加しなければならない。

第 43 条　森林伐採には、主伐、再生伐採、手入れ伐採及び低収量かつ低効率な森林の転換伐採並びにその他の伐採が含まれる。

森林木の伐採と植林は、省級以上の人民政府の管轄林業部門が制定した関連技術規定に従わなければならない。森林及び樹木を伐採した後、伐採に関する技術基準に従って再植林する必要がある場合は、伐採した年又は翌年内に完了しなければならない。

第 44 条　伐採の許可を申請するには、伐採の場所、森林種、樹種、面積、株数（本数）、方法、更新措置及び林木の所有権に係る資料を提出しなければならない。

省級以上の人民政府主務林業部門の規定により、申請者が伐採地の調査・設計資料も提出する必要がある場合、伐採地の調査・設計資料は自ら又は第三者により作成できる。伐採地の調査と設計は、省級以上の人民政府の林業主管部門が制定した関連技術規定に従わなければならない。

第 45 条　伐採許可の形式と管理方法は、国務院林業主管部門が定め、省、自治区、直轄市人民政府林業主管部門が責任を負う。

伐採許可の有効期間は６か月を超えてはならず、更新申請は有効期間が満了する前に行えるが、許可の発行後の年の第１四半期を超えてはならない。

県級以上の人民政府の管轄林業部門は、伐採許可を処理するための複数のチャネルを提供し、全国レベルの伐採許可データの共有を促進しなければならない。

第 46 条　重点森林区における樹木の伐採については、省級以上の人民政府主務林業主管部門が伐採許可を発行し、具体的な措置は国務院林業主管部門が制定する。

森林法第 55 条第１項第３号の規定により、省、自治区、中央直轄市人民政府の所轄林局は、自然保護区の試験区域内の竹林以外の樹木の伐採許可を発給しなければならない。

森林法及びこれらの規定を除き、その他の森林の樹木の伐採については、省、自治区又は中央直轄市の人民政府の主管林業主管部門が伐採許可の発行権限を決定するものとする。

森林伐採が自然保護区や公益林などの重要な生態学的場所に関係する場合又は生態環境に比較的大きな影響を与える場合、承認権限を有する県級以上の人民政府の主管林業部門は必要に応じて専門家による審査を組織できる。

伐採許可の審査と発行は、年間伐採割当を超えてはならない。

第 47 条　森林火災の消火、洪水防止、救助などの緊急事態のために樹木を伐採する必要がある場合、救助及び災害救援を組織する部隊又は部門は、緊急事態の終了日から 30 日以内に、伐採を県レベル以上の人民政府の管轄林業部門に報告し、記録に残さなければならない。

第 48 条農地保護林、防風林、砂固定林、道路保護林、堤防林、城鎮林、非森林地の都市林の再生・伐採は、防砂管理法、道路法、治水法、都市緑化条令、地方条令の関連規定に基づき、所管部署が管理する。

法律に基づいて建設用地への転用が承認された森林の伐採については、伐採許可は不要である。

第７章 監督及び検査

第 49 条　国務院林業主管部門が派遣した森林資源監督機関は、監督区域内の地方人民政府の森林資源保護管理業務に対する監督検査を強化する。

国務院林業主管部門は、毎年、前年度の森林資源監督検査業務を省、自治区、中央直轄市人民政府に通知する。

第 50 条　県級以上の人民政府とその管轄林業主管部門は、森林行政法執行能力を強化し、林業行政法執行を標準化し、森林資源保護のための法執行の効率とレベルを向上させなければならない。

各級人民政府の林業主管部門は、郷鎮林業行政法執行業務に対する専門的な指導監督を強化する。

省は、森林資源の法執行と監督を強化するために森林監督制度を確立する。

第８章 法的責任

第 51 条　この規則の規定に違反して、行政区の年間森林地割当による林地の占有が承認

された場合、森林法第 70 条の規定に従って責任者及びその他の直接責任者が説明責任を負い、省級以上の人民政府の林業部門は、翌年度の森林地割当から金額の 150%から 300%の超過分を控除しなければならない。

第 52 条　森林法第 40 条の規定に違反して、違法伐採以外の方法で古木・名木又は貴重樹木を破壊した者には、職務分担に従って県級以上の人民政府の林業又は都市緑化の管轄部門が違法行為の停止を命じ、5,000 元以上 50,000 元以下の罰金を科す。

この条令の規定に違反して、古木・名木の保護施設や保護標識に損害を与えた場合、県級以上の人民政府の林業部門又は都市緑化部門は、職務分担に従って違法行為の停止を命じ、500 元以上 5,000 元以下の罰金を科すことができる。

他の法令に別段の定めがある場合には、その規定を優先する。

第 53 条　森林法第 37 条及び第 38 条の規定に違反した者は、森林法第 73 条の規定により罰する。

森林に損害を与えていないが、県級以上の人民政府の所轄林業局の承認及び許可なく森林の利用を変更した者には、県級以上の人民政府林業部門が期限を定めて林業生産条件の回復を命じ、林業生産条件の回復費用の１倍以上２倍以下の罰金を科すことができる。

県級以上の人民政府主務林業主管部門の許可を得ずに森林土地の用途を変更し、樹木に損傷を与えた場合、県級以上の人民政府主管林業主管部門級は、期間を定めて植生と林業の生産条件の回復を命令し、植生と林業の生産条件の回復に対して必要な手数料の２倍以上３倍以下の罰金を科すことができる。

第 54 条　森林法第 52 条の規定に違反して、許可なく森林地に林業の生産と運営に貢献する土木施設を建設した関連する国家部門が定めた基準に適合する者には、期限内に是正を命じ、１平方メートルあたり 100 元以上 500 元以下の罰金を科すことができる。

第 55 条　森林法及びこの規則の規定に違反して無許可で森林地に建物、構築物その他の施設を建設し、県級以上の人民政府の林業担当官庁が期限内に植生及び林業生産条件の回復を命じた場合、関係者は直ちに建設を中止し、自ら解体しなければならない。期限内に植生と林業生産の回復を命じる決定を受けた後、法定期間内に行政再審を申請せず、行政訴訟を提起せず、期限の満了後に自ら解体しなかった場合、罰則決定をした機関は、法律に従って人民法院に強制執行を申請し、その費用は違反者が負担する。

第 56 条　操業技術規則に違反した根の採取、樹皮の剥ぎ取り、過度の剪定、伐採、種子の採取、樹脂の収穫を含む森林法第 74 条に規定する「その他の活動」が、森林地の無許可の開墾が森林又は森林樹木に損害を与えない場合又は林地に森林又は樹木がない場合、県級以上の人民政府林業部門は、違法行為を停止し、期限内に林業生産条件を回復するよう命じ、違法に埋め立てられた森林地１平方メートルあたり 10 元以上 50 元以下の罰金を科すことができる。

第 57 条　森林法第 76 条の「違法な樹木伐採」とは、国や集団などが所有する森林地において、不法占拠を目的として、森林法の伐採管理制度に違反して、許可なく樹木を伐採

する行為をいう。

森林法第 76 条の「無差別伐採」とは、所轄林務局の許可を受けずに、その単位又は単位が所有する森林の森林地において、伐採許可書の交付又は伐採許可の時期、場所、量、種若しくは方法を定めて伐採許可書の交付をすることをいうと規定している。

森林法第 22 条の規定に違反して係争中の樹木を伐採した者は、無差別伐採として処罰される。

第 58 条　県級以上の人民政府の財政部門は、森林法及び本条令の規定に違反し、森林植生回復料の全額を期限内に支払わない者を財政違反の処罰及び処罰に関する規則の関連規定に従って処理しなければならない。

第 59 条　森林の用途を無断で変更し、森林地を破壊し又は公益林を含む森林を不法若しくは無差別に伐採するなどして、森林経営法及び行政法規の規定に違反した者は、当該規定の範囲内で、より重い刑罰を科する。

第 60 条　少数の樹木が行政処罰を受けずに２年以内に違法伐採又は無差別伐採された場合、違法伐採又は無差別伐採の累積数で罰する。犯罪が成立した場合には、刑事責任は法律に従って追及されなければならない。「２年以内」とは、従前の処罰のない行為が終了した日から、その後の処罰のない行為が開始する日までの期間を基準として計算する。

第 61 条　違法に伐採された森林は、権利者に返還しなければならない。権利者が特定できない場合は、法律に従って競売を行い、収益は国庫に引き渡されるものとする。

第 62 条　次に掲げる行為は、森林法第 80 条に規定する「重大事態」とする。

（１）暴行又は脅迫を用いて監督検査を妨害する行為。
（２）法執行官との暴力的な身体的衝突がある。
（３）法執行機関の車両及び設備の損傷。
（４）虚偽の資料や情報を提供する行為。
（５）証拠の譲渡、破壊、又は隠蔽。
（６）その他重大な事情。

第 9 章 附則

第 63 条　森林法及びこの条令における次の用語の定義は、次のとおりとする。

（１）森林、雑木林、野生動植物、微生物等は、森林、雑木林、雑木林に依存して生存している森林資源をいう。

（２）森林被覆とは、一定の地域の森林面積及と土地面積の割合をいい、森林面積は樹冠密度が 0.2 以上の樹木林地の面積、竹林地の面積、国が特別に定める低木林地の面積が含まれます。森林材積とは、ある地域において胸高直径５㎝を超える森林の木材の総量をいう。森林木材の体積とは、森林樹木の幹の体積を指します。

（３）国が特別に設けた低木林地とは、乾燥地域（極乾燥地、乾燥地、半乾燥地を含む）に分布する低木林地で、年間平均降水量が 400 ミリメートル未満で、生態環境が脆

弱で、保護目的で設計され、被覆率が 40%以上、多年生及び木質化した半低木を除き、平均樹高が 0.5mを超える低木林地をいう。 これは、過去 30 年連続で年間平均降水量が 400㎜未満の郡級の単位により決定される。

（4）森林占有割当とは、省が年内に鉱物探査、採掘、その他各種土木工事を許可する森林面積の上限をいう。

（5）年間伐採割当量とは、特定の行政区又は森林管理単位における胸高直径 5cm 以上の森林資源の年間伐採及び消費の上限をいう。

（6）在来樹種とは、その地域に自然に分布する樹種及び長年に渡って導入に成功し、地域で良好な成績を収めている樹種をいう。

（7）伐採方法

主伐とは、成熟期に達した商業林や特定の栽培目的を満たした森林を、木材を得る目的での伐採をいう。

更新伐採とは、林分構造の調整、在来樹種の更新、生態保護効果の回復・向上を目的とした生態保護効果が低下した公益林や過熟林の伐採をいう。

撫育伐採とは、林分状態を改善し、林分構造を最適化し、樹木の成長を促進する伐採をいう。

成長と発展を目標として、森林内の一部の木は、貧しいものを伐採して良いものを残す、弱いものを伐採して強いものを残す、密に伐採してまばらな木を残す、適度な強さを保つという原則に従って伐採する。

低収量・低効率林の転換・伐採とは、優良樹種の導入や経済的・生態学的利益の向上を目的として、低収量商業林や低品質・低効率の公益林の伐採をいう。

その他の伐採は、上記の４つ方法以外の伐採をいう。これには、主に薪炭林や経済林の伐採、森林火災防止のための林地伐採、害虫駆除、科学研究、建設プロジェクトのための森林の利用などが含まれる。

第 64 条　伐採又は移植された樹木が国家重点保護野生植物若しくは国家重点保護樹木の生殖資源又は古木・名木に属する場合は、野生植物、生殖資源、古木・名木の保護に関する関連管理規則を遵守しなければならない。自然保護区に係る法令に森林資源の管理に関する規定がある場合は、その規定に従う。

第 65 条 この規程は、〇年〇月〇日から施行する。

Ⅳ．タイ王国

本章の目的は、『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）事業』において 2019 年に実施したタイに係る調査結果も踏まえ、その後の情勢の変化や新たな制度等について明らかにすることである。

１．森林の伐採段階における法令等調査

タイでは、1941 年に森林法及び森林の改良を主な目的とする再造林法が制定され、主要な林業関係法律として運用されてきた。その後、1960 年代に国立公園法（1961 年）の他、野生生物や森林資源保護を目的とした法令が制定されて現在に至っている。

経済林の活用、森林保護、野生生物の保護などの森林に係る諸政策は森林法を核として運用されている。現行の森林法は 2019 年に改正したものであり、林産物の伐採及び収集、印章（伐採木に施す刻印又はシール）、木材管理、森林の再生、罰則などを規定している。森林法には木材管理に係る事項として、加工工場の管理や木材の移動に係る規定も含まれている。

森林の管理及び木材の取扱いに関係する主な法律には、次のようなものがある。

表 4-1　森林の管理及び木材の取扱いに係る主な法律

法令名	概　要
森林法 Forest Act B.E. 2484 (1941)	森林法及びその改正法。 木材の生産、丸太及び木材製品の輸送並びに木材産業を規制。
保護林法 National Reserved Forest Act B.E. 2507 (1964)	保護林地域の利用及び利用許可を管理監督。
商業用林植林法 Commercial Forest Plantation Act B.E. 2535 (1992)	商業用林造林法及びその改正法。 商業用林人工林として登録された地域から生産される木材を規制。合理的な植林活動の実施を承認し、植林事業を促進。

（1）森林の定義

タイ王国（以下、「タイ」という。）では森林の定義を、1942 年森林法（以下「森林法」という。）及び天然資源環境省に属する組織である王室森林局（以下「森林局」という。）の統計資料において次のように定めている。

i 森林法による定義[1]

森林とは、土地法に基づいてまだ取得されていない土地をいう。

ii 統計上の定義

森林とは、自然の草地及び岩場を含めて樹冠が 0.5ha 以上を覆う土地で、ユーカリ植林地、林間農地、ゴム植林地、オイルパーム植林地その他の非木材製品生産地を除くものをいう。

タイでは、「統計上の定義」において森林の定義から除く対象として掲げている「ユーカリ植林地、林間農地、ゴム植林地、オイルパーム植林地その他の非木材製品生産地」は農業省の所管事項としている。ユーカリオイル、ゴムの原料であるラテックス、食用油を採取するための樹木の植栽地は、農産物を生産するための農地の扱いである。

森林局が「統計上の定義」に基づき集計して発表した 2021 年の森林面積は、1,635 万 4,000ha、森林率は 31.6％である。森林率は 1973 年の 43.2％から 2006 年には 30.9％までに縮小するが、その後若干拡大して現在に至っている。

表 4-2　森林面積の推移

年次	森林面積（千ha）	森林率
1973	22,171	43.2
1976	19,842	38.7
1978	17,522	34.1
1982	15,660	30.5
1985	15,087	29.4
1988	14,380	28.0
1989	14,342	28.0
1991	13,670	26.6
1993	13,355	26.0
1995	13,149	25.6
1998	12,972	25.3
2000	17,011	33.2
2004	16,759	32.7
2005	16,100	31.4
2006	15,865	30.9
2008	17,159	33.4
2013	16,339	31.6
2014	16,366	31.6
2015	16,359	31.6
2016	16,348	31.6
2017	16,345	31.6
2018	16,398	31.7
2019	16,397	31.7
2020	16,377	31.6
2021	16,354	31.6

注：ユーカリ植林地、林間農地、ゴム植林地、オイルパーム植林地その他の非木材製品生産地を除く面積。

資料：森林局林地管理事務所

（2）森林の区分

前掲の統計上の定義による森林は全て国有であり、森林局は立木の所有権を基準として、次のように森林を公有林（Public Forest）と私有林（Private Forest）に大きく区分して業務を行っている。

i 「公有林」とは、土地及び立木が国有である森林をいう。公有林にはコンセッションを設定する場合がある。

公有林には保護林（Conservation Forest）が含まれ、保護林の指定は国王の勅命を王室官報に掲載して行う[2]。

ii 「私有林」とは、土地は国有であるが立木は私有である森林をいう。私有林の場合は、国が民間の個人又は法人と土地のリース契約を締結している。国から土地のリースを受ける民間の個人又は法人は、土地のリース料とロイヤリティーの支

[1] 森林法第 4 条第 1 項。
[2] 森林法第 28 条。

払い義務を負っている。リースを受ける民間の個人又は法人は、リース契約を締結する前に行う森林局への登録において、森林関連法令を遵守し、適正な森林管理を行う宣言をする宣言書を森林局に提出する[3]。

なお、森林局は「林業」の監督を中心的に行う天然資源環境省傘下の行政機関である。森林の内、経済林は森林局が担当している。一方で天然林は、天然資源環境省が担当し、天然林の内の国有保護林は森林局が、国立公園、野生動物保護区及び狩猟禁止地域は同省傘下の国立野生動物植物保護局が担当している。

表 4-3　森林規制区分別森林管理担当行政機関

区　分		担当行政機関	備　　考
経済林		森林局	
天　然林		天然資源環境省	
	国有保護林	森林局	木材、林産物その他の天然資源に保護を要する場合は、森林法に基づき国有保護林に指定。
	国立公園、野生動物保護区及び狩猟禁止地域	国立公園野生動物植物保護局	

（３）規制樹種と伐採許可

タイでは森林資源を保護するための保護林を設定する以外にも、樹種別に「規制樹種」と「非規制樹種」を設定し資源の保護を行っている。

規制樹種には次の二つのタイプがあり、規制樹種の指定は国王が勅令により行う。

【規制樹種の区分】

ｉ タイプＡ（一般規制樹種）

タイプＡは、チークその他の一般的な 160 の樹種が該当し、伐採をするときには天然資源環境大臣が承認した伐採許可を要する。タイプＡに該当する樹種には、タイにおいて代表的な次のものが含まれる[4]。

- Teak *(Tectona grandis)*
- Yang *(Dipterocarpus alatus)*
- Padauk *(Peterocapus macrocapus)*
- Merawan *(Hopea odorata)*
- Teng、Chick又はSiamese Sal *(Shorea obtuse)*
- Daeng 又は Ironwwod *(Xyliaxylocarpa)*
- Rosewood *(Dalbergia cochinchinsis, Dalbergia cultrata, Dalbergia oliveri* and *Dalbergia parviflora)*

[3] 森林法第 14 条。

[4] Forest Trend, “Timber Legality Risk Dash Board: Thailand”, USDA, October, 2021, p 2.

- Doussie *(Afzeriaxylocarpa)*

ii タイプ B（特別規制樹種）

タイプ B は、希少又は保存すべき樹種で、天然資源環境省大臣の特別な許可がない限り伐採を禁じている樹種をいう。タイプ B の対象樹種には、次のものが含まれる[5]。

- Benzoin *(Styrax Benzoides)*
- Mansonia *(Mansoniagagei)*

天然資源環境大臣の承認により発行される伐採許可は、公有林及び規制樹種の伐採をするときに必要である。

伐採許可制度については、2022 年に一部改正がなされた。森林局は、タイプ A の規制樹種に指定されているチークついて、2022 年から造林法で定める自己宣言を行った個人が行う人工林材の伐採については、伐採許可を取得しなくとも伐採できるように制度を改正した。森林局は、私有林における再造林許可以外の土地保有、立木所有、伐採木の移動その他の林業活動に係る事項を許認可の対象からはずして自由化しており、この私有林のチーク人工林材の伐採に係る制度改正も、その改正作業の一環として行なっている。

一方で公有林の伐採は樹種に係わらず許可制である。伐採ライセンスには、公的なスタンプを表示し、ライセンス文書上の許可記載事項以外の伐採や寸法制限を下回る造材を禁止している[6]。

なお、公有林に於ける伐採及び規制樹種の伐採については、ライセンス発行時の手数料の他、指定した料率又額のロイヤリティーの徴収が行われている[7]。

（4）天然林伐採の禁止

タイでは 1989 年 1 月以降、特別な事由がない限り天然林の伐採を禁止している。天然林の伐採禁止は、1988 年 11 月に高地の地滑りを主因として発生したタイ南部の大規模洪水を契機とした措置である。タイ政府は、政治的決断により天然林における伐採ライセンスの即時停止を行うとともに、林業政策の重点を天然林保護に置く方向に転換した。

（5）人工林

森林局は、天然林の保護とともに人工造林による経済林開発を促進する政策をとっている。人工造林は、公有地及び利用権が認められている「私有地」でその多くが行われている。経済林の人工林としての公有地の利用権は、次の機関によって付与されている[8]。

- 森林局

---

5 Forest Trend, “Timber Legality Risk Dash Board: Thailand”, USDA, October, 2021, p 2.

6 森林法第 11 条－第 13 条。

7 森林法第 14 条。

8 APEC Expert Group on Illegal Logging and Associated Trade (EGILAT), “Timber legality guidance template for Thailand”, October, 2022 p 2.

- 社会開発安全保障省共同促進局及び社会開発福祉局
- 財務省

現在、天然林の伐採が禁止されているタイにおいては、商業用木材の生産は、ゴムノキ、ユーカリ、アカシアその他の早生樹種に強く依存している。森林局職員によれば、森林局としては、商業的価値の高いチークの植林を推奨したいが、人工造林の多くを担う小規模零細な土地保有者である農民は、伐期が長いチークよりも短いサイクルで現金収入が得られる早生樹種による造林を選択してしまうということであった。

タイの人工林樹種には、チークの他に次のようなものがある[9]。

- Acacia *(Acacia auriculiformis, Acacia mangium)*
- Australia Pine Tree又はWhistling Pine Tree *(Casuarina equisetifolia)*
- Black Palm *(Borassus flabellifer)*
- Burmese Grape *(Baccaurea ramiflora)*
- Eucalyptus *(Eucalyptus* spp.*)*
- Leuceana *(Leuceana leucocephala, Leuceana* spp.*)*
- Plum Mango *(Bouea macrophylla)*
- Rain Tree *(Samanea saman)*
- Red Palm, or Coconut Palm *(Cocos nucifera)*
- Rubberwood *(Hevea brasiliensis)*
- Savukku Maram *(Casuarina junghuhniana)*
- Sentang *(Azadirachta excelsa)*
- Tamarind *(Tamarindus indica)*

2019 年の森林法改正においては、それまで実施していた人工造林樹種の指定に関する規定を改正し、土地法の規定により土地の保有権が確定している私有人工林保有者は、自由に植林樹種を選択できるようになった[10]。すなわち、人工林保有者は森林法の改正により、例えばそれまで植林が禁止されていた前掲のタイプ B（特別規制樹種）の規制樹種による造林もできるようになった。

なお、森林局によれば、農業省が所管している現在のゴムノキのプランテーション面積は約 390 万 ha であり、この内の、310 万 ha（79%）は小規模な農家により所有されている。さらに文献によれば[11]、ユーカリの植林地が 2020 年に 48 万 ha 存在している。

（6）伐採主体

タイにおける伐採は、森林産業協会（FIO：Forest Industrial Organization）がその大部分を担い、この他に農民が少量の伐採を行っている。

森林産業協会は、国が 50%、農民を主体とした地域住民が 50%を出資している「民間機関」で、全国 77 県に事務所を配置し、造林、育林、伐採その他の林業事業並びに立木及び丸太のオークション販売を主な事業としている。

---

9 Forest Trend, “Timber Legality Risk Dash Board: Thailand”, USDA, October, 2021, p 2.

10 2019 年４月 18 日付王室官報第８号。

11 Forest Trend『前掲書』15 頁。同書によるゴムノキのプランテーション面積は 350 万 ha。

森林産業協会が伐採を行うときは森林局に伐採の許可申請を行い、森林局は伐採申請があったときは伐採予定地を踏査してから伐採許可を与えている。

（７）ゴムノキの伐採

森林局の説明によれば、年間伐採目標を３万 2,000ha に設定しており、実際の伐採もこの面積に近い規模で実施している。

ゴムノキのプランテーションを含む農業指定地域内における伐採には、官報による公表又は当局からの許可とともに、天然資源環境大臣による許可が必要である[12]。ラテックスを採取し終わった後のゴムノキ（伐期は 25～30 年）の伐採は、タイ・ラバー協会（The Thai Rubber Association）[13]が小規模農民の伐採許可に係る業務を行うことでコントロールしており、ゴム生産農家の 90%がこの協会に加入している[14]。

ゴムノキの植栽及びプランテーションの運用は農業省の所管である。しかし、ゴムノキを伐採した後の丸太の所掌は森林局に移り、ゴムノキの丸太の取扱いにも森林法をはじめとする林業関連法令が適用される。

森林局は 1989 年に天然林の伐採が禁止されてから、タイの主要産業用樹種であるチークの丸太生産量を回復するためにチークの人工造林を推進しているが、人工林のチークは伐期に達していないものが多い。現在、人工林チークは、農民が数本の立木を伐採して出荷する形態が一般的であるため、産業用の国産材としては集荷がしやすいゴム材がより重用されるようになっている。

森林局によれば、一年間で伐採する約３万 2,000ha のゴムノキから、製材用原木が 300 万ｔ、スラブ[16]用原木が 240 万ｔ、チップ用原木が 240 万ｔ、鋸屑が 6,000ｔ、伐根が 100 万ｔ（ともに概数）生産されている。

タイではゴムノキは在来樹種であり、ラテックスを採取するための農産物という位置付けであること及び伐採したゴムノキは農業副産物であることから、森林局でもゴムノキの合法性確保に係る規制をしてこなかった。しかし、主に欧州からゴムノキの合法性確保に係る規制を要望する声が高まっているため、森林局で対応を検討しはじめている。

（８）登録スタンプの打刻又は販売用シールの表示

生産した規制樹種の丸太については、森林局に印影を登録しているスタンプ（ロイヤリティースタンプ）の打刻[17]又は販売のための政府が発行したシールの表示により、登録、許可、料金その他の省令が定める要件への適合を証明しなければならない。スタンプの打刻がない又は販売のための政府のシール表示がない制限樹種の丸太を所有している者には、木材を合法的に取得した事実を証明できる場合を除き、森林法の罰則規定を適用する[18]。

なお、スタンプは伐根にも打刻し、再造林手続きを行う際に森林局担当官が伐根のスタンプを確認する。

---

12 森林法第 54 条。

13 https://www.thainr.com/en/

14 森林局による説明。

16 スラブとは、一面又は二面を製材した板材をいい、テーブルトップやベンチの座面、内装材などに用いられる。

17 森林法第 35 条及び森林法第 69 条。

18 森林法第 69 条。

（９）丸太の売買及び輸送

伐採した丸太の販売は、森林産業協会（FIO）による立木及び丸太のオークション又は農民による個別販売が主な方法である。

加工工場が丸太を集荷するときは、まとまった量を出展する森林産業協会のオークションを利用する他に、加工業者向けの丸太を集荷するコントラクターを利用する場合がある。

森林法第 39 条の規定は、丸太及び木材製品を移動するときは、省令が定める要件に基づき当局が発行する貨物の内容、輸送区間その他の事項を記載した輸送証明書の携行が義務づけている。ただし、森林局の説明によると、輸送証明書の携行は、所有権の移転を伴わない移動の際には不要である。

輸送証明書は、森林検問所を通過するときに担当職員に提示しなければならない。出荷者は、森林検問所に移動する貨物に係る情報を事前に通知し、森林検問所の職員が検問所を通過しようとしている貨物の内容を事前に通知された情報及び輸送証明書の記載事項と照合して確認する[19]。

なお、職員からの書面による許可がない限り、日没から日の出までの時間帯における森林検問所の通過は禁じられている[20]。ただし、コンセッションが経路探索証明書等を所持している場合は、輸送証明書の携行及び特定時間帯における森林検問所の通過を禁止する規則の適用は除外される[21]。

木材の輸送証明については、製品の輸送証明書と併せて木材のトラッキングシステムを構築する試みがなされているので、次項の木材流通段階における法令等調査でまとめて報告する。

２．木材の流通段階における法令等調査

（１）木材及び木材製品の証明書の発行に関する森林局規則

2019 年の森林法の改正により、国外への取引及び輸入を行う木材、木材製品及び木炭については、国際競争力を確保するために「王国外での取引又は輸出のための木材及び木材製品の証明書」を発行することとなった[22]。このため、2020 年３月に王室官報により、「「国外への取引及び輸出を行う木材、木材製品又は木炭の証明書の発行に関する森林局規則」[23]が公布された。同規則の公布により、ゴムノキを除く丸太及び製材品並びに木炭の輸出には、この規則による証明書が必要になった。

なお、これ以上加工を要さない最終製品である木材製品の輸出及び次に掲げる物品の輸出には、この証明書及び輸出許可を要さない。

- 藤
- 竹
- 葦
- ヤシの木

---

19 森林法第 40 条。

20 森林法第 41 条。

21 森林法第 42 条。

22 森林法第 18 の２条。

23 2020 年３月 31 日付け王室官報特別セクション第 74 号。この規則は、2020 年４月１日施行。

- 根
- 蔓
- 単板
- おが屑
- ペレットを含む木材チップ

参考のために、2020 年３月の王室官報により公示された「国外への取引及び輸出を行う木材、木材製品又は木炭の証明書の発行に関する森林局規則」の内容（仮訳）を本章末尾に掲載する。

（２）木材の輸出入制限

日本貿易振興機構（JETRO）の「ビジネス短信」（2023 年６月 26 日付）によれば、タイ商務省は 2023 年４月 28 日付で二件の通達を発表した（2023 年５月 18 日付官報）。

その一つは、「原木、加工木材、木工製品を輸入禁止又は輸入証明書を要する商品に指定する件」である。この通達の主旨は次のようである。

- タイ西部のミャンマーと国境を接しているタック県、カンチャナブリ県及びメーホンソン県の税関を通じた原木輸入を禁止する。
- メーホンソン県の税関を通じた加工木材の輸入を禁止する。
- カンボジア及びラオスからのローズウッドの原木及び製品の輸入を禁止する。
- 上記以外のから原木、加工木材及び木工製品を輸入する場合は、輸出当局が発行した原産地証明書又は輸出許可証の提示を求める。
- この措置は 2023 年７月 17 日に発効する予定である。

二件目は「ローズウッドを禁止品目に指定：一部の原木、加工木材、木工品、根巻をした樹木の輸出許可対象品に指定」であり、次の措置と管理対象品を決定した。

- ローズウッドの原木、加工木材、木工製品の輸出禁止。
- ローズウッド以外の原木、加工木材、木工製品、根巻の樹木を輸出するときは、輸出許可書の及び森林法に基づく木工製品、木炭の輸出に係る証明書（（１）の項で報告した木材及び木材製品の証明書）の提出を求める。
- 輸出対象規制の対象からラバーウッドを除外する。

JETRO が報道した二件の通達について 2024 年１月にタイ国内で確認にしたところ、一件目の通達については発効を確認できなかったが、二件目の通達については発効と実施を確認した。

（３）トラッキングシステムの実証実験

森林局は、各種許可書、事業者の入出荷台帳などを使用したトラッキングシステムの実証実験を行っている。この実証実験にどの程度の業者が参加しているかについては公表されていないが、業界関係者は、加工工場及び流通業者の４分の１程度が参加しているのではないかと推測している。以下に、森林局が行っている実証実験の状況を報告する。

この実証実験は、既存の各種証明書及び木材の管理方法を活用しながら、伐採許可書に付された書類番号を ID として、合法に伐採が行われた伐採地から、丸太の輸送、加工工場の原木の入出荷在庫管理、製品加工及び製品の入出荷在庫管理、製品の輸送、流通業者の製品入出荷在庫管理を経て、最終的には合法的な丸太生産、木材加工及び流通に係る情報を建築業、家具製造業その他の木材需要者に提供する制度を合理的に運用する方法を探ることを目的にしている。

このシステムにより、流通の川下に位置する関係者は、原木又は製品を販売した業者から受領した伝票書類の記載内容を販売者に照会すれば、購入した木材のトラッキングができるという仕組みである。

①伐採地の情報

この実証実験において、情報のスタート地点である伐採地では、森林産業協会その他の大規模伐採事業者にあっては行政機関、農民その他の個人伐採者にあってはコミュニティーの代表者に次に掲げる文書を用意して、その内容が正確である証明書の発行を依頼する。

- 人工林所有証明書の写し
- 伐採量証明書
- 各本に番号付けをした丸太の明細書
- GPS データを含む伐採地の地図。

伐採地から丸太を輸送するときは、上記箇条書きの書類に

- 伐採が法令を遵守して的確に行われたとの行政機関又はコミュニティー代表による証明書、
- 木材（丸太）移動証明書（木材移動のための木材登録書）

を加えて、丸太を輸送する担当者に丸太の納品先への手交を依頼する。

②木材移動証明書

木材移動証明書は、丸太の所有権の移転をともなう移動をするときに必要な書類であり、伐採業者から加工工場に販売目的で丸太を移動するときの他、加工業者間で売買した丸太を移動するときにも使用される。一方で、木材移動証明書は、同じ事業者が所有する二か所の保管場所を結ぶ移動のような丸太の所有権の移転が伴わない移動をするときには不要である。

この木材移動証明書の取扱い方法は、後述の製品の移動証明書についても同じである。工場から離れた倉庫に保管目的で製品を移動するようなときは、製品の移動証明書を必要としない。

さらに、木材移動証明書は、丸太を積載したトラックが森林検問所を通過するために必要な書類である。原則として森林所有者は、森林検問所に丸太荷口の内容とトラックの通過時間を事前に連絡する。森林検問所では、移動証明書の記載内容と事前に受けた荷口の情報及びトラックに積載している荷口の適合を確認する。

図 4-1 の木材移動証明書（表面）には、次の情報が記載される。

A. 出荷に係る情報

a. 伝票番号（№）及び伝票の冊番号（Vol）並びに出荷者事業所名又は氏名。

伐採者が提供したこれらの情報がトラッキングの ID となる。

b. 発行日時及び出荷場所

c. 許可認可の名称とその番号（伐採許可番号等）及び許可年月日

d. 移動する丸太の樹種、本数及び材積（㎥）

B. 輸送に係る情報

a. 移動先の名称及び所在地。

b. 輸送手段。

C. 木材移動管理責任者名

D. 木材登録書の一覧表

輸送する丸太荷口に添付された輸送証明書の一覧表で、丸太の流通業者の便宜のために積載している丸太に係る移動許可発行及び木材登録書（木材移動許可書の裏面）の発行に係る情報が三件記載できるようになっている。

一覧表の許可発行欄に記載する伝票番号（№）及び伝票の冊番号（Vol）は、A の a 項に掲げた番号である。

E. 証明書の期限についての注意書き

木材移動証明書の有効期間は、発行後 24 時間以内であるので期限となる年月日と時間が記載されている。

F. 自己宣言及び署名

法令を遵守して木材を移動する宣言を行い、出荷地の代表及び担当者並びに移動担当者が署名をする。

G. 割印

担当行政官が正規の証明書であること証するために、書類に割印を施す（図 4-1 の左側）。

図 4-1　木材（丸太）移動証明書（表面）

3．（木材移動）

๓. (ตอนปลายใช้กำกับไม้แปรรูปที่นำเคลื่อนที่)

木材登録書

หนังสือกำกับไม้แปรรูป

(伝票№.　)　(Vol)

เล่มที่ 00364 ฉบับที่ 01 ชื่อในทางการพาณิชย์ (企業名)

วันที่ (日) (เวลา (時間) น.) เดือน (月) พ.ศ. (年)

ข้าพเจ้า (氏　名) ผู้รับอนุญาตตั้ง (許可の種類)

โดยใช้ (許可発行地) ปริมาณกำลัง (出力) แรงม้า ณ ที่ (場所)

ตำบล (市) อำเภอ (区) จังหวัด (県)

ตามใบอนุญาตที่ทำการ (許可の名称) เล่มที่ (№) เลขที่ (Vol)

ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年) ได้จำหน่ายไม้ (樹種)

จำนวน (数量) แผ่น ปริมาตร (材積 m³) ลูกบาศก์เมตร ตามรายการท้ายหนังสือ

กำกับไม้แปรรูปนี้ให้แก่ (移動先名) นำเคลื่อนที่จากโรงงานแปรรูปไม้หรือ

โรงค้าไม้แปรรูปแห่งนี้ไปยังที่ (工場等所在地) ตำบล (区)

อำเภอ (市) จังหวัด (県) โดยทาง (輸送手段)

ผู้ควบคุมของ (管理担当者氏名)

ไม้แปรรูปจำนวนนี้ได้มาตามใบเบิกทางหรือหนังสือกำกับไม้แปรรูปดังต่อไปนี้

木材登録書一覧表

(๑) ใบเบิกทางที่ทำการ 許可発行 (許可発行地) เล่มที่ (伝票№) เลขที่ (Vol) ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

(๒) ใบเบิกทางที่ทำการ 許可発行 (許可発行地) เล่มที่ (伝票№) เลขที่ (Vol) ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

(๓) ใบเบิกทางที่ทำการ 許可発行 (許可発行地) เล่มที่ (伝票№) เลขที่ (Vol) ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

(๔) หนังสือกำกับไม้แปรรูปของ 木材登録書 เล่มที่ (伝票№) ฉบับที่ (Vol) ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

(๕) หนังสือกำกับไม้แปรรูปของ 木材登録書 เล่มที่ (伝票№) ฉบับที่ (Vol) ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

(๖) หนังสือกำกับไม้แปรรูปของ 木材登録書 เล่มที่ (伝票№) ฉบับที่ (Vol) ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

หนังสือกำกับไม้แปรรูปฉบับนี้ใช้กำกับไม้แปรรูประหว่างนำเคลื่อนที่ได้ไม่เกิน 24 ชั่วโมง นับตั้งแต่วันและเวลาที่ออกหนังสือกำกับไม้แปรรูปนี้ จนถึงวันที่ (日) (เวลา (時間) น.) เดือน (月) พ.ศ. (年)

ข้าพเจ้าขอรับรองว่าไม้แปรรูปรายนี้ เป็นไม้ที่ได้มาโดยชอบด้วยพระราชบัญญัติป่าไม้ ทั้งได้ลงบัญชีไม้แปรรูปที่รับและบัญชีไม้แปรรูปที่จำหน่ายหรือนำเคลื่อนที่เป็นการถูกต้องตามบัญชีจำหน่ายหรือนำเคลื่อนที่ หน้า (登録した木材の名称) เลขลำดับที่ (番号) และได้ลงลายมือชื่อกำกับลงในบัญชีจำหน่าย หรือนำเคลื่อนที่ไว้เป็นหลักฐานแล้ว

移動は 24 時間以内に行うこととし、○年○月○日○時まで有効。
私は、番号○○の○○○(登録した木材の名称)を法令に基づき移動することを証明します。

(署名)　代表者
(ลายมือชื่อ) ผู้โอนหรือผู้รับมอบอำนาจ

(署名)　担当者
(ลายมือชื่อ) ผู้รับโอนหรือผู้แทน

(署名)　輸送担当者
(ลายมือชื่อ) ผู้ควบคุมหรือนำไม้เคลื่อนที่

図 4-2　木材（丸太）移動証明書（裏面）

木材移動登録

รายการไม้แปรรูปท้ายหนังสือกำกับไม้แปรรูป เล่มที่ (伝票№) ฉบับที่ Vol

ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

センチメートル (cm)

ลำดับที่	ชนิดไม้แปรรูป	จำนวน	ขนาด (ซม.)			ปริมาตรคิดเป็นลูกบาศก์เมตร	รูปรอยตราเครื่องหมายที่ใช้ประทับ	หมายเหตุ
			ยาว	กว้าง	โตหรือหนา			
№	木材の書類名	数量	長さ	幅	厚さ	材積(m³)	スタンプ番号	備考
	合計 รวมทั้งสิ้น							

図 4-2 は木材移動登録書であり、両面刷りされた図 4-1 の木材移動証明書の裏面である。この書類によって、丸太の登録を行う。記入内容は、次のとおりである。

A. 書類番号（表面の番号に同じ）
B. 記入年月日。
C. 登録する木材の情報。
  a. 木材の個別番号。
  b. 木材の書類名。
  c. 数量。
  d. 寸法。
  e. 材積。
  f. 伐採時に付された刻印又はシールの番号。

③加工工場における原木と製品の管理

加工工場では、入荷した原木と輸送担当者が携えてきた輸送証明書をはじめとする書類の整合性を検査し、原木の入出荷在庫台帳に入荷した原木と受領した書類のデータを記録する。

加工工場が加工を施したときは、備えてある加工記録簿に使用した原木と生産した製品の情報を記録し、さらに製品の入出荷在庫台帳に製品の「入荷」を記録する。加工記録簿及び入出荷在庫台帳への記録は、原木に付されていた伐採に係る ID 番号も記録されている。なお、加工工場で、生産した製材品からフィンガージョイント材やパーケットのような二次加工品を行うときは、原木から製材品を生産したときに使用する加工記録簿の他に、もう一冊、加工記録簿を準備してデータを記録しなければならない。

加工工場の加工記録簿並びに原木及び製品の入出荷在庫台帳は、森林局が通常であれば年一回行う加工工場への監査における監査対象である。森林局の監査担当職員は、書類審査として加工記録簿及び入出荷在庫台帳と輸送証明書その他の入出荷に係る関係書の整合性とともに、在庫状況を抽出調査により確認し、適正な加工と入出荷在庫管理が行われている監査結果が得られたときは、加工台帳及び入出荷在庫台帳に署名を施す。一方で、悪質な違反が認められた場合は、加工工場の操業許可を取り消す。

④製品の移動

加工業者及び製品販売業者が製材品などの中間財を建築業者などの需要者以外に販売するときは、製品の移動証明書が必要である。加工業者及び製品販売業者が製品を需要者に販売するときは、需要者が購入した製品のトラッキングができるように販売明細書に販売する製品の ID を記載する。

図 4-3 に示す製品の木材移動証明書は、「法律で規制（禁止）している木材製品」というタイトルが付いているのでわかりづらいが、行政文書内では図 4-1 の木材移動証明書の一行目に記載している「（３）木材移動」の項目で掲げる一つの様式になっているものと推測する。

製品の移動証明書も基本的記載内容は、木材移動証明と同じであるが、異なる点は出荷者が販売許可又は保管許可を所持しているかを記載（チェックする）す

る欄があること（図 4-3 右上の吹き出し部分）、輸送担当者氏名及び輸送会社並びに輸送する車両の車両番号を記載する欄があることである。さらに、書類末尾には製品出荷者が書類の記載内容が適正であると宣言して署名し、検査担当官が証明書の記載内容が適正であると認め署名をする欄はあるが、製品の移動証明書には木材移動証明書のような有効期間が「発行から 24 時間以内」という制限がないため、証明書の有効期限を記載する欄が存在しないことである。

製品の移動証明書の記載事項については、書類の左上に書類番号（№）及び伝票の冊番号（Vol）、書類タイトルの右下に製品の移動証明書の発行地を記載する。その下に証明発行年月日を記載した後に、「私....（氏名）....○年○月○日書類番号○番で法律で制限されている木材から加工された....(製品名)...を...(数量)...記載している所在地で○○許可により取扱う」という文を構成するように空白欄に記載するようになっている。トラッキングに用いる伐採に係る ID の情報は、この欄の「○年○月○日書類番号○番で」の部分である。

図 4-3　製品の移動証明書

ฉบับที่ 01 №

เล่มที่ 0020 Vol

หนังสือกำกับ

法律で規制している木材製品

สิ่งประดิษฐ์ เครื่องใช้หรือสิ่งอื่นใดบรรดาที่ทำด้วยไม้หวงห้าม

左：販売許可
右：保管許可
所持している許可をチェック。

ชื่อสถานที่ได้รับอนุญาต (許可発行地)

วันที่ (日) (เวลา) (時間) เดือน (月) พ.ศ. (年)

ข้าพเจ้า (氏　名) □ ผู้รับใบอนุญาตค้า □ ผู้รับใบอนุญาตมีไว้ในครอบครองเพื่อการค้าซึ่งสิ่งประดิษฐ์ เครื่องใช้ หรือสิ่งอื่นใดบรรดาที่ทำด้วยไม้หวงห้าม ณ ที่ (取扱う場所)

เลขที่ (地番) หมู่ที่ (丁番) ตรอก/ซอย (路地名) ถนน (通り名) ตำบล/แขวง (区)

อำเภอ/เขต (市) จังหวัด (県) ตามใบอนุญาต (許可書) เลขที่ (書類番号) เล่มที่ (Vol)

ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年) ได้จำหน่ายจ่ายโอนสิ่งประดิษฐ์ เครื่องใช้ หรือสิ่งอื่นใดบรรดาที่ทำด้วยไม้หวงห้าม ชนิด (製品名) จำนวน (数量)

ตามรายการท้ายหนังสือกำกับนี้ ซึ่งได้มาโดย

加工工場許可番号 ผลิตจากโรงงานแปรรูปไม้เพื่อประดิษฐกรรมของข้าพเจ้า ตามใบอนุญาต (工場許可番号) ฉบับที่ (№)

เล่มที่ (枝番号) ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

私(氏名)は、○年○月○日書類番号○番の法律で制限されている木材から加工された（製品）と(数量)を記載している所在地で○○許可により取扱う。

売買許可 หนังสือกำกับสิ่งประดิษฐ์ฯ ของ (売買許可番号) ฉบับที่ (№) เล่มที่ (Vol)

ลงวันที่ เดือน พ.ศ.

หนังสือกำกับสิ่งประดิษฐ์ฯ ของ ฉบับที่ เล่มที่

上の２行に同じ（繰返し）

เดือน พ.ศ.

หนังสือกำกับสิ่งประดิษฐ์ฯ ของ ฉบับที่ เล่มที่

(日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

(輸送担当者氏名・輸送会社名) นำเคลื่อนที่ไปเพื่อ □ ค้า □ ใช้สอยส่วนตัว 販売/自社使用

เลขที่ (地番) หมู่ที่ (丁番) ตรอก/ซอย (路地名) ถนน (通り名) ตำบล/แขวง (区)

อำเภอ/เขต (市) จังหวัด (県) โดยพาหนะ (輸送手段) หมายเลขทะเบียน (輸送車両番号)

ในความควบคุมของ (製品名)

ข้าพเจ้าขอรับรองว่า สิ่งประดิษฐ์ เครื่องใช้ หรือสิ่งอื่นใดบรรดาที่ทำด้วยไม้หวงห้ามตามรายการท้ายหนังสือกำกับฯนี้ ได้มาโดยชอบตามพระราชบัญญัติป่าไม้ และได้ลงบัญชีจำหน่าย เล่มที่ (冊数) หน้าที่ (Vol) ลำดับที่ (№) แล้ว

หนังสือกำกับฯ ฉบับนี้ให้ใช้กำกับสิ่งประดิษฐ์ฯ ระหว่างนำเคลื่อนที่ได้ไม่เกิน 2 วัน นับแต่วันและเวลาที่ออกหนังสือกำกับฯนี้

(ลงชื่อ) (申請者の署名) ผู้รับอนุญาต

( )

私は○○（製品名）について、書類（№）、（Vol）、（冊数）の記載が正確であることを証明（宣言）する。

行政事務所記入欄

สำหรับพนักงานเจ้าหน้าที่

私（職名）（氏名）は、○年○月○日○時に製品を確認したことを証明する。

ที่ / ที่ทำการ (行政事務所名)

วันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

ข้าพเจ้า (氏　名) ตำแหน่ง (職　名) ได้ตรวจสอบสิ่งประดิษฐ์ เครื่องใช้หรือสิ่งอื่นใดบรรดาที่ทำด้วยไม้หวงห้าม ตามรายการท้ายหนังสือกำกับฯ ฉบับนี้แล้ว รับรองว่าถูกต้อง และเป็นสิ่งประดิษฐ์ฯที่ได้มาโดยชอบตามพระราชบัญญัติป่าไม้ ซึ่งผู้รับใบอนุญาตได้นำลงบัญชีแสดงรายการจำหน่ายแล้ว จึงให้ใช้หนังสือกำกับฉบับนี้ เป็นหลักฐานระหว่างนำเคลื่อนที่ไปยังจุดหมายปลายทาง ตามที่ระบุไว้ในหนังสือกำกับฯ ฉบับนี้ได้ จนถึงวันที่ (日) (เวลา) (時間) เดือน (月) พ.ศ. (年)

私、（職名）（氏名）は、○年○月○日○時に木材製品を確認したことを証する。

(ลงชื่อ) (検査担当官署名) พนักงานเจ้าหน้าที่

( )

さらに、書類中央部には、加工工場の操業許可及び販売許可に係る事項を記載する欄があり、その下には、輸送と移動先に係る情報を記載するようになっている。

製品の移動証明書の裏面（図 4-4）は、木材の輸送証明書と同じように移動する木材の登録を行うための木材製品登録書がある。

この記載方法は、木材移動登録書（図 4-2）と同じである。

⑤トラッキングシステムによる合法性証明の利用

現在、実証実験に参加している事業体は、トラッキングが可能な販売明細を木材需要者に提供している。しかし、実証実験ではトラッキングの精度等を計測している最中と思われる。

さらに、タイでは木材合法性制証明システムを EU とともに構築中で、トラッキングに使用するデータベースシステムが稼働していない。現在の実証実験中のトラッキングシステムの実施体制が整い、制度化され、一般の需要者がトラッキングシステムの情報を利用できるまでには、しばらく時間がかかりそうである。

図 4-4　木材製品登録書

法律で規制されている木材製品登録

บัญชีรายการสิ่งประดิษฐ์ เครื่องใช้ หรือสิ่งอื่นใดบรรดาที่ทำด้วยไม้หวงห้าม

ท้ายหนังสือกำกับสิ่งประดิษฐ์ฯ เล่มที่ (№) **ฉบับที่** (Vol)

ลงวันที่ (日) **เดือน** (月) **พ.ศ.** (年)

ลำดับที่	ชนิดไม้	ลักษณะสิ่งประดิษฐ์	ขนาด cm			จำนวน	หมายเหตุ
			กว้าง	ยาว	หนาหรือสูง		
(№)	(木材の種類)	(量)	(長さ)	(幅)	(厚さ)	(量 m³)	(備考)

รวมสิ่งประดิษฐ์ฯ ทั้งสิ้น จำนวน ..... (.....)

(ลงชื่อ) (担当者署名) **ผู้รับใบอนุญาต**

(.....)

(ลงชื่อ) (検査担当官署名) **พนักงานเจ้าหน้าที่ผู้ตรวจสอบ**

(.....)

ตำแหน่ง (検査担当官職名)

３．木材生産・流通状況

（１）木材加工産業

森林局がウェブサイトで公表しているデータによれば、2021 年度に森林局は、合計 1 万 3,411 件の加工事業設置許可を発行している。

この許可は、毎年更新されるもので、表の許可件数には許可を更新した既存の加工事業施設の件数が含まれている。表中には、新規に木材加工所を開設するための許可件数が 2,825 件含まれているので、更新のための許可発行件数は 1 万 559 件である。

表 4-4　加工事業設置許可発行件数（2021 年度）

（件）

機械による木材加工工場の設置許可				手作業で木材を加工する工場を設立するための許可	
（A）販売用木材加工許可	（B）（A）の設備を改善した加工業者への許可	（C）ゴム及び特定13樹種の加工許可	仏具商品加工許可	木材の加工及び販売	仏具商品加工許可
173	105	1,028	3,848	18	589
貿易用木材加工許可	商業目的以外の木材加工のライセンス	木材加工所開設許可	木材保管許可	商取引又は所有の制限がある木材で生産した食器その他の木材製品の加工許可	計
187	17	2,825	0	4,621	13,411

資料：森林局

表 4-4 によれば、機械による木材加工工場の設置許可件数は 5,154 件であり、この内、仏具商品加工許可件数を除いた件数は 1,670 件である。

森林局が発表している 2019 年の加工工場件数は 6,211 件であり、その内訳は次のとおりである[25]。

【2019 年の加工工場数】

- 機械を使用する加工工場　1,093 件
- 工作機械を使用する加工工場　3,073 件
- 手作業で木材を加工する工場　1,193 件
- 木工品を手作業で加工する工場　703 件
- 商業用木材加工　76 件
- その他　73 件

なお、統計上は 2021 年においても「手作業で木材を加工する工場」に事業許可を与えているように集計しているが、2019 年の森林法改正により事業許可を取得しなければならない加工事業の範囲が縮小し、手作業で木材を加工する工場は設置許可の対象

25 https://forestinfo.forest.go.th/

からはずされている[26]。

次に掲げる木材加工については、加工事業設置許可が不要である[27]。

i 丸太の造材（枝払いや玉切り）。
ii 手作業で木材を加工する工場
iii 商取引以外の目的による丸太又は木片の加工。
iv 合法的入手が証明できる加工木材の所為。
v 保有していない木材の加工。
vi 営利目的ではない証拠を備えている未加工の制限樹種の人力による加工。

（２）加工工場で使用が許可されている木材

森林法では、加工工場が使用できる木材を次のように定めている。

i 使用料や森林維持費が支払われている木材、伐採が許可されている木材又は森林局の許可書があり許可印が押されている木材。
ii ロイヤリティーの支払いは完了していないが、伐採が許可され、役人がスタンプを押した木材。
iii 政府から購入した木材で、役人がすでに政府の印を押して販売しているもの。
iv 木材加工許可所持者の加工木材で、木材加工許可所持者の加工木材により添付された文書がある又は職員の ID が証拠として記録されているもの。
v 輸送許可書が添付されている輸入材。

森林局は、適正な原料の使用と製品の管理のために、製材工場、二次加工工場その他の木材加工工場に、原料の入出荷在庫日報及び生産した製品の加工生産実績日報の作成と管理を義務付けている。

森林局は、加工工場及び流通業者を年一回監査している。監査では、抽出検査により木材を管理する各種日報と原料及び加工した製品の適合を確認する。監査の結果、悪質な不適合が明らかになったときは、加工工場の加工事業設置許可を取消している。

なお、タイ国内における木材製品の需要は、内装材、家具材、雑貨品などである。内装材は下地用の製材品、床や壁の下地又は化粧に使用する木質パネルが主要製品である。家具については、高級品のソファーのフレーム、テーブル、箪笥などにチークが用いられている他、輸出用を含む屋内用及び屋外用の家具にゴム材が用いられている。

タイでは一般的に木造住宅は建築されていない。

（３）木材製品流通業者

森林局の 2019 年のデータによれば、流通業者数は 3,053 件である[28]。森林局は、これらの流通業者にも入出荷在庫台帳の作成を義務づけ、年一回の監査を実施している。流通業者の他に、森林局のデータには工芸品を取扱う店舗が 4,885 件記録されている[30]。

---

[26] 森林法第 49 条・第 49 条の２。

[27] 森林法第 50 条。

[28] https://forestinfo.forest.go.th/

[30] https://forestinfo.forest.go.th/

（4）輸出入

2021 年の木材輸出入量を表 4-5 に示した。輸出入ともに単板の量が多いのが特徴的である。さらに合板の輸入量も多くなっている。

チップ・木質繊維、製材品、切削板、繊維板、木質パルプ以外のパルプについては、輸入量に対して輸出量が大幅に多くなっている。

2021 年の国別丸太・製材品輸入量を表 4-6 に示した。同年の輸入量は丸太が 22 万㎥、製材品は 50 万 4,000 ㎥である。丸太は米国からの輸入量が 20 万 1,187 ㎥と多く、丸太輸入量合計の 91%を占めている。製材品については、米国（15 万 1,445 ㎥）、日本（14 万 2,175 ㎥）及びマレーシア（13 万 8,152 ㎥）からの輸入量が多く、これら 3 か国からの輸入量は、全輸入量の 86%を占めている。

表 4-5　林産物輸出入量（2021 年）

区分	単位	輸入	輸出
薪	Kg	130, 159	403
チップ・木質繊維	t	72, 073	2, 688, 240
炭	t	61, 420	22, 397
丸太	㎥	220, 050	63, 373
製材品	㎥	504, 278	2, 445, 616
単板	㎥	10, 078, 087	185, 581, 037
切削板	t	11, 196	2, 055, 493
繊維板	t	18, 056	2, 671, 588
合板	㎥	1, 478, 658	310, 930
床板	t	498	173
木製家具	千個	5, 400	22, 872
その他木材製品	t	54, 652	66, 256
木質パルプ	t	577, 137	169, 628
その他パルプ	t	65, 696	1, 192, 525

資料：関税局

2021 年の国別丸太・製材品輸出量を表 4-7 に示した。度年においては、丸太を 8 か国に対して、製材品を 13 か国に対して輸出している。丸太、製材品ともに主要輸出相手国は中国であり、丸太の 95%（6 万 56 ㎥）、製材品の 96%（234 万 5,645 ㎥）を中国に向けて輸出している。

表 4-6　相手国別丸太・製材品輸入量（2021 年）

（㎥）

		丸太
	計	220, 187
1	米国	201, 134
2	オーストラリア	9, 342
3	ニュージーランド	5, 128
4	リトアニア	844
5	ドイツ	526
6	カメルーン	457
7	ベルギー	456
8	中国	423
9	チェコ	394
10	チェコ	394
	その他	1, 089

		製材品
	計	504, 141
1	米国	151, 445
2	日本	142, 275
3	マレーシア	138, 162
4	ラオス	17, 468
5	ドイツ	7, 479
6	ロシア	6, 626
7	カナダ	5, 369
8	中国	5, 264
9	ミャンマー	3, 191
10	ルーマニア	2, 886
	その他	23, 976

資料：関税局

表 4-7　相手国別丸太・製材品輸出量（2021 年）

（㎥）

		丸太
	計	63, 493
1	中国	60, 056
2	日本	1, 516
3	イスラエル	767
4	アラブ	410
5	インド	292
6	ラオス	194
7	ベトナム	162
8	モルディブ	96

		製材品
	計	2, 445, 496
1	中国	2, 345, 645
2	マレーシア	52, 305
3	ベトナム	32, 506
4	インド	4, 963
5	香港	3, 069
6	台湾	2, 536
7	バングラデシュ	1, 487
8	スリランカ	1, 112
9	カンボジア	1, 071
10	インドネシア	402
11	日本	293
12	韓国	72
13	オーストラリア	35

資料：関税局

（５）森林認証

タイでは、森林認証は普及していない。リースで小規模な公有地を確保して生産した早生樹種の人工林材とゴムプランテーションからの木材が商業用木材の大半を占めているという丸太の生産構造が、森林認証が普及しない要因であると考えられる。

表 4-8　タイの森林認証面積、CoC 認証件数

	森林認証面積	CoC 認証件数
	(ha)	(件)
FSC	173, 519	319
PEFC	3, 068	40

資料：FSC（https://connect.fsc.org/impact/facts-figures）
PEFC,"PEFC Global Statistics Data: December 2023"

森林認証面積は、FSC で 17 万 3, 519ha、PEFC では 3, 068ha にとどまっている。さらに CoC 認証については、FSC が 319 件、PEFC は 40 件である。

タイでは、タイ森林認証協議会（Thailand Forest Certification Council (TFCC)）が 2016 年に PEFC との相互承認を締結している。」

（６）違法伐採に関する関連情報

森林局は、ウェブサイトで森林関係法令違反事件の件数を公表している。これによれば、2021 年度（2020 年 10 月から 2021 年９月まで）の期間に発生した違反事件は､森林への侵入に係る事件が 1, 893 件、伐採に係る事件が 1, 326 件、植物を含む野生生物に係る事件が１件となっている。

表 4-9　森林関連法違反件数

（件）

年度	侵入	伐採	野生生物
2013	2, 801	4, 029	57
2014	3, 189	7, 315	－
2015	3, 607	4, 248	103
2016	3, 139	3, 508	84
2017	2, 279	3, 014	－
2018	1, 829	2, 966	6
2019	1, 726	1, 749	23
2020	2, 199	1, 423	3
2021	1, 893	1, 326	1

資料：　森林局

ウェブサイト上で公開されている最も古い 2013 年からのデータの推移を表９に示した。これによれば､伐採に係る事件数は 2015 年の 4, 248 件をピークに減少傾向にあるが、2018 年までは約 3, 000 件を上回る高い水準で事件が発生していた。ここ数年間、伐採に係る事件件数が減少したのは、密輸の目的で伐採してきたローズウッドの枯渇と訓練を受けた準軍事組織による取り締まりの強化にあるといわれている[31]。

さらに侵入に係る事件数は同じく 2015 年の 3, 607 件をピークとして減少しているものの、2017 年以降も 2, 000 件前後の件数で増減を繰り返している。

タイの天然林における違法伐採は、いまだ軽視できない問題として存続している。2021 年に森林局は、18 か所の国立公園で 171 件のシャムローズウッド（*Dalbergia cochinchinensis*）に代表されるローズウッドの違法伐採を報告している[32]。

侵入に係る事件の多さは、タイの複雑な土地利用権をめぐる問題を背景に生じているといわれている。文献によれば、何世代にもわたって居住していた土地から立ち退きを

31 Forest Trend, "Timber Legality Risk Dash Board: Thailand", USDA, October, 2021, p 15
32 『前掲書』

求められた先住民が、法律で立入りが禁じられているかつての居住地周辺の森林から離れられずに土地を占有した結果、逮捕され有罪判決が下った事例が報告されている[33]。

さらに、表 4-9 の内数には含まれていないが、公有地をリースして土地を確保してから実施されるゴムノキやユーカリなどのプランテーションについても、土地の利用権が確定する前に土地を占有して植林を行っている事例があるとの報告がある[34]。

（7）その他

タイでは、木材の生産、輸送及び輸出に係る許認可制度により多くの許可書及び証明書が発行されている。

Preferred by Nature は、合法性確認時の許可書及び証明書の確認作業をめぐる困難な状況を軽減するために、EU の支援を受けて『タイの文書ガイド木材版（Thailand Document Guide, Timber）』（2022 年版）と題した林業・木材関係の許可書及び証明書のサンプル集をウェブサイト（https://preferredbynature.org/）で公表している。この出版物は、合法性を確認するための参考資料として有用であると考えられるので報告する。

収録されている書類は次のとおりであり各書類の解説と文書のサンプル画像を掲載している。

『タイの文書ガイド木材版』に掲載されている許可書及び証明書のサンプル

i 土地保有権証書 - （Nor Sor 4 Chor）
ii 人工林証明書 (Sor Por 3)
iii 人工林許可書 (Por Sor 31) 及び (Por Sor 32)
iv 森林法第 18/1 条および第 18/1 条に基づく木材生産地証明
v 利用権許可 (STK 1 Kor; STK 2)
vi 使用証明書（NS-3）
vii 伐採・伐採届出証明書（Sor Por 13）
viii 制限種の収穫許可
ix 人工林材梱包リスト (Sor Por 15)
x 印鑑登録（Sor P8）
xi 印鑑証明書（Sor P9）
xii 移動許可書
xiii 製材証明書
xiv プランテーション年次管理報告書 （Por Sor 32）
xv チェーンソー運転者免許（Lor Sor 3）
xvi チェーンソー一時移転許可 (Lor Sor 13)
xvii 社会保障登録証明書（雇用主用）
xviii 労働許可証（外国人労働者用）
xix 輸出許可書
xx CITES 種の輸出入及び再輸出の許可

33 『前掲書』。.
34 『前掲書』。

仏暦 2563 年（西暦 2020 年）

【仮訳】

森林局規則

西暦2020王国外での取引又は輸出のための

木材、木材製品又は木炭の証明書の発行に関する王立森林局の規制

（王国外での取引又は輸出のための木材及び木材製品の証明書の発行）

現在の森林の状況に合わせて木材、木材製品及び木炭の輸出対策の改善が必要なため、西暦2019年森林法（第８号）により改正された仏歴2484年（西暦1941年）の森林法第18/2条に基づき、王国外での貿易又は輸出用の木材製品及び木炭には、貿易で競争する能力の強化をするために証拠を提出しなければならない。木材の証明書を取得したい者は、貿易用の木炭又は木材製品を王国外に輸出するために、伐採プロセスの証拠を提示し、合法的に入手した木材を取引する必要がある。森林局長は、合法的に入手した木材の木材生産と貿易のプロセスを遵守するために天然資源環境大臣の承認を得て、政府許認可を円滑化する規則を次のように定める。

第１条　この規則は、「西暦2020年王国外での貿易又は輸出のための木材、木材製品、木炭の証明書の発行に関する王立森林局の規制」と題する。

第２条　この規則は、王室官報に掲載された日の翌日から施行する（2020年４月１日施行）。

第３条　王国外への輸出のための木材、木材製品、木炭の証明書の発行に関する森林局の規則（西暦2009年）を廃止し、この規則で規定に係る全ての規則、規制、通知及び命令又はこの規則に反する若しくは矛盾する規定については、本規則を優先して適用する。

第４条　この規則における「証明書」とは、王国外での貿易又は輸出のための木材、木材製品及び木炭の証明書、「木」とは木を、「木材」とは、加工していない丸太を玉切した木材を、「製材品」とは加工された木材を、「樹木」とは、別の場所に移植できるように根ごと掘り起こした生きた多年生植物をいう。

「木材製品」とは、発明品、器具その他の木材で作られたもの又は完成品若しくは半製品として合法的に入手したコンポーネントとして木材を含むものをいう。

「木炭」とは、木を燃やして得た炭、木炭粉及び木を圧搾した炭をいう。

第５条　森林局長は、この規則を遵守する責任を負い、権限を有し、この規制の遵守に関する問題を解釈し、決定する権限を有する。

第１章　木材、木製品、木炭の認証

第６条　主務担当官は、木材、木製品及び木炭を次のように認証する。

（１）丸太及び加工木材は、次の種類の木材でなければならない。

(a) 土地法により、所有権又は占有権のある土地に生育する樹木。

(b) 大臣が発表内閣の承認を得て決定される権利文書の種類に応じて特典を受ける植栽が許可された土地に生育する樹木。

(c) 合法的な入手を示す証拠がある木材。

(d) 海外から輸入する木材には輸入証明書が必要であり、法律に基づく伐採又は林産物の移動には、森林及び原産地を特定する原産地証明書（C/O）又は輸出許可の証拠、製造国若しくは輸出国からの証明書その他の証明された証拠木材の入手状況を示す所轄官庁が発行した証拠。

（２）国産材は、第６条第１項の（a）、（b）又は（c）のいずれかの木材でなければならない。

（３）木材製品は、合法的な入手を示す証拠のある製品でなければならない。

（４）木炭は、次のものでなければならない。

(a) 第６条第１項の規定の（a）又は（b）に基づく木材を原料にして得られた木炭。

(b) 合法的な入手を示す証拠を付した木炭。

(c) 外国から輸入される木炭は、原産国又は輸出国が発行した原産地証明書（C/O）又は輸出許可書に基づく木材若しくは林産物の輸送証明書又は輸出証明書が必要である。

第７条　証明書を申請する者は、申請書（様式６による）とともに次の補足資料の提出を検討しなければならない。

7.1 本人に関する証拠書類

（１）個人

(a) 身分証明書又は身分確認ができる政府関係者のIDカード。

(b) 申請者の代理人に権限を付与する場合は、委任状、権限付与者の身分証明書の写し若しくは政府の公的身分証明書の写し、身分証明書権限がある弁護士又は政府職員のIDカードの写し及び国民身分証明書の写しを添付する。

（２）政府機関又は国営企業以外の法人

(a) 法人登録の証拠又は登録証明書

(b) 当該法人の登録された覚書及び定款。

(c) 代理権を付与する場合は、委任状及び権限付与者の身分証明書若しくは政府の公的身分証明書の写し又は認証された証明書の写し及び身分証明書又は代理権を執行する弁護士の身分証明書を添付。

7.2 木材、木製品、木炭の合法的入手を示す証拠書類

法律	（１）王国の丸太、加工木材、枠木材 (a) 森林法第 18 の１条に基づく木材証明書。 西暦2019年森林法（第８号）により改正した西暦1941年森林法第18の１条に基づく認証を要求できる製品の種類により対応する。
森林局長による指定	(b) 木材又は林産物の移動の要求。 (c) 森林植林法に基づく合法的取得の証拠を文書化する。 (d) 木材管理簿。 (e) 規定遵守の真正性を表明する自己宣言書。
丸太の場合	(f) （a）又は（b）による証拠がない丸太、加工木材及びこん包材

	の場合、（c）、（d）又は（e）の木材の写真を添付し、簡単な地図と所有権若しくは権利を示す文書の写し又は土地法に基づく占有又は許可書の写し。土地利用の許可を得た者は、大臣が発行した権利文書の種類に基づいて土地を使用しなければならない。状況に応じて、樹木を生育又は植栽する場所は、内閣の承認により決定する。
	（２）王国に輸入される木材 （a）木材又は林産物の輸送許可書又は加工木材に付随する文書、及び （b）原産地証明書（C/O）又は輸出許可の証拠。
輸入相手国から	（３）建物や器具の状態にあった木材。 （a）制限された木材又は制限された木材と同じ名前又は種類の木材で、建築された状態にあるか国外に移動する用具として使用されている状態にある、 又は （b）合法的な取得の証拠（森林法第39条に基づく適用（西暦1941年森林法（西暦2019年第８号改正））[35]
	（４）木材製品 （a）加工品、器具その他の木製物に関する図書 （b）合法的取得の証拠
保護種	（５）木炭 （a）木材又は林産物の移動採取又は （b）森林法（西暦1941年）の第18の１条（西暦2019年森林法（第８号）により改正）に基づく、薪炭材取得を示す証明書。 （c）王立森林局長が指定する薪炭材の取得を示す自己申告書。

7.3 その他の関連文書及び証拠

（１）木材、木製品、木炭に関する写真。

（２）商品注文書のコピー。

【申請】

第８条　申請書の提出場所

（１）バンコク地域の場合は、森林局に提出する。

（２）その他の地域の場合は、地元の森林資源管理局又は地元の森林センター若しくは森林保護開発部門に提出する。

森林局長は、申請書が第１項の規定に指定した以外の場所又は他の方法での提出を発表できる。

第９条　担当官は、第７条に基づく申請を受けたときは、申請書及び申請書とともに提出された書類又は証拠のリストを確認し、その内容が正確、かつ、完全であることを確認し、申請書に誤りがなく書類又は証拠に不備がない場合は、申請書の受領書を様式７により申請者に発行する。役員は、証拠として様式７による受領書

[35] 木材輸送証明書（訳者注）。

を申請者に交付する。

申請に誤りがある場合、書類や証拠が不足した場合は、直ちに申請者に通知する。その時点で修正又は追加できる場合は、申請者に修正又は追加の書類又は証拠の提出を通知する。その時点で修正又は追加が不可能な場合は、申請者に通知し、欠陥の記録と提出する追加文書又は証拠のリストを提供する。この請求を受領した日から15日以内に瑕疵記録と書類リスト又は様式７で提出する追加の証拠は、申請者が提出する。申請者が追加の書類や証拠を修正又は提出しなかった場合、申請書を処分し、理由を書面で通知して申請者に返送したものとみなす。ただし、そのような申請書の返送があった場合でも、申請者が新しい申請書を提出する資格は失われない。

第２章　検査及び報告

第10条　第８条の規定に定める提出機関は、森林局長又は地元の森林資源管理局長に報告しなければならない。職員は、第８条の規定に基づく申請を受けた日から10営業日以内又は申請者が書類若しくは追加証拠を訂正して提出した日から10日以内に、第８条の規定による審査の結果を機関の長に報告しなければならない。第９条の規定により、第８条の規定による機関の長は、報告を受けた日から２営業日以内に、森林局長又は森林局長が指名した者の意見を付して、その結果を報告しなければならない。

第８条の規定に掲げる森林センター又は森林保護開発部門は、第１項の規定に基づき、検査の結果及び森林資源管理局長の意見とともに森林局長又は森林局長が任命した者に報告を行う。

第11条　伐採木の信頼性を確認するために、職員は次の手順を実行しなければならない。

（１）個別スタンプ（Tシール）として、始まりから順にその年の年番号、番号、各樹木の番号を表示する。中心部の周長が100cm未満のサイズの木材については、全ての丸太の片側の断面に個別スタンプ（Tシール）を表示する。

（２）伐採した全ての丸太のリストを作成し、各丸太に樹種、材長、円周、数量、材積、重量、個別スタンプ（Tシール）、西暦の略年番号並びに最初の注文番号及び通し番号の詳細を記載する。

（３）次の詳細事項を記載した検査結果報告書を作成する。

(a) 検査年月日

(b) 証明書を申請する人の氏名、姓、身分証明書番号及び住所

(c) 土地証拠の詳細（土地の位置、土地区画座標）

(d) 政府が使用するために国が留保している森林地域又は土地との重複の有無。

(e) 伐採された全ての丸太のリスト（種類、材長、円周寸法データを含む）、数量、材積、重量、個別スタンプ（Tシール：西暦の略号、最初の注文番号及び通し番号、伐採した立木の座標）。

(f) 輸出する丸太のリスト（木材の学名、材長、周囲長、数量、材積、重量を明記）、個別スタンプ（Tシール；樹木、玉の連番、西暦の略号を表示）。

(g) 木の切株の断面の写真。玉切した全ての木材の両側の木口の写真。林業局長が指定した項目に加えて、木材の検査、測定又はスタンピングの方法を指定し発表する場合がある

第12条　第7.2項（１）（a）、（b）、（c）、（d）及び（e）、第7.2項（２）、第7.2（３）（a）及び（b）、第7.２（４）（a）及び（b）並びに第7.2項（５）（a）、（b）及び（c）のタイプ、サイズ及び数量と証拠との適合を確認する。

第13条　木材が生育する区域外の丸太の検査において、第7.2項（１）（e）及び（f）に基づく証拠がある場合は、土地にある切株を確認して、申請書で要求する木との適合を確認する追加の検査を実施し、正しい場合は、職員が第11条（１）に基づいてスタンプを押す。

第14条　第11条、第12条及び第13条の規定に基づく木材、木製品及び木炭の検査結果報告書は、森林局長が指定する情報を記載して作成する。

第15条　電子データの形式で本規則に基づく業務を行う場合は、電子取引法に基づき本規則で使用し、訴訟を起こすのと同様の法的効果があるとみなされる。この手続きは書面により行う。

第３章　証明書の発行

第16条　森林局長又は森林資源管理局長により証明書を発行する権限を与えられた者は、第10条の規定に基づいて報告書の受領日から３営業日以内に証明書の発行を検討し、その結果を申請者に通知する。

証明書の有効期間は証明書の発行日から30日以内とし、証明書は様式８に従う。

この規則により森林局長又は森林資源管理局長が指名された者は、指名を受けた日から30日以内に大臣に対して任命に対する不服を申し立てる権利がある。

第17条　証明書の発行に要する費用の率は､本規約の末尾の料金勘定によるものとする。

第18条　申請書及び証明書の用紙は、本規則の末尾の様式によるものとする。

第１項の規定による様式の変更又は追加は、森林局長が官報の告示により公告する。

第19条　王国外での取引又は輸出するための木材、木材製品、木炭の証明書は、この規則に従って、この規則が発効する前に制定した西暦2009年林業局規則の輸出用木材・木製品・木炭の証明書を王国外での貿易又は輸出のための木材、木材製品、木炭の証明書として引き続き使用する。

2020年２月３日、アタフォン チャロエンチャンサ森林局長発表

（様式６）

王国外での取引又は輸出のための木材、木材製品、木炭の証明書申請書

申請先 .....

日.....月.....仏年.....

私 .....

年.....年　国籍.....国民 ID 番号　-　-　-　-

自宅／本社

番号.....村.....通り名.....

道.....市.....

区.....

地区 .....州.....郵便番号.....

電話.....FAX..... E メール.....

森林局に申請書を提出するには、次を記入します。

項目１：次の種類に分類された木材の証明書を請求します。

1.1　丸太（樹種、商品名及び学名を明記）……..

本数.....材積.....㎥　重量.....kg./ton

1.2　木材加工品（樹種、商品名及び学名を明記）……

本数.....材積.....㎥　重量.....kg./ton

1.3　こん包材（樹種、商品名及び学名を明記）……..

量.....ton　材積..... ㎥　重量.....kg./ton

1.4　建物や器具として使用されていた木材（樹種、商品名及び学名を明記）

……..…..

量/シート/ピース/量..... ㎥/重量.....kg./ton

1.5 木製品（指定してください）……..……

樹種、商品名、学名.....……..….

量.....重量 .....kg/ ton

1.6 木炭（樹種、商品名、学名を明記）…….....

量.....□□d/箱/袋の容量 ..... **㎥重量** .....kg./ton

（各種類に複数の項目がある場合は、アカウントを付けてください。）

項目 2. 次の証拠を添付しました。

2.1　人に係る証拠

2.1.1 個人

□ (1) 申請者の国民IDカード/IDカード　政府職員（本人）の身分証明書

□ (2) 権限を委任して代理する場合

☐ A. 委任状

☐ B. 身分証明書のコピー/付与者及び弁護士の政府公的身分証明

書のコピー及びそのコピーが正しいことの証明書。

☐ C. 国民身分証明書/身分証明書 弁護士の政府関係者（本人）の身分証明書

2.1.2 政府機関又は国営企業ではない法人

☐ 法人登録の証拠又は法人登録証明書。

☐ 登録された有限会社の覚書及び定款。

☐ 代理権を付与する場合は、委任状を添付してください。

項目 3: 木材、木製品、木炭の供給源の証拠。

3.1 丸太、加工木材、枠組木材

3.1.1 王国で

☐認証される製品の種類に対応した森林法第 18/1 条に基づく木材認証。

☐ 木材又は林産物を移動するための許可。

☐ 再造林法に従って合法的取得の証拠を文書化。

☐ 木材管理簿

☐ 自己宣言書（SelfDeclaration）

☐(1)～(5)の証拠がない丸太、加工木材、枠組木材の場合は、写真を添付してください。 植えられた木、簡単な地図と、土地法に基づく所有権若しくは所有権を示す文書のコピー又はその許可を与える文書のコピー。樹木が生育又は植樹する場所は、許可された土地を使用し、権利書の種類に応じた特典は、大臣が発表した場合、内閣の承認を得て決定する。

3.1.2 王国に輸入された

☐木材又は林産物の輸送許可証、又は渡航書類。そして

☐原産地証明書 (C/O)又は原産地 (C/O) を示す送り出し国からの輸出許可。

3.2 以前に建物や器具として使用されていた木材

☐・ 物品を県外に移動することを許可する。

3.3 木製品

☐管理証

3.4 炭

☐ 木材又は林産物の輸送の要請。

☐ 原材料の合法的な入手を示す証拠。

☐・ (2.1) 森林法第 18/1 条に基づく木材証明書。

☐・ (2.2) 自己証明書（自己宣言書）

3.5 その他の関連証拠書類

☐ 木材、木製品、木炭に関連した写真。

☐ 製品注文書のコピーとINVOICE

第４項：第１項に定める物品は、..... 区.....
県..... に保管される。
輸出相手国.....
輸出者名及び住所.....
.....
荷受人名及び住所.....
.....
INVOICE 番号…….....
日付.....

私は上記に示されている又は添付されている宣言及び文書は全て真実であることをここに証明します。

(申請者署名). .....
(.....)

担当官が、

申請書類を確認した結果、不完全かつ不正確であることが判明し、申請者はそれらを修正していませんでした。修正情報は正確であり、指定された期間内に修正を完了する必要があります。.....年.....月の期日までに申請書類が正しく完成していることを確認してください。

担当官の意見

.....

.....

申請書審査官署名.....

(.....)

所見

氏名（Mr./Mrs./Miss）..... .....

職名..... .....

同行者.....

規定に基づく現地調査を実施する。

(署名) .....

(.....)

職名.....

担当官の所見

検査は規定に基づき実施した。

☐ 不正確です。結果は申請者.....に通知してください。

☐ 正解です。王立森林局長官に証明書の発行の提案が適切であると考えます。

(検査官署名). .....□□

(.....)

職名.....

指揮官の所見

....

.....

(署名).....

(.....)

職名.....

森林大臣への上申

☐ 承認

☐ 却下 .....

(署名).....

(.....)

職名.....

(様式 7)

王国外での取引又は輸出のための木材、木材製品、木炭の認証申請受領書

日.....月.....年 ….....

王立森林局は、.....からの木材及び木材製品の証明書の申請を受領した。

貿易用の木材製品又は木炭の木材証明書の要求を受領します。

申請書と補足文書を確認した結果は、次のようです。

森林局は、.....の木材製品の木材証明書の申請を受領し、申請と添付書類を確認した結果、次のように判断する。

- ☐ 文書及び証拠が完全かつ正確。
- ☐ 次の文書及び証拠が不完全又は不正確。
  1.....
  2.....
  3.....
  4.....

申請者は、この申請を受け取った日から 15 日以内に、申請を修正するか、追加の書類や証拠を正確かつ完全に提出するよう通知されています。申請者が行動を起こさない場合は、その期間内に修正するか、追加の書類や証拠を提出してください。森林局は申請者に申請書を返送しますが、申請者は証拠としてこの申請書のコピーを申請者に渡しています。

申請者に、この通知を受け取った日から 15 日以内に、申請書を修正するか、正しく完成するための追加の文書や証拠を提出するよう通知する。
王立森林局は、申請者が上記期間内に修正を行わない場合又は追加の書類や証拠を提出しない場合、申請書を申請者に返送します。
申請書受領者は、この申請受領書のコピーを証拠として申請者に送付します。

署名.....申請者署名 .....検査員の要請

(.....) (.....)

(แบบ รม.8)

หนงสือรบรองไม้ ผลิตภณฑ์ไม้
และถ่านไมเพื่อการค้าหรือส่งออกไปนอกราชอาณาจกร
Letter of Certification for Trade and Export of Timber, Wood Products and Charcoal
ออกตามความในมาตรา 18/2 แห่งพระราชบัญญัติป่าไม้ พุทธศักราช 2484
และที่แก้ไขเพิ่มเติม

เลขที่
No.

木材、木製品及び炭の輸送輸出証明書

森林法第 18/2 条、タイ暦 2484 年(1941 年)及び追加

ใบสั่งสินคา้ /INVOICE インボイス

เลขที่ No.	วันที่ Date
ผู้ส่งออก/Exporter 輸出者	**ผู้ซื้อ/Consignee** 荷受人
เลขประจำตัวผู้เสียภาษี 納税番号 Tax ID	ประเทศปลายทาง 仕向国 Destination Country

รายละเอียดสินค้า/Description of Consignment 商品明細

ประเภท/Type	ชนิดไม้/Species
(ระบุไม้ท่อน/timber ไม้ท่อนขนาดเล็ก/roundwood ไม้ลอม/balled tree ไมแปรรูป/sawnwood ชิ้นไม้สับ/wood chip ไม้ที่เคยอยู่ในสภาพสิ่งปลูกสร้างหรือเครื่องใช้/used wood ผลิตภัณฑ์ไม/wood products ถ่านไม้/charcoals หรืออื่นๆ) （木材、丸太、根巻きした木、製材品、木材チップ、古材、木材製品、炭）	ชื่อสามัญ/Common name 一般名 ชื่อการค้า/Trade name 商業名 ชื่อวิทยาศาสตร์/Scientific name 学名

จำนวน/ปริมาณ(หน่วย) Quantity (unit) 数量／個数（単位）	ปริมาตร (ลบ.ม.) 材積（㎥） Volume (cu.m.)	น้ำหนัก (กก./ตัน) 重量 Weight (kg./ton)

แหล่งที่มา/Source 由来

<table>
<tr><td>วันที่ออก 発行日
Date of issue</td><td rowspan="2">ลงชื่อ .....(署　名).....
.....
(.....
.....)
อธิบดีกรมป่าไม้
Director General of Royal Forest Department</td></tr>
<tr><td>วันที่หมดอายุ 有効期限
Date of expiry</td></tr>
</table>

王国外での取引又は輸出のための木材、木材製品、木炭の証明書発行に要する費用。

製品容積（㎥）	製品重量(kg)	最長往復距離（km）	稼働日数（日）	総経費 全費用 経費全体 (バーツ)
27以下	20,000以下	200以下	1	1,400
		201 -400	2	3,600
		400超	3	6,600
28 - 55	20,001-40,000	200以下	2	2,800
		201 -400	3	5,400
		401 -500	4	9,600
		500超	5	13,000
56 - 80	40,001-60,000	200以下	3	6,000
		201 -400	5	12,000
		401 -500	7	21,000
		500超	9	28,800
80超	60,000超	200以下	4	8,000
		201 -400	7	16,800
		401 -500	9	27,000
		500超	11	35,200